東北大学における安全保障輸出管理 平成24年度活動報告書

平成 25 年 3 月

国立大学法人東北大学

東北大学(以下「本学」)では、①教職員の方々に対して本学におけるこれまでの安全保障輸出管理(以下「輸出管理」)の活動状況を報告すること、②学外の皆様に対して本学の取組みを広く知っていただくこと、③本学の輸出管理に関して学内外から幅広くご意見又はご教示をいただき、更なる改善を図ることにより、本学としてより望ましい輸出管理を実現することを目的として、昨年度よりこの活動報告書を作成し、関係各位に配布させていただくとともに、本学の輸出管理に関するホームページ(下記 URL 参照)上にも掲載・公表させていただきました。

その後、当初の我々の予想に反し、特に学外の方々から、「貴学のこれまでの取組みの経緯等がわかりやすく掲載されており、大変参考になった」、「学内の監査結果や説明資料に至るまで包み隠さず掲載する姿勢が素晴らしい」、「貴学において課題として認識している点は本学においても全く同様であり、今後、情報交換させていただきたい」等といった、お褒めや共感・協調のお言葉を多数頂戴し、輸出管理という共通の使命・役割を持っておられる、言わば同志の方々からの声は、我々にとって大変大きな励みとなるとともに、本学における輸出管理のための組織・運営体制(以下「管理体制」)の更なる改善・充実に向けて一層努力しなければならないという想いを新たにいたしました。

ところで、平成24年7月にUCIP(国際・大学知財本部コンソーシアム)からご送付いただいた「大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書」によれば、輸出者等遵守基準が施行された平成22年度以降、多くの大学において輸出管理規程を制定し、管理体制を発足している様子が伺えるものの、他方、未だに検討段階にある大学も少なからずあり、また、既に管理体制を構築している大学においても留学生等に対する入口管理をはじめとして多くの課題や疑問を抱えている様子であり、我が国全体としてみれば、大学における輸出管理はまだ緒に就いたばかりという実状が改めて明るみになりました。

このような大学間における格差や管理上の種々の課題等が生じる背景には様々な要因が考えられますが、その主なものとしては、大学内における人的リソースの不足、我が国の外為法をはじめとした輸出管理規制が成果の公開を前提とした大学になじまない点があること、又は入口管理における関係機関(経済産業省・外務省・法務省)間及び関係機関と大学間における情報共有及び連携の欠如があげられると考えております。

いずれも、一大学限りにおいては解決が困難な課題ですが、この点を解消するための一つの取組みとして、UCIPが母体となり、さきに「輸出管理 DAY for ACADEMIA, 2013」が開催されました。このような取組みは上記の課題等を抱える大学にとっては大変心強いものであり、次年度の開催はもちろん、新たなコンソーシアムの設立により大学における輸出管理のための環境がさらに整備されることを切に願ってやみません。

このような取組みと比較すれば、一大学における活動報告書の配布・公表という取組み

は本当に微々たるものではございますが、本報告書をご高覧いただき、ご意見等いただけ れば幸いでございます。

末筆ではございますが、本学の管理体制の構築・運用及び改訂に多大なるご協力を頂戴 しました学内外の関係者の皆様方に改めて厚く御礼申し上げますとともに、本報告書が我 が国の大学における輸出管理の普及に少しでもお役に立つことができれば、望外の喜びで ございます。

> 国立大学法人東北大学副学長(法務コンプライアンス担当) 安全保障輸出管理統括責任者

> > 兵 頭 英 治

参照 URL【東北大学における安全保障輸出管理】

: http://www.rpip.tohoku.ac.jp//anzen/houkoku.html

目 次

第1章	改善・充実のための取組み	1
第2章	判定手続等の取扱実績	1 8
第3章	調査	2 5
第4章	教育・普及啓発活動	2 7
第5章	監査	3 0
第6章	学外との連携活動等	3 7
V /o √lol		
資料		0.6
	Z大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	3 9
	比大学安全保障輸出管理体制図 1988年 - 1987年 (本年本)	4 7
	資料 1 - 1) 本部責任者名簿 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	4 9
	資料1-2)本部責任者名簿(平成25年7月1日現在)	······ 5 1
	資料 2 - 1) 安全保障輸出管理委員会名簿(平成 25 年 3 月 31 日現7	
	資料2-2)安全保障輸出管理委員会名簿(平成25年7月1日現在	
(参考》	資料3) 安全保障輸出管理委員会アドバイザー名簿(平成25年7月	
		5 7
(参考資	資料4)安全保障輸出管理アドバイザー名簿(平成 25 年 7 月 1 日現	在) … 5 9
(参考資	資料5)安全保障輸出管理担当者名簿(平成25年7月1日現在)	6 1
3. 判定	三手続(対象取引の内容等)	6 3
4. 基本	マフロー図	6 5
5. 判定	三手続の取扱実績	6 7
6. 終了	「前確認の取扱実績	6 9
7. 「安	全保障輸出管理に関する教員全学講習会」(抜粋)	7 1
8.「安	全保障輸出管理に関する教員全学講習会(ライフサイエンス関連)」	8 3
9.「安	全保障輸出管理に関する実務担当者講習会」(抜粋)	9 5
10. 「安	全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会」(抜粋)	1 0 3
11. 「安	全保障輸出管理アドバイザー研修会」	1 1 7
12. 「東	北大学における安全保障輸出管理の取り組みについて」(抜粋)	1 3 1
(立有	命館大学・安全保障貿易管理研修会資料)	
13. 「東	北大学における留学生等の出口管理」	1 4 3
(輸出	出管理 DAY for ACADEMIA(第二部)資料)	

東北大学における安全保障輸出管理 平成24年度活動報告書

第1章 改善・充実のための取組み

本学における輸出管理のための組織・運営体制(以下「管理体制」)、手続、教育・監査体制等の基本的かつ重要なフレームワークは、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程(以下「規程」。**資料1**を参照。)に定めがあり、その第1条では、規程の制定目的、言い換えれば本学における輸出管理の目的として「国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与すること」と定めている。

このうち「国際的な平和及び安全の維持」という前段の目的は、我が国における輸出管理の根拠法となっている外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)の第1条を踏まえたものであり、ある意味で当然の規定であるが、特に後段の「学術研究の健全な発展」という目的の中に本学における輸出管理の基本的な考え方が反映されている。

この基本的な考え方を端的に表現すれば、「国際的な平和及び安全の維持を目的とした外 為法を遵守するとともに、同法の要請に応えつつ大学及び本学の実情に即した輸出管理を 行うことにより、教員等が過度な制約を受けることなく、かつ、外為法違反ないし社会的 責任に問われることなく、安心して研究教育活動に専念できる環境を整える」というもの である。

輸出管理は、外為法にその実施の前提となる規制内容が定められ、また、経済産業省からガイダンスとして大学・研究機関において適正に輸出管理を行うよう促すための参考資料が提供されているところではあるが、最終的には各大学等のいわゆる輸出者等における自主管理が基本であることから、自ずと各大学等によってそれぞれの組織の規模や想定されるリスクに対する認識の違い等から輸出管理のための組織体制、管理手法及び取扱いが異なっているのが現状である。

このことは、大学等が外為法違反ないし社会的責任の追及を恐れるあまり、外為法の要請に対して過剰に反応し、行き過ぎた管理を行えば、大学等における基本的な使命である研究教育活動が阻害されるリスクが生じる可能性が高まり、他方、研究教育活動の円滑な運営をあまりに優先して統制を緩めれば、外為法違反等のリスクが生じる可能性が高まるという、相反する側面が内在していることを意味しているが、本学においては上記の基本的な考え方に従い、平成24年度も安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」。資料2を参照。)における審議の過程を通じて、本学における輸出管理の改善・充実を図るため、様々な取組みを行ってきた。

以下、Iにおいて平成 2 4年度に行った改善・充実のための種々の取組みのうち主なものをご紹介し、また、IIにおいては委員会の開催・審議状況等を振り返り、Iで取り上げなかった取組みも含めた、本学の輸出管理の歩みをご報告したい。

I. 改善・充実のための主な取組み

1. ホワイト国を相手先とする場合における手続の簡素化

○検討の経緯

本学では、教員等が留学生・外国人研究者を受け入れ、研究指導等を通じて技術提供を行う予定が生じた場合、又は外国に研究試料や測定・観測機器等の貨物を輸出する予定が生じた場合等には、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則(以下「細則」。規程に基づき、具体的な手続の内容、取扱い、各種の申請様式等を定めた規則。)に基づき、一部の例外規定(判定手続を要さない場合を定めたもの)に該当する場合を除き、当該教員等は当該技術提供又は貨物輸出(以下、これらを総称して「取引」)の実施前(※原則として、留学生・外国人研究者の受入れに当たっては受入決定前、外国の大学等との共同研究等を研究計画とする科学研究費補助金等の申請又は文部科学省国費外国人留学生等の外国人留学生等の受入れを前提とした申請に当たっては申請前)までに所定の判定手続(構成及び手続の流れは第2章を参照)を受けることとなっている。

しかしながら、今年度に実施した定期監査(※実施体制及び監査結果の概要については第5章を参照)において、一部の部局から判定手続について相手先の属性に応じて手続の軽減・簡素化を図る等の検討を行うよう要望があったため、この観点から判定手続について検討を行うこととなった。

〇取組みの内容

新たに「ホワイト国を相手先として公知の範囲内で技術提供を行う場合」には判定手続を要さないこととし、この場合を例外規定に加える細則の一部改正案を平成25年3月18日開催の委員会に諮り、承認を得た上、最終的に統括管理責任者の決裁を経て、同改正が成立。この新たな取扱いを平成25年5月1日より適用することとした。

〇取組みの趣旨等

上記取組みの検討に当たっては、安全保障輸出管理室が作成した検討素案をベース として、同室と委員長及び副委員長が幾多の議論を重ねたところであるが、最終的に 上記の取組みを採用した趣旨は以下のとおりである。

まず、ホワイト国はキャッチオール規制上は規制対象外となっているものの、リスト規制上は規制対象となっており、仮に提供技術がリスト規制に該当する非公知の技術である場合、貿易外省令上の他の例外規定に該当しない限り、経済産業大臣あての許可申請手続が必要となるため、技術提供の相手先がホワイト国という要件だけで判定手続の対象から除外することは適当ではないと考えられることから、貿易外省令の例外規定であり、かつ、大学における提供技術の中で最も適用範囲の広い「公知の範囲内における技術」に限定して判定手続を求めないこととした。

次に、検討の過程において、相手先が非ホワイト国の場合であっても「公知の範囲

内における技術」の提供については、リスト規制及びキャッチオール規制を問わず、 法令上は規制の対象外となっているため、少なくとも懸念国、国連武器禁輸国又は外 国ユーザーリスト所在国・地域以外の非ホワイト国に限定して、同じく「公知の範囲 内における技術」の提供について判定手続を求めないこととする点についても議論し たが、やはり、国・地域として国内法に基づき厳格に輸出管理規制を行っていない国 をホワイト国と同列に扱うことは適当ではないとの意見が多数を占め、この点は見送 られた。

なお、本学では、これまで、公知の判断を教員等の個人任せではなく、所定の申請書 (輸出管理シート)に提供予定技術が掲載されている公表済み論文の題目や掲載雑誌・頁等を記載していただくことにより、提供予定技術が公知であることを組織的に確認してきた経緯があるが、本学の管理体制が発足して3年余が経過し、教員等に輸出管理が浸透してきたこと、及び公知の判断を誤るケースがほとんど存しない状況であったことから、技術提供の相手先がホワイト国の場合に限り、この判断を教員等に委ねることとした。

2. けん制体制(教員等に対する事務サポート)の充実・強化

○検討の経緯

本学では、教員等による判定手続の遺漏を防ぐことにより外為法違反等のリスクを可能な限り軽減するため、教員等に対しては、取引の予定が生じた際には速やかに所属部局(大学院研究科、附置研究所等)の輸出管理担当者(資料 1 参考資料 5 を参照)に対し輸出管理シートを提出し、又は当該取引に関連する事務手続(入学手続、旅行計画手続等。詳細については資料 3 を参照)が存する場合には、遅くとも当該事務手続と並行して所定の担当係(教務担当係、外国出張担当係等。詳細については資料 3 を参照)に対し輸出管理シートを提出することとしている。

また、所定の担当係に対しては、教員等から当該取引に関連する事務手続上の関係 書類と併せて輸出管理シートを受理した場合には、同シートを輸出管理担当者に回付 するとともに、判定手続の結果(取引承認)について輸出管理担当者から連絡がある までは事務処理を行わないことに加え、判定手続が必要な取引について教員等から同 シートの提出が無かった場合には、判定手続の実施状況を当該教員等に確認するとと もに、判定手続が履行されていない場合には手続の履行について促し、その結果につ いて輸出管理担当者から連絡があるまでは同じく事務処理を行わないこととすること により、輸出管理担当者と所定の担当係による連携協力を通じた輸出管理上のけん制 体制を構築しているところである。

しかしながら、今年度受審した本学の監査室による内部監査において、一部の教員 等について判定手続の遺漏が確認されたことから、これまでの輸出管理上のけん制体 制について、より一層の充実・強化を図るよう指摘を受けた。

〇取組みの内容

各部局の所定の担当係が担うこととなっている、教員等に対するけん制の役割を徹底するため、平成25年度以降、所定の担当係の事務手続を所管する本部の関係各署において、以下のいずれかの対策(可能な場合は複数の対策)を順次講じることとし、今年度は安全保障輸出管理室と関係各署の間でこの対策の実現に向けた協議及び具体的な検討に着手した。

①様式、基準等の改定

判定手続が未履行の場合における教員等への督促、判定結果(取引承認)の連絡を受けた後の事務処理の徹底を外形的に担保するための対応策。

具体的には、事務手続に係る関係書類の様式の改定(輸出管理に関するチェック欄の新設等)、業務マニュアルの改定等を想定。

②周知内容の改訂

周知機能を向上させることにより、けん制体制徹底を図るための対応策。

具体的には、各部署で管理している HP(各部局の所定の担当係の方々が専ら閲覧に利用するサイト)上に、所定の担当係における輸出管理上の役割を明記すること等を想定。

③教育内容等の見直し

各部署が主催している現行の研修会等の中で輸出管理も扱い、既存の業務内容と 一体的に理解させることにより、所定の担当係における輸出管理上の役割をより明確にするための対応策。

具体的には、各部署がそれぞれの所管業務について部局の実務担当者の知識及びスキルの向上を目的として実施している研修会等のテキスト上に所定の担当係における輸出管理上の役割を明記し、又は必要に応じて各部署が主催する研修会等のテーマに輸出管理を設定し、安全保障輸出管理室長を講師として説明させること等を想定。

〇取組みの趣旨等

大学においては輸出管理の対象となる取引の形態及び態様が多種・多様であり、教 員等による判定手続の遺漏を可能な限り防ぐことにより、教員等が安心して研究教育 活動に専念できる環境を整えるためには、主担当である本部の安全保障輸出管理室又 は各部局の輸出管理担当者によるけん制機能が必要なことは当然として、さらに、こ れらの取引に関わる事務手続を所管する本部の関係部署及び各部局の所定の担当係に よる従たるけん制機能の発揮が欠かせない。

本学においては、平成22年3月の管理体制発足以降、これまでも関係各署・所定の担当係との連携の下で輸出管理を実施してきたところであるが、このたびの内部監査の指摘を踏まえ、現行の連携体制を改めて検証し、上記のけん制体制の充実・強化を図るために考えられる、最も現実的かつ効果的な対策を安全保障輸出管理室と関係

各署がひざを突き合わせて真剣に議論したが、どの部署も忙しい合間を縫って極めて 協力的に、かつ、親身になって検討要請に応じていただき、本当に感謝している。

特に、協議又は検討の過程で重視したことは、各部署の事情を最大限考慮すること、また、安全保障輸出管理室が具体的な素案又は対案を用意して常にリードし、各部署の負担軽減を図ることの2点であったが、来年度も常にこのスタンスを基本として、引き続きできることから一歩ずつ、しかし、着実に実現を図りたいと考えている。

3. 手続案内(フロー図)の大幅な見直し

○検討の経緯

本学では、輸出管理に関する手続の明確化の一環として、これまで本学の輸出管理に関するホームページ(下記 URL)上に学内手続のフローとして、「技術の提供」・「貨物の輸出」の別に判定手続等の全体の流れを掲載してきたところであるが、今年度に実施した定期監査(※実施体制及び監査結果の概要については第5章を参照)において、教員等から取引の形態(留学生・外国人研究者の受入れ、共同研究の実施、外国出張等)に応じたフロー図や具体の記載例を作成し、ホームページ等に掲載するよう要望があったため、この観点から従来のフロー図の大幅な見直しについて検討を行うこととなった。

*参照 URL(輸出管理 HP): http://www.rpip.tohoku.ac.jp//anzen/

〇取組みの内容:資料4を参照

取引の打診の時点から取引の実施の時点(出口管理である終了前確認が必要な場合には、帰国等の時点)に至るまでの手続の全体像を時系列でシンプルに把握し、及び該当する取引の形態に応じて関係するフロー図にアクセスできる「基本フロー図」、取引の形態に応じて手続の必要性の有無及び懸念性のレベルに応じた記載例が確認できる「チェックフロー図」、書類提出後の審査・判定手続の状況等が確認できる「審査・判定フロー図」という、「基本フロー図」を軸としたツリー構造に再構築し、平成25年5月1日より運用を開始することとして、同年3月18日の委員会に報告し、了解を得た。

〇取組みの趣旨等

従来のフロー図は、輸出管理上の手続を体系的に理解する上では有効であったが、「技術の提供」及び「貨物の輸出」という二つの区分しか設定していなかったが、大学において輸出管理の対象となる具体の取引の形態及び態様は多種・多様であるため、個々の取引について、どちらのフロー図のどの箇所を確認すべきかが分かり難い側面があった。上記の定期監査で教員等から最も多く寄せられた要望は、取引の打診があった際に、その取引について輸出管理の手続が必要となるのかどうか、また、手続が必要となった場合に、どのタイミングでどの程度の内容で書類を作成する必要があるのか、といった必要な情報がダイレクトに閲覧できる、真にユーザーフレンドリーな

フロー図の作成を求める声が非常に大きかった。

フロー図の改訂にあたっては、事務方の目線だけではなく、実際にユーザーとなる 教員等の目線が何より重要であることから、安全保障輸出管理室が作成した原案をも とに委員長及び副委員長と度重なる議論・検討を踏まえ、幾多の校正を経て上記のツ リー構造からなるフロー図が完成した。

なお、一部のチェックフロー図については、所管部署との更なる協議・調整が必要なため、来年度以降引き続き検討が必要であるほか、何よりもユーザーである教員等が5月1日の運用開始以降、実際に利活用した上でどのような評価を行うのか、来年度に実施する定期監査においてフォローアップを行い、必要に応じて再改訂について検討を行いたいと考えている。

4. 一般包括許可(ホワイト包括)の取得

○検討の経緯

新包括関連通達により、平成24年7月1日付けで新たな包括許可制度として、一般包括許可(一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び一般包括役務取引許可。通称「ホワイト包括」。)が設けられた。

この制度は、ホワイト国を仕向地として行うリスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の提供のうち、所定の要件(当該貨物・技術の機微度が比較的低い品目と仕向地の組合せ)に該当する場合には、経済産業大臣が当該輸出者等に対し電子申請を行う等の所定の条件を付した上で当該輸出又は役務取引を行うことを包括的に許可するという制度であり、これにより、この所定の条件を満たす限りにおいて経済産業大臣あての個別の許可取得が不要になるというものである。

この新制度が適用開始したこと自体は、本学としても把握していたが、上記の所定の条件(通達に記載のあるもの)以外にも、実務上は別に何らかの条件ないし制約が存するのではないかという、やや懐疑的な見方をしていたこともあり、ホワイト包括の許可取得については当面、様子を見ることとしていたが、既に許可を取得されていた東京大学の担当課より、ホワイト包括に関し種々の有益な情報をご提供いただき、許可取得のための申請手続を含め、所定の条件が通達に記載のある範囲の軽微な内容であることが確認できたことを踏まえ、本学としても許可取得に向けた準備を開始することとなった。

〇取組みの内容

平成25年度より本学としてホワイト包括の運用を開始するための準備として、許可取得のための申請手続を開始するとともに、許可取得後の運用上の疑問点(ホワイト包括が適用可能な取引について、個別の許可取得が可能か等)について経済産業省に照会する等により関連情報を収集し、また、委員会において同制度の趣旨及び本学における運用の方向性について報告を行った。

※平成25年4月8日付けで許可を取得した。

○取組みの趣旨等

ホワイト包括の許可取得による最大のメリットとしては、経済産業大臣あての許可申請のための書類作成及び関連資料の収集に要する教員等の負担が皆無となること、また、学内の判定手続限りで直ちに取引を実施できることが可能となることがあげられる。

今年度に実施した定期監査(※実施体制及び監査結果の概要については第5章を参照)においては、特に教員等から、手続の簡素化を求める要望が多数寄せられたところであるが、本学としてこれまでに経済産業大臣宛て許可申請を行った案件のうち、実にその約8割がホワイト包括の適用が可能な案件に該当していたことから、この許可取得はまさに教員等のニーズに応える上で欠かせないものとなった。

なお、運用に当たって留意すべきと本学が考える事項としては、以下のものがあげ あれる。

- ① ホワイト包括の適用が可能な案件については、個別申請は認められないこと。
- ② 税関への輸出入申告を通関業者に依頼する場合には、事前に当該通関業者を指定する必要があること(通関業者のNACCSコードを確認の上、事前にNACCSに登録する必要があること)。
- ③ 通関業者に依頼することなく本学の教員等が自ら税関への輸出入申告を行う場合には、輸出申告書に包括許可番号を記載するとともに、税関において電子ライセンスの確認を受ける必要があること。
- ④ 有効期限(3年)の管理・更新
- ⑤ 統括責任者・該非判定責任者等の変更届の提出

Ⅱ. 委員会の活動状況

1. 平成24年第5回 安全保障輸出管理委員会 (開催形式)

日時:4月27日(金)午後3時30分~午後4時30分

会場:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者:39名中34名(代理出席含む)

審議事項:

①平成24年第4回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第4回安全保障輸出管理委員会(3月29日(木)開催)の議事録(案) について審議し、承認された。

②国立大学法人東北大学安全保障輸出管理委員会運営内規の一部改正(案)及び 委員会アドバイザーの委嘱について 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理委員会運営内規の一部改正(案)及び委員会 アドバイザーの委嘱について以下のとおり説明があり、審議の結果、承認された。

- ・副委員長を規程第15条第4号に掲げる委員から指名できるようにすること。また、 本委員会において承認されることを前提に、同条に基づき大町委員(工学研究科) に副委員長を依頼していること。
- ・委員会は、規程第19条に定める者を参考人として出席させ、説明又は意見を聴く ものとすること。
- ・委員会は、部局からの要請等により構成員以外の者に議事内容を把握させる相当の 理由があると認めるときは、オブザーバーとして陪席させるものとすること。
- ・委員長は、規程第14条に定める委員会の所掌事項の実施にあたり特に必要と認め たときは、委員会の同意を得て、当分の間アドバイザーを置き、その助言を求める ことができる委員会アドバイザーを新設すること。また、本委員会において承認さ れることを前提に、前委員長及び前副委員長にアドバイザーを依頼していること。
- ③審査の進め方及び観点の一部改正 (案) について

審査の進め方及び観点の一部改正(案)について、審議の結果、承認された。主 な改正の内容は以下のとおり。

- ・事前審査に関し、申請者以外の者を代理として出席させることが特に困難な場合 に限り、申請者本人の代理者としての出席を認めること。
- ・本審査に関し、申請者本人の代理者としての出席を認めないこと。
- ・事前審査及び本審査に関し、特に必要がある場合には、申請者本人を参考人として出席させ、説明又は意見を聴くことを認めること。
- 本審査に関し、委員長又は副委員長が所属する部局の事案については、委員長又 は副委員長が自ら説明することを認めること。
- ・本審査に関し、審査における公平性の確保するため、委員長、副委員長又は委員 を申請者とする事案については、委員長、副委員長又は委員がその議決に参加す ることを認めないこと。
- ④該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要としていずれも 承認された。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…2件
- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…2件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

• リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認) した案件…8件

②その他

1)組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程及び同細則の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程及び同細則の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・規程:東北メディカル・メガバンク機構を輸出管理対象部局に追加(2月1日付け)。財務部資産・調達管理課長を改め、財務部資産管理課長を委員として委員構成を改正(4月1日付け)。
- ・細則:材料科学共同研究センターを輸出管理対象部局に追加(3月1日付け)。未来医工学治療開発センターを輸出管理対象部局から除外(4月1日付け)。
- 2) 平成24年度定期教育の実施について

4月13日(金)に教員全学講習会を、また、4月23日(月)に実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ開催し、委員及び輸出管理アドバイザー並びに橋爪秀利前委員長及び佐竹正延前副委員長の協力の下、多数の参加者をもって盛況裡に終了した旨報告があった。

3) 平成24年度の主な予定について

平成24年度の本委員会の主な予定について、以下のとおり報告があった。

- ・会議形式の本委員会を4回(4月、6月、10月、平成25年3月)開催。なお、 他の月については書面審議形式により開催予定。
- 6月の委員会終了後、引き続き輸出管理アドバイザー研修会を開催。
- ・9月から10月にかけて、定期監査を実施。
- 1 1 月頃から 1 月頃までにかけて、定期監査の結果を踏まえ、更なる管理体制の 見直しに向けた検討に着手。
- ・リスト規制の改訂があった場合には、調査票に基づく調査を実施。

2. 平成24年第6回 安全保障輸出管理委員会 (開催形式)

日時:6月27日(水)午前9時15分~午前9時50分場所:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者:39名中37名(代理出席含む)

審議事項:

①平成24年第5回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第5回安全保障輸出管理委員会(4月27日(金)開催)の議事録(案) について審議し、承認された。

②安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正(案)について

安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正(案)について審議し、承認された。主な改正内容は以下のとおり。

・定期監査(二次監査)の監査対応:①「事務職員ヒアリング」及び「教員ヒアリ

ング」の区分の明確化、②「教員ヒアリング」は、安全保障輸出管理室のほか、 新たに委員長も対応する。

・その他:輸出管理が監査室による内部監査の対象となった場合について、部局の 実情を監査するという定期監査の主な目的を担保するため、内部監査において部 局監査が実施される場合に限り、定期監査に代えることができるように要件を限 定。

③平成24年度定期監査実施計画(案)について

平成24年度定期監査実施計画(案)について審議し、承認された。実施計画の 主な内容は以下のとおり。

- ・一次監査(書面監査):8月下旬から9月上旬にかけてすべての輸出管理対象部局 を対象として実施。
- ・二次監査(実地監査): ①9月下旬から10月上旬にかけて、11部局(教育学研究科、法学研究科、歯学研究科、薬学研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、流体科学研究所、電気通信研究所、病院、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター)を対象として実施、②過去に委員会審査案件の申請があった部局のうち、平成24年9月1日現在、継続して研究指導等を実施している部局については、事務職員ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③昨年度の二次監査で「不適切事項」との評価が付された部局のうち、今年度の一次監査の結果、指摘事項に対応する対応が未実施であることが確認された部局も二次監査の対象とする。
- ・委員会による監査報告書(案)の内容確認:10月下旬
- •二次監査結果通知:平成24年11月上旬
- ④該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認された。

・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…27件
- ・懸念先からの訪問者受入れであるが、公知の範囲内での技術提供であって、その 旨受入教員から部局管理責任者あて誓約書が提出されていることから、取引承認 と判定(部局事前確認)した案件…1件

3. 平成24年第7回 安全保障輸出管理委員会(書面審議)

期間:7月27日(金)~8月1日(水)

回答者:39名中38名

審議事項:

①平成24年第6回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第6回安全保障輸出管理委員会(6月27日(木)開催)の議事録(案) について審議し、承認された。

②該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要としていずれも 承認された。

- ・国連武器禁輸国・地域向け輸出…1件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…3件
- 懸念国からの受入れ…1件
- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…2件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可の取得を要すると判定(部局判定及び本部確認)した案件…2件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…1件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認) した案件…15件
- ②その他
 - 1)委員名簿の改訂について

国際交流課長の人事異動に伴い、委員名簿を改訂した旨の報告があった。

4. 平成24年第8回 安全保障輸出管理委員会(書面審議)

期間:9月10日(月)~9月13日(木)

回答者:39名中31名

審議事項:

①平成24年第7回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第7回安全保障輸出管理委員会(書面審議)の議事録(案)について 審議し、承認された。

②安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正(案)について

安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正(案)について審議し、承認された。主な改正内容は以下のとおり。

- ・二次監査対象部局の追加:監査室による本年度の内部監査(安全保障輸出管理室に対する監査。6月下旬~8月上旬実施。)において、昨年度実施した定期監査に関し、一次監査(アンケート調査票に基づく書面監査)のみ対象の部局に不備があった場合のフォローアップ体制が不十分であるとの参考意見が付されたことを踏まえ、一次監査の結果「改善要請事項」又は「不適切事項」に相当する不備が確認された部局を新たに二次監査の対象とし、当該二次監査の結果「改善要請事項」又は「不適切事項」を付された場合、当該不備項目について翌年度に引き続きフォローアップを行うこととした。
- ・監査項目等の明確化: ①「改善要請事項」を付された部局は、翌年度、当該不備項目について二次監査を行う。ただし、当該二次監査で事後対応が適切であることを確認できた場合、翌々年度以降は同一項目について二次監査を行わない、②「不適切事項」を付された部局であって、翌年度の一次監査で事後対応の不備が確認された部局は、当該不備項目について二次監査を行う。ただし、翌々年度の一次監査で事後対応の不備是正が確認できた場合、当該年度以降は同一項目について二次監査を行わない、③定期監査以外においてコンプライアンスの欠如が明らかになった部局であって、翌年度の一次監査で事後対応の不備が確認された部局は、当該不備項目について二次監査を行う。ただし、翌々年度の一次監査で事後対応の不備是正が確認できた場合、当該年度以降は同一項目について二次監査を行わない。
- ・ 条文の整備: ① 上記の改正に伴う文言の修正、②文言の適正化
- ③該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認された。

・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項:

①平成24年度定期監査実施計画の一部改正について

平成24年度定期監査実施計画の一部改正について報告があった。改正後の実施 計画の主な内容は以下のとおり。

- ・一次監査(書面監査): 9月上旬から中旬にかけて、すべての輸出管理対象部局を 対象として実施。
- ・二次監査(実地監査): ①9月下旬から10月<u>中旬</u>にかけて、11部局(教育学研究科、法学研究科、歯学研究科、薬学研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、流体科学研究所、電気通信研究所、病院、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター)を

対象として実施、②過去に委員会審査案件の申請があった部局のうち、平成24年9月1日現在、継続して研究指導等を実施している部局については、事務職員 ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③上記部局のほか、次に掲げる部局 も対象とする。

- ・<u>昨年度の定期監査で「不適切事項」を付された部局であって、本年度の一次</u> 監査で事後対応の不備が確認された部局
- 本年度の一次監査の結果、「改善要請事項」又は「不適切事項」に相当する不備が確認された部局。
- 委員会による監査報告書(案)の内容確認: 10月下旬
- •二次監查結果通知:平成24年11月上旬

※下線部分:改正箇所

②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…19件
- ・懸念先からの訪問者受入れであるが、公知の範囲内での技術提供であって、その 旨受入教員から部局管理責任者あて誓約書が提出されていることから、取引承認 と判定(部局事前確認)した案件…1件
- 5. 平成24年第9回 安全保障輸出管理委員会(書面審議)

期間:10月3日(水)~10月9日(月)

回答者:39名中36名

審議事項:

①平成24年第8回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第8回安全保障輸出管理委員会(書面審議)の議事録(案)について 審議し、承認された。

②該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要としていずれも 承認された。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…4件
- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…1件 ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…7件

6. 平成24年第10回 安全保障輸出管理委員会 (開催形式)

日時:10月31日(水)午後4時00分~午後5時15分

場所:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者:40名中37名(代理出席含む)

審議事項:

①平成24年第9回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第9回安全保障輸出管理委員会(書面審議)の議事録(案)について 審議し、承認された。

②平成24年度定期監査報告書(案)について

平成24年度定期監査報告書(案)について審議し、承認された。内容は、第5章I. に記載のとおり。

③該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要としていずれも 承認された。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・懸念国からの受入れ…1件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…18件

②その他

1)組織改編に伴う、安全保障輸出管理細則の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理細則の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・国際集積エレクトロニクス研究開発センターを輸出管理対象部局に追加(10月 1日付け)
- 2) 外国におけるノートパソコンの盗難事故について

外国におけるノートパソコンの盗難事故について、以下のとおり報告があった。

・10月、本学の教員が外国(ドイツ)出張中に技術情報を含むノートパソコンの

盗難に遭ったため、部局管理責任者から全学管理責任者あて当該事故の概要のほか、安全保障輸出管理上の部局判定結果等について通報があったこと。

- ・通報の内容から、学内手続の漏れはなく、また、盗難に遭った技術情報が法令上の例外規定(公知・基礎科学)に該当し、かつ、リスト規制非該当であることから法令違反もなかったことを本部(安全保障輸出管理室)において確認し、その旨を全学管理責任者及び統括責任者に報告したこと。
- 3) 北京航空航天大学との大学間交流協定の更新について

北京航空航天大学との大学間交流協定の更新について、以下のとおり報告があった。

- •「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」(平成22年2月。経済産業省貿易管理部)において、外国ユーザーリスト掲載機関と研究協力協定を締結する際に、提供技術等が大量破壊兵器等の開発等に利用されるおそれがないことを慎重に確認することが必須事項として求められていることを踏まえ、同協定の更新にあたり、現時点で同大学を相手先とする取引(留学生・外国人研究者等の受入れ又は共同研究等)の予定の有無を確認し、仮に予定が有ることが確認された場合には本委員会において慎重に審査を行うものとして、文系(非実験系)部局を除く38部局を対象に調査を行ったこと。
- ・調査の結果、38部局すべてについて、現時点で予定が1件も無く、少なくとも現時点においては輸出管理上の懸念が無いことが確認されたこと。したがって、今後、同協定の更新作業を進めることとなること。

7. 平成25年第1回 安全保障輸出管理委員会(書面審議)

期間:1月25日(金)~1月29日(火)

回答者: 40名中36名

審議事項:

①平成24年第10回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成24年第10回安全保障輸出管理委員会(10月31日(水)開催)の議事録(案)について審議し、承認された。

②該非判定・取引審査の本部判定(案)について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認された。

・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可の取得を要すると判定(部局判定及び本部確認)した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…3件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認) した案件…53件
- ・懸念先からの訪問者受入れであるが、公知の範囲内での技術提供であって、その 旨受入教員から部局管理責任者あて誓約書が提出されていることから、取引承認 と判定(部局事前確認)した案件…1件

②その他

1) 外国におけるノートパソコンの盗難事故について

外国におけるノートパソコンの盗難事故について、以下のとおり報告があった。

- ・昨年12月、本学の教員が外国(米国)出張中に技術情報を含むノートパソコン の盗難に遭ったため、部局管理責任者から全学管理責任者あて当該事故の概要の ほか、安全保障輸出管理上の部局判定結果等について通報があったこと。
- 通報の内容から、学内手続の漏れはなく、また、盗難に遭った技術情報が法令上の例外規定(公知)に該当し、かつ、リスト規制非該当であることから法令違反もなかったこと、さらに、当該パソコンにはパスワードが設定されており、技術情報の不用意な漏えいを防ぐ措置が講じられていたことを本部(安全保障輸出管理室)において確認し、その旨を全学管理責任者及び統括責任者に報告したこと。

8. 平成25年第2回 安全保障輸出管理委員会 (開催形式)

日時:3月18日(月)午前10時00分~午前11時00分

場所:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者:40名中37名(代理出席含む)

審議事項:

①平成25年第1回安全保障輸出管理委員会議事録(案)について

平成25年第1回安全保障輸出管理委員会(書面審議)の議事録(案)について 審議し、承認された。

②国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正(案)について

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正(案)について審議し、承認された。主な改正内容は以下のとおり。

- ホワイト国を相手先とする公知の技術提供に係る適用除外
- ・条文の明確化: ①リスト規制技術の改訂に伴う、判定済み技術の内容確認手続の 明確化、②終了前確認の手続(受入期間中における提供技術の追加・変更及び終

了後の貨物の持ち出しに係る確認)の明確化、③「輸出管理シート」及び「終了 前確認シート」における説明箇所等の明確化

報告事項:

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可の取得を要すると判定(部局判定及び本部確認)した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取 引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…3件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定(部局判定及び本部確認)した案件…12件

②その他

1)手続フロー図の見直し等について

手続フロー図の見直し等について、以下のとおり報告があった。

・今年度実施した定期監査(教員ヒアリング)において、複数の教員から、該当する取引の形態に応じたフロー図及び手続の全体像を時系列でシンプルに把握するためのフロー図の作成について要望があったことを踏まえ、現行のフロー図を以下の「基本フロー図」を軸としたツリー構造に改訂する予定であること。

基本フロー図: 手続の全体像を時系列でシンプルに把握し、及び該当する取引の 形態に応じて関係するフロー図にアクセスできるフロー図。

各種チェックフロー図:取引の形態に応じて手続の必要性の有無及び懸念性のレベルに応じた記載例が確認できるフロー図。

審査・判定フロー図:書類提出後の審査・判定手続の状況等が確認できるフロー図。

- ・経済産業大臣宛ての許可申請が必要となった教員等の書類作成等に要する負担軽減及び当該取引の迅速な実施を可能とするため、現在、経済産業大臣宛てにホワイト包括許可を申請中であり、4月中には許可が得られる見通しであること。
- 2) 安全保障輸出管理に関する講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下の とおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会:4月3日(水)【工学部地区】、4月11日(木)【北青葉山地区】 及び【星陵・雨宮地区】、4月12日(金)【片平地区】※下半期も開催予定
- 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会: 4月25日(木)※下半期も開催予定
- 3) 副委員長の退任について

副委員長の退任及び後任の副委員長就任予定者について報告があった。

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、特にその要ともいえる判定手続等認の取扱実績を 件数ベースでご説明したい。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて、求める判定手続等の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく3つに分類できることから、取扱実績はこの懸念性の度合いに応じた3つの分類に区分して記載することとする。ここで、数字の持つ意味合いをご理解いただくためには、前提としてこの区分の意味をご理解いただく必要があるため、冒頭に本学における判定手続等の構成及びフロー(手続の流れ)を時系列順に簡単にご説明したい。

I. 判定手続等の構成及びフロー

1. 取引の開始前

①判定手続の構成

1) 事前確認

取引の懸念性の度合いを確認し、その後の手続の有無及び内容を判定するスクリーニングのための手続。

2) 該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定する手続。 常に、取引審査とセットで行う。

3) 取引審査

該非判定の結果を踏まえ、特例適用の有無又は取引の相手先・用途における懸念の有無を確認した上で、取引の承認の可否(承認の場合における許可申請の要・不要を含む)を審査する手続。常に、該非判定とセットで行う。

②判定手続のフロー

21頁の図1(判定手続のフロー図)のとおり、取引の相手先及び提供技術・輸出貨物の内容により、判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく以下の3つに分類している。

1) 懸念性が低い場合(管理レベルが低い場合)

図1の運送 箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国(懸念先以外)の場合であって、部局の事前確認において、提供技術が例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合には、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部(安全保障輸出管理室)に届け出る。

ただし、非該当証明書取得済みの貨物輸出に限り、取引前に本部における内容確

認を得る必要がある。

2) 懸念性が比較的高い場合(管理レベルが中程度の場合)

図1のご適箇所に相当する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国(懸念先以外)の場合であって、提供技術が例外規定に該当しない場合又は輸出貨物が非該当証明書取得済みでない場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認されない限り、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部に届け出る。

また、この場合には、すべての取引について取引前に本部における内容確認を得る必要があるほか、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認された場合には、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

3) 懸念性が高い場合(管理レベルが高い場合)

図1の 箇所に相当する取引。取引の相手先が懸念先の場合には、提供技術又は輸出貨物の内容如何に関わらず、すべて部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

2. 判定手続の終了後

①再判定手続の構成

上記1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記1. の判定手続を行う。

- 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合
- 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合

3. 取引の終了前

①終了前確認の構成

1)終了前確認

上記1. の判定手続又は上記2. の再判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間(判定手続における審査の対象期間)終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、22頁の図2(終了前確認チェックフロー図)に従い終了前確認を行う。

また、終了前確認の結果、所定の要件に該当した場合(「確認終了」に至らなかった場合)には、下記2)により懸念先確認又は下記3)により判定手続を行う必要がある。

2) 懸念先確認

上記1)による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、懸念先として受け入れた者で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更が無く、また、貨物の持ち帰りも無い場合(図2の には、部局において内容を確認の上、その結果を本部に届け出る。

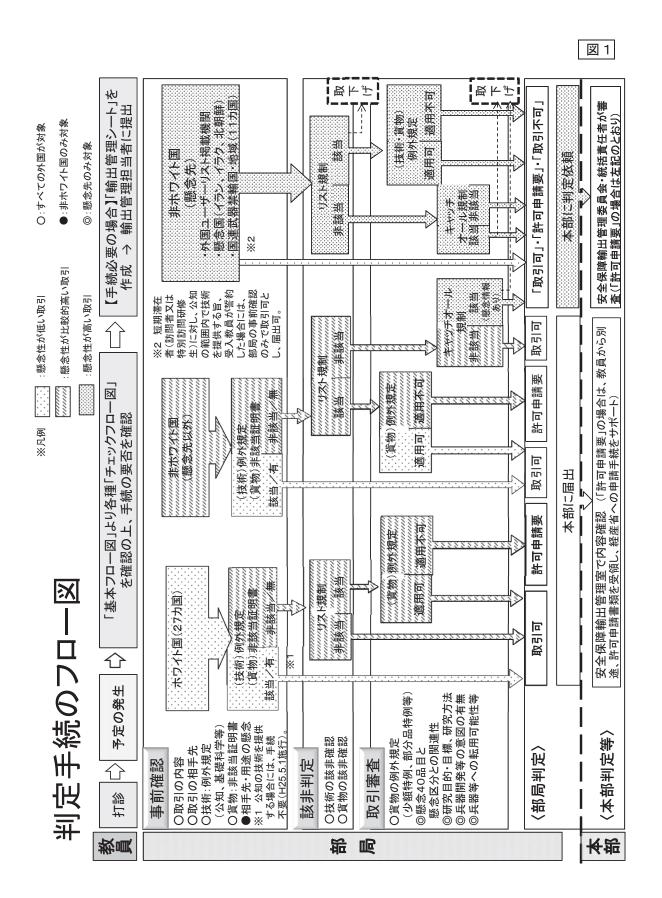
3) 判定手続

上記1)による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、次のいずれかに該当する場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行った上、その結果を本部に届け出るか、本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

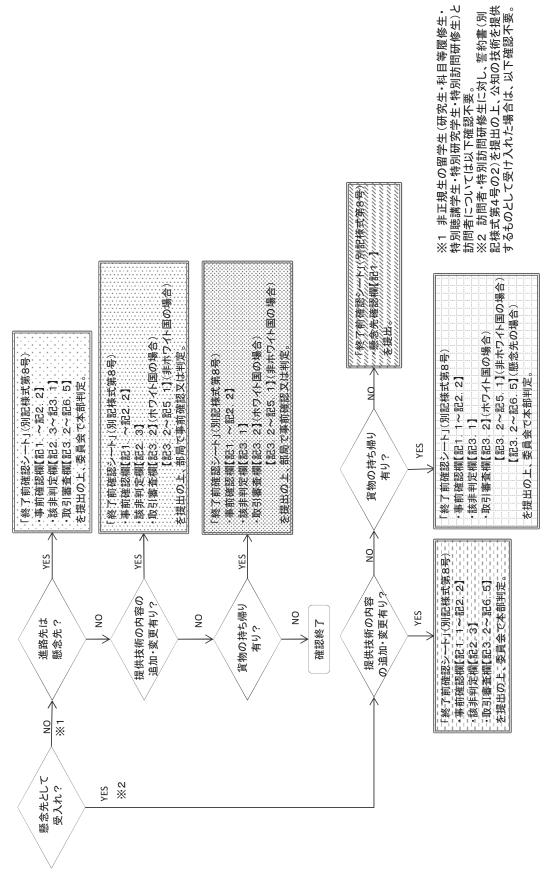
- ・懸念先以外から受け入れた方で、終了後の進路先が懸念先である場合(図2の!!!!!)
- ・懸念先以外から受け入れた方で、終了後の進路先が懸念先でないものの提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合(図2の)、若しくは貨物の持ち帰りがある場合(図2の)
- ・懸念先として受け入れた方で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加 又変更がある場合(図2の(三年))、若しくは貨物の持ち帰りがある場合(図2の(二年))

②終了前確認のフロー

22頁の図2(終了前確認チェックフロー図)のとおり。







Ⅱ.取扱実績

1. 判定手続の取扱実績

平成24年度の判定手続の取扱実績は、以下のとおり。なお、各月別の内訳は、**資料 5**のとおり。

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	平成24年度合計
事前確認限りで取引を承認した案件	749
貨物の輸出	23
技術の提供・受入れ	726

		平成24年度合計
談非判定。	取引審査により取引を承認した案件	
貨物の輸出		154
(内訳)	輸出許可申請必要	2
	輸出許可申請不要	152
技術の提供	·受入れ	13
(内訳)	<u>役務取引許可申請必要</u>	1
	 役務取引許可申請不要	12

		平成24年度合計
安全保	障輸出管理室において確認した案件 (同一貨物の再輸出)	33
(内訳)	輸出許可申請必要	3
	輸出許可申請不要	30

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

		平成24年度合計
該非判定	・取引審査により取引を承認した案件	21
貨物の輸出	4	1
技術の提供	共・受入れ	20
(内訳)	外国ユーザーリスト掲載機関	11
	懸念国	2
	国連武器禁輸国•地域	7

2. 終了前確認の取扱実績

平成24年度の終了前確認の取扱実績は、以下のとおり。なお、各月別の内訳は、 **資料6**のとおり。

●懸念先以外として受入れ

	平成24年度合計
進路先が懸念先	0
提供技術の追加・変更有	1
帰国時の貨物持ち帰り	4

●懸念先として受入れ

	平成24年度合計
提供技術の追加・変更有	0
帰国時の貨物持ち帰り	1
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	28

第3章 調査

I. 実施状況

1. 実施時期

8月~10月

2. 調查対象部局

すべての輸出管理対象部局

3. 調查対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系(非実験系)の 教員等については、昨年の調査において文系(非実験系)である旨回答した場合、調 査の対象外

4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動 が行われている場合については、各教員。

5. 調査項目

リスト規制貨物・技術の保有状況(外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。)

6. 調查結果

- ○調査対象者全員から回答を得た(総数:903件)。
- ○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの(585件)のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が132件(22.5%)あった。
- ○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの(2 25件)のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が39件(17.3%)あった。

7. 自己評価

○昨年度に引き続き、調査対象者全員から回答を得たが、これは手続の遺漏による外 為法違反のリスクを極力低減させるという本調査の趣旨・目的から、これを怠れば、 最悪の場合、自分自身に法的責任が伴うことになるという当事者意識が学内の教員 等に十分に浸透していることの表れであると考えられる。

なお、昨年度の回答総数(969件)からの減少分は、昨年度の調査において文 系(非実験系)の教員等である旨回答のあった方(上記3のとおり、当該教員等は 次回以降の調査の対象外)の分である。

○輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術がリスト規制に該当する旨の回答が計171件あり、昨年度(41件)を大きく上回っているが、これは、輸出管理に対する意識の高まりに加え、昨年度に作成した本学における該非判定のデータベース(該非判定一覧)等の該非判定の支援ツールが普及してきたことを背景として、昨年度よりも該非の確認を正確に行う

教員等が増大したことによるものと考えられる。

第4章 教育・普及啓発活動

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数

日時等		会場	対象予定部局		出席者数
4月13日	9:15~10:15	理学研究	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、	文学研究科、	
(金)		科大講義	生命科学研究科、電子光理学研究センター、	教育学研究	
		室	ニュートリノ科学研究センター、学術資源	科、法学研究	
			研究公開センター、国際高等研究教育機構、	科、経済学研	約30名
			サイクロトロン・ラジオアイソトープセン	究科、国際文	
			ター、学際科学国際高等研究センター、サ	化研究科、教	
			イバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	育情報学教	
	11:00~12:00	工学研究	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研	育部・教育情	
		科中央棟	究科、医工学研究科、未来科学技術共同研	報学研究部、	
		2階大会	究センター、環境保全センター、マイクロ	東北アジア	約 160 名
		議室	システム融合研究開発センター【工学部地	研究センタ	
			区】	一、高等教育	
	13:30~14:30	医学系研	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、	開発推進セ	
		究科臨床	生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学	ンター、教育	
		小講堂	研究所、病院、動物実験センター、遺伝子	情報基盤セ	約60名
			実験センター、未来医工学治療開発センタ	ンター、国際	
			ー【星陵・雨宮地区】	交流センタ	
	15:30~16:30	金属材料	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科	一、国際教育	
		研究所講	学研究所、電気通信研究所、多元物質科学	院、教養教育	
		堂	研究所、埋蔵文化財調査室、原子分子材料	院【川内地	% 40 A
			科学高等研究機構、省エネルギー・スピン	区】	約 40 名
			トロニクス集積化システムセンター【片平		
			地区】		

②演題・講師・講演内容等

『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』(資料7)

: 佐々木委員長 (片平地区)、橋爪前委員長 (北青葉山地区、工学部地区、星陵・雨宮地区)

『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会 (ライフサイエンス関連)』(資料8)

: 佐竹前副委員長(星陵・雨宮地区)

佐々木委員長及び橋爪前委員長より、外為法の規制内容、大学における輸出管理 の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明 するとともに、平成23年度定期監査の結果を踏まえた手続の見直しの内容等につ いて説明した。また、星陵・雨宮地区については、橋爪前委員長からの説明終了後、 佐竹前副委員長より、ライフサイエンス関連分野における留意事項等について補足 して説明した。

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数

		日時	等	会 場	出席者数
	(前半部)	13:30~14:30	実務担当者講習会		約 100 名
4月23日	(削十部)	14:30~14:40	質疑応答	片平さくらホール	邓 100 石
(月)	(3次) (47)	14:50~15:50	安全保障輸出管理担当者研修会	2階会議室	ýh 10 k
	(後半部)	15:50~16:00	質疑応答		約 40 名

②演題・講師・講演内容等

『我が国の安全保障輸出管理規制と東北大学の安全保障輸出管理体制』(資料9):船田室長(輸出管理マネージャー)

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』(資料10): 櫻井室員

安全保障輸出管理担当者には、部局内における輸出管理実務の総合窓口として、外 為法の規制内容及び本学の管理体制の仕組みはもとより、申請書類の不備をチェック し、又は提出漏れを防ぐための様々な注意点を理解することが求められる。

また、その他関連する事務(留学生等の受入れ、共同研究、受託研究、外国出張、物品管理又は購買等)を処理する実務担当者にも輸出管理関係書類の受理・回付・督促等を行うことが求められており、外為法の規制内容及び本学の管理体制の基本的な仕組み等を理解することが必要となる。

したがって、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を上記のとおり2部構成により開催した。なお、平成23年度定期監査において、講習会等の開催時期に関し、一部の部局から人事異動時期に近接したタイミングで開催するよう要望があったことを踏まえ、今年度より年度当初に開催したものである。

船田室長からは外為法の規制内容、本学の管理体制、判定手続及び終了前確認手続の概要、平成23年度定期監査の結果を踏まえた見直しの内容及び所定の担当係に求められる役割等について、櫻井室員からは判定手続及び終了前確認手続における書類の確認方法その他実務処理上の注意点等についてそれぞれ説明があり、安全保障輸出管理担当者及び実務担当者がその役割を果たす上で、有益な機会になったと思われる。

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数

日時:6月27日(水)

会場:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者:安全保障輸出管理アドバイザー

出席者数:約40名

②演題・講師・講演内容等

『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』(資料11)

: 佐々木委員長、根東副委員長、大町副委員長

部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマは、該非判定の具体的な手順及び留意点、並びに委員会審査案件(懸念先からの受入れ)に係る審査の留意点であり、佐々木委員長からは手続全般及び最近のヒヤリ・ハット事例のほか、マテリアル系分野における該非判定の事例について、根東副委員長からはライフサイエンス系分野における該非判定事例について、大町副委員長からは機械系分野における該非判定事例及び懸念先からの受入れにおける審査の留意点についてそれぞれ説明があった。

4. 部局開催分(主なもの)

- ○工学研究科等において、新規採用等の教職員向け研修会の中で輸出管理について説明(開催日:4月13日(金)、講師:橋爪前委員長)
- ○薬学研究科において、新規採用等の教員向け研修会の中で輸出管理について説明(開催日:5月8日(火)、講師:薬学副研究科長)
- ○金属材料研究所において、輸出管理に関する説明会を開催(開催日:9月13日(木)、 講師:佐々木孝彦委員長)

5. その他

- ○安全保障輸出管理委員会主催
 - ①日時・会場・対象者・出席者数

開催日:10月31日(水)

会場:エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者:統括責任者、安全保障輸出管理委員、安全保障輸出管理アドバイザー及び安全保障輸出管理担当者

出席者数:約50名

②演題・講師・講演内容

『大学における情報の安全保障 -機微技術情報等を狙う懸念国の情報活動-』

: 東北公安調査庁東北公安調査局調査第二部長

懸念国における情報収集活動の狙いや手法、過去の事例等をご紹介いただくとともに、外為法等に基づく機微技術以外の技術情報を含めた情報管理の必要性のほか、今後の改善策等についてご講演をいただき、本学における情報管理の質向上の必要性についてその認識を新たにする非常に有効な機会となったとの評価が多く、好評であった。

第5章 監査

I. 実施体制

- 1. 一次監査(書面監査)
 - ①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局(45部局)

②監査実施期間

9月5日(水)~9月26日(水)

③監査方法

アンケート調査に基づく書面監査

- 4)監查事項
 - ・判定手続(事前確認、該非判定・取引審査)及び終了前確認の履行状況
 - 部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
 - ・委員会審査案件(懸念先を相手先とする案件)の管理状況
 - ・マニュアル及び安全保障輸出管理ホームページの活用状況
 - ・指摘事項等への対応状況
- ⑤監査対応

本部:安全保障輸出管理室

部局:安全保障輸出管理担当者

2. 二次監査(実地監査)

- ①監査対象部局
 - 12部局
 - ※本学では、「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」により、定期監査の 公平性を確保するため、原則として3年ですべての輸出管理対象部局に対する 二次監査を完了することとなっている。
 - ※監査対象部局12部局中1部局については、一次監査の結果、「不適切事項」 に相当する不備が確認されたため、同基本方針に基づき、二次監査対象部局に 追加。
- ②監査実施期間

9月26日 (水) ~10月11日 (木)

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

- ④監查事項
 - 1) 事務職員ヒアリング
 - 一次監査に同じ。
 - ※一次監査の結果によって二次監査の対象となった部局については、当該不備が 確認された項目に限って実施。

- 2) 教員ヒアリング
- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の実践状況

※教員ヒアリングは、委員会審査案件となった留学生等を現に受け入れている教 員を対象に実施。

⑤監査対応

1) 事務職員ヒアリング

本部:安全保障輸出管理室(室長及び室員1名)

部局:安全保障輸出管理担当者又はその補助者及び留学生受入れ等の担当係 (係長又は実務担当者)

2) 教員ヒアリング

本部:委員長及び安全保障輸出管理室(室長及び室員1名)

部局:委員会審査案件の申請教員及び当該部局の安全保障輸出管理アドバイザ

※必要に応じ、安全保障輸出管理担当者等の陪席を認めた。

Ⅱ. 監査結果 (概要)

- 1. 評価区分
 - ①優れた取組み ・・・・・ 2件(2テーマ)
 - ○部局内における普及啓発に関するもの

安全保障輸出管理に関する手引書を独自に作成し、所属教員に配布することにより、本学の判定手続等の内容及び必要書類について周知・徹底を図っていた。【1 部局該当】

○判定手続の遺漏防止に関するもの

旅行計画書の様式に判定手続の処理状況に関するチェック欄を設け、外国出張及 び海外招聘における判定手続の漏れの防止に努めていた。【1部局該当】

- ②改善要請事項 ・・・・・ 該当なし
- ③不適切事項 ・・・・・ 2件(2テーマ)

○判定結果の伝達に関するもの

現 状

輸出管理担当者において、懸念先以外を相手先とする取引については、教員等又は所定の担当係から照会があった場合を除き、判定結果の伝達を行っていなかった。また、所定の担当係において、判定結果の伝達前に担当業務を処理していた。【1部局該当】

輸出管理担当者は、すべての取引について教員等又は所定 係に対する判定結果の伝達を確実に行うとともに、所定の担 判定結果の伝達があるまでは担当業務を処理しないことを徹 こと。			
○判定結果の本部への送付に関するもの			
現 状	判定手続終了後、懸念先以外を相手先とする取引に関する輸出管理シートついては、原本を部局限りで管理し、安全保障輸出管理室に送付していなかった。【1部局該当】		
指摘事項	判定手続終了後、輸出管理シートはすべての取引について所定の 様式を添えてその原本を安全保障輸出管理室に送付するとともに、 部局においてはその写しを保管すること。		

④対応要望事項 ・・・・・ 9件(5テーマ)

○懸念先の確	○懸念先の確認に関するもの			
	本学以外の機関から採択されることが技術提供を開始する要件と			
	なっている取引(文部科学省の国費留学生、日本学術振興会の外国			
理 //r	人特別研究員、外部資金(科学研究費補助金等)に基づく外国人の			
現状	研究協力者等に対する技術提供)に関し、これらの申請手続に関わ			
	る所定の担当係において、取引の相手先が懸念先に当たるか否かの			
	確認を行っていなかった。【3部局該当】			
	本学以外の機関から採択されることが技術提供を開始する要件と			
	なっている取引については、その申請時に所定の担当係において相			
	手先の属性を確認し、懸念先であることが確認された場合には、輸			
	出管理担当者に連絡の上、申請教員等に対し判定手続を速やかに行			
	うよう依頼することが望ましい。			
指摘事項	なお、e-Rad 申請のように申請教員等が直接申請を行うものであっ			
	て、所定の担当係において事前に相手先の属性を確認することが難			
	しい場合については、事後的であっても所定の担当係において相手			
	先の属性を確認し、懸念先であることが確認された場合には、同じ			
	く輸出管理担当者に連絡の上、申請教員等に対し判定手続を速やか			
	に行うよう依頼することが望ましい。			

	輸出管理担当者又は所定の担当係において、外国ユーザーリスト
	掲載機関が所在する10ヶ国・地域の出身者・居住者に係る輸出管
現状	理シートを受理した際、平成14年4月以降の履歴として外国ユー
	ザーリスト掲載機関が含まれているか否かの確認を行っていなかっ
	た。【6部局該当】
	平成14年4月以降に外国ユーザーリスト掲載機関に在籍した経
	歴を有する者については、懸念先として慎重な審査を行う必要があ
	ることから、少なくとも外国ユーザーリスト掲載機関の所在国・地
指摘事項	域の出身者・居住者に係る輸出管理シートを受理した場合には、輸
	出管理担当者又は所定の担当係において略歴書等に基づき経歴の確
	認を行うことが <u>望ましい</u> (※文系(非実験系)の部局については「 <u>望</u>
	ましかった」。以下同じ。)。
○判定結果の	O伝達に関するもの
相 11/	輸出管理担当者において、教員等に対する判定結果の伝達をすべ
現状	て口頭により行っていた。【4部局該当】
	教員等に対する判定結果の伝達は、これが確実に行われたことを
七十二十二	輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、すべて
指摘事項	文書、メール等客観的に確認可能な方法により行うことが望ましか
	った。
抽 11/	輸出管理担当者において、教員等に対する判定結果の伝達をメー
現状	ル又は口頭により行っていた。【1部局該当】
	教員等に対する判定結果の伝達は、これが確実に行われたことを
指摘事項	輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、すべて
	文書、メール等客観的に確認可能な方法により行うことが望ましい。
○判定手続の	D遺漏防止に関するもの
	教務担当係において、教員等から留学生に係る受入関係書類を受
現状	理した際、輸出管理シートの未提出が確認された教員等に対して同
	シートの提出依頼を行っていなかった。【3部局該当】
	判定手続の遺漏を防ぐため、所定の担当係において輸出管理シー
指摘事項	トを提出すべき教員等について未提出を確認した場合には、当該教
	員等に対し提出するよう依頼することが望ましかった。
	教務担当係において、留学生が配属されることとなる部局の受入
7TH .115	教員に対しては、輸出管理シートの提出に関し必要な連絡を行って
現状	いたが、同部局の輸出管理担当者に対しては、受入教員への連絡状
	況についての連絡を行っていなかった。【1部局該当】
I	

 				
	留学生の受入れに係る判定手続は、留学生が身分を有することと			
	なる部局ではなく、留学生が配属されることとなる部局(受入教員			
指摘事項	の所属部局) において行うこととなっているため、当該部局におい			
1月1四十二次	て判定手続が遺漏なく行えるよう、教務担当係においては受入教員			
	に対する連絡に加え、当該部局の輸出管理担当者にも教員への連絡			
	状況を連絡し、情報の共有を図ることが望ましい。			
	留学生が身分を有することとなる部局の教務担当係から輸出管理			
現状	シートが回付されない場合又は受入教員に対する連絡状況の連絡を			
) W	受けていない場合には、輸出管理担当者において、教務担当係に受			
	入教員に係る判定結果の連絡を行っていなかった。【2部局該当】			
	留学生が身分を有することとなる部局において留学生の受入手続			
	を行う場合、基本的には事前に輸出管理上の判定手続により承認を			
指摘事項	得ることとなっており、判定結果の連絡を受けるまで教務担当係に			
1月1四十二次	おいては受入手続を行えないため、輸出管理担当者において、判定			
	手続が完了した際に加え、受入教員から輸出管理シートを受理した			
	際にもその旨を教務担当係に連絡することが望ましい。			
○終了前確認に関するもの				
	輸出管理担当者及び所定の担当係において、留学生・外国人研究			
現状	者に係る受入期間の終了予定日の1月前までに、受入教員等に対し			
	終了前確認を行うよう連絡していなかった。【1部局該当】			
	終了前確認の遺漏を防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係			
	において、留学生・外国人研究者に係る受入期間の終了予定日の遅			
指摘事項	くとも1月前までに(退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪			
	失があることが判明した場合には、その時点で)、受入教員等に対し			
	終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。			
○本部からの	の通知、事務連絡等の部局内周知に関するもの			
	教員等のほとんどが他部局に所属する兼務者であり、当該教員等			
坦 作	に対する本部からの通知、事務連絡等に係る周知は、当該教員等の			
現状	所属先部局における周知で足りるため、輸出管理担当者において部			
	局内における周知を行っていなかった。【1部局】			
	一部でも部局内に専任教員等が存する限り、本部からの通知、事			
指摘事項	務連絡等については部局内において漏れなく周知することが望まし			
	い。			

⑤指摘なし・・・・・ 2部局該当

【評価区分に関する全般的所見】

昨年度と同様、「改善要請事項」に該当する部局がなかったことに加え、「不適切事項」が昨年度の4件から2件に減少していること、また、「対応要望事項」についても、件数に増減はなかったものの、そのほとんどが今後の改善・充実が比較的容易に行えるものと考えられる軽微なものであったことから、輸出管理に対する各教員等によるご理解・ご協力、その他の関係者によるご尽力により、本学において輸出管理がより一層浸透し、かつ、効果的に機能しているものと評価できる結果となった。

2. 要望事項(主なもの) ・・・・・ 12件(4テーマ)

○手続の明確化に関するもの

教員向けの簡易で実用的なマニュアルを作成していただきたい。【8部局該当】 判定手続が不要となる場合の具体的事例やQ&Aを安全保障輸出管理室のHP にも掲載してほしい。【1部局該当】

取引の形態(留学生・外国人研究者の受入れ、共同研究の実施、貨物の輸出等)に応じたフロー図や研究分野に応じた記載例を作成し、安全保障輸出管理室のHP等に掲載していただきたい。【8部局該当】

画面をスクロールしなくても一覧視できるよう、安全保障輸出管理室のHPを改訂していただきたい。【4部局該当】

間違いやすい記載の例やヒヤリ・ハット事例など、不適切な事例についても安全 保障輸出管理室のHPに掲載していただきたい。【1部局該当】

他部局の優れた取組みの具体的事例やひな形を安全保障輸出管理室のHP上で 閲覧できるようにしていただきたい。【8部局該当】

○教育・研修に関するもの

階層別研修会を定期的に実施していただきたい。【1部局該当】

○手続の簡素化に関するもの

相手先の属性に応じ、判定手続の軽減・簡素化を図る等、柔軟に対応する仕組みにしていただきたい。【1部局該当】

人事や出張等のシステムと連動して、輸出管理を実施できるよう検討していただ きたい。【1部局該当】

様式を簡素化していただきたい。【1部局該当】

○周知方法に関するもの

事務連絡等の周知は、グループウェア内の全学掲示板ではなく、伝達フローにより行っていただきたい。【2部局該当】

部局内周知に係る輸出管理担当者の負担軽減のため、事務連絡等の周知文書は、 可能な限り分かりやすいものにしていただきたい。【2部局該当】

【要望事項に関する全般的所見】

「手続の明確化に関するもの」及び「教育・研修に関するもの」には、本学の輸出 管理を教員その他の関係者により分かりやすく周知して欲しいとの要望が根底にあ る点で共通しており、この点について、新たな支援ツールの作成や教育・研修活動の 一層の充実等により、さらに改善を図る必要があるものと思われる。

また、「手続の簡素化に関するもの」及び「周知方法に関するもの」には、教員その他の関係者に対し、より一層の負担軽減策を講じて欲しいとの要望が基礎となっている点で共通しており、この点については実務処理上の見直し、技術的な改善策の検討等により改善可能なものについては速やかに実行に移すとともに、判定手続自体の簡素化については、同手続が対外的な説明責任を果たすためのエビデンスとなっている実態にも十分に留意しつつ、引き続き検討を行う必要があるものと思われる。

Ⅲ. 監査結果を踏まえた対応

定期監査の結果、部局から出された要望等を踏まえ、平成24年度においては以下の とおり、適宜、管理体制の見直し等の検討に着手した。

- 1. ホワイト国を相手先とする場合における手続の簡素化 第1章 I. に記載のとおり。
- 手続案内(フロ一図)の大幅な見直し
 第1章 I. に記載のとおり。
- 3. 一般包括許可(ホワイト包括)の取得 第1章 I. に記載のとおり。
- 4. 定期教育の開催時期等

平成25年度より講習会等を年2回(上半期及び下半期)に開催することとした。

第6章 学外との連携活動等

1. 安全保障輸出管理に関する11大学連絡会

- ○「連絡会に関する了解事項」(平成22年12月27日確認)に基づき、構成員名簿の更新(5月1日付け、同年12月12日付け)を行ったほか、慶應義塾大学様からメーリングリストにより、学内の普及・啓発活動に係る参考資料の送付の依頼があったことから、教員向け講習会資料を送付した(4月24日付け)。
- ○同連絡会が発足して4年目を迎える中、平成25年度のできるだけ早い時期に①同連絡会の構成大学間における情報共有をより円滑に行えるツールの作成、②輸出管理の実務組織体制の在り方を検討するための基礎資料の共有化、③同連絡会の今後の在り方を再検討するためのアンケート調査を行うため、具体的な検討に着手した。

2. 東北テクノアーチ (TLO)

本学から譲渡又はライセンシングされた技術及び貨物を同TLOが外国企業へ提供することとなったため、覚書(平成22年8月6日付け締結)に基づき、同TLOより輸出管理に関する懸念の有無について本学に確認依頼があったことから、輸出管理マネージャーにおいて懸念の有無を確認の上、同TLO宛て回答した(9月12日付け)。

3. 大学の安全保障輸出管理実務に関する検討会

9月26日(水)に開催されたRU11 (研究担当理事・副学長懇談会)における 検討を踏まえ、留学生等の受入れに係る検討を行うため、「大学の案保障輸出管理実務 に関する検討会」が設置されたことから、本学から2名の委員を選出した。

○第1回会合

開催日:12月6日(木)

会場:早稲田大学大隈会館

本学参加者:船田室長、櫻井室員

内容:留学生等に関する安全保障上の入口管理(課題の収集と検討すべき課題の抽出)

○第2回会合

開催日:2月4日(月)

会場:九州大学箱崎理系地区21世紀交流プラザI

本学参加者:なし

内容:議題の解決案・対応案検討

4. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

名称:平成24年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日:12月11日(火) 会場:三田共用会議所(東京) 本学参加者:船田室長

内容:安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②CISTEC主催関係

名称:平成24年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<キャッチオール 規制/取引審査/監査・指導>

開催日:6月29日(金)

会場:ベルサール秋葉原(東京) 本学参加者:船田室長、櫻井室員

内容:キャッチオール規制並びに取引審査及び監査の基礎・実務等

③その他

1) 立命館大学主催関係(資料12)

名称:安全保障貿易管理研修会

開催日:11月15日(木)

会場:立命館大学びわこくさつキャンパス (滋賀)

本学参加者:船田室長

内容: 東北大学における安全保障輸出管理の取り組みについて

2) 輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会主催

名称:輸出管理 DAY for ACADEMIA 2013 (資料13)

開催日:3月1日(金)

会場:芝浦工業大学 豊洲キャンパス (東京)

本学参加者:船田室長、櫻井室員

内容: 留学生等の受入れの際の輸出管理上の課題と対応策等

5. 学外からの来訪対応

①東京工業大学

ご来訪日:11月7日(水)

ご来訪者:国際室2名

内容:本学における輸出管理体制、留学生・外国人研究者の受入れにおける輸出管理の状況、学内監査、研修・教育等についてご説明した。

②神戸大学

ご来訪日:3月7日(木)

ご来訪者:安全保障輸出管理室4名

内容:本学における輸出管理体制、リスト規制貨物・技術の把握、出荷管理、学内監査、研究・教育及び留学生等の受入れにおける輸出管理の状況等についてご説明した。

資 料

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成22年1月27日 規 第 1 号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 管理体制 (第5条-第12条)
- 第3章 安全保障輸出管理委員会(第13条-第19条)
- 第4章 手続(第20条-第22条)
- 第5章 管理(第23条-第26条)
- 第6章 危機管理(第27条)
- 第7章 教育(第28条・第29条)
- 第8章 監査(第30条)
- 第9章 懲戒(第31条)
- 第10章 雑則(第32条・第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに 学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員(以下「教員等」という。)が行う技術(外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。)の提供及び貨物(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸出に適用する。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」 という。)及びこれに基づく命令、通達等をいう。
 - 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。
 - 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。

- 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- 五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東 北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、 高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教 育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術 共同研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境 保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実 験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、 情報シナジー機構及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。
- 六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- 七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- 八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。
- 九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を 踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布 するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機を いう。
- 十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- 十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(基本方針)

- 第4条 本学における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針は、次に 掲げるとおりとする。
 - 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わない こと。
 - 二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程(この規程により別に定めるものを含む。) を遵守すること。
 - 三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に 係る体制の整備及び充実を図ること。

第2章 管理体制

(安全保障輸出管理最高責任者)

- 第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保 障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。
- 2 最高責任者は、総長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

- 第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させる ため、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。
- 2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。 (安全保障輸出全学管理責任者)
- 第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させる ため、安全保障輸出全学管理責任者(以下「全学管理責任者」という。)を置く。

- 2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。 (安全保障輸出管理マネージャー)
- 第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出 管理マネージャー(以下「輸出管理マネージャー」という。)を置く。
- 2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。 (安全保障輸出管理室)
- 第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務 を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めると ころにより、本学に、安全保障輸出管理室(以下「管理室」という。)を置く。
- 2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。 (安全保障輸出部局管理責任者等)
- 第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障 輸出部局管理責任者(以下「部局管理責任者」という。)を置く。
- 2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

- 3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要 があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。
- 第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー(以下「輸出管理アドバイザー」という。)を置くことができる。
- 2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。
- 3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等(前項の規定により複数 の部局が合同で置く場合にあっては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該 複数の部局の教員等)をもって充てる。

(安全保障輸出管理担当者)

- 第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に 関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者(以下「輸出管理担当者」とい う。)を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な 場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。
- 2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあっては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあっては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

- 第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項)
- 第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
 - 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
 - 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項

- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

- 第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
 - 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
 - 二 法務・コンプライアンス部長並びに総務部人事課長、法務・コンプライアンス部コンプライアンス推進課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及び国際交流課長
 - 三 輸出管理マネージャー
 - 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

- 第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

- 第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて 説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定(外為令第17条第5項の規定をいう。)への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

- 第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者 の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発 等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受 けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき 次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若し くは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならな い。
 - 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術 等に該当するか否かを確認すること。
 - 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に 該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか 否かを確認すること。
 - 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への 関与が懸念されるか否かを確認すること。

- 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の 開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。
- 2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

- 第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。
- 2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。
- 3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業 大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を 行うものとする。

(技術の提供管理)

- 第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手 続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。
- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。 (貨物の輸出管理)
- 第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手 続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。
- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を いう。以下同じ。)の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。 2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところに より、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起 算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

- 第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を経由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。
- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった 場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示する とともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告 の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について 協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、 取引審査において取引を承認した後(経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当 該許可が得られた後)、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いら れるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者 にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を 経由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関 に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

- 第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を 図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教 員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。
- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

- 第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。
- 2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規第46号)その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程(平成16年規 第151号)の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年 11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規 定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成22年4月13日規第55号改正)

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月13日規第73号改正)

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則(平成22年11月9日規第94号改正)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成23年2月9日規第4号改正)

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非 判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の 手続は、改正後の第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年10月11日規第94号改正)

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成24年3月13日規第20号改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

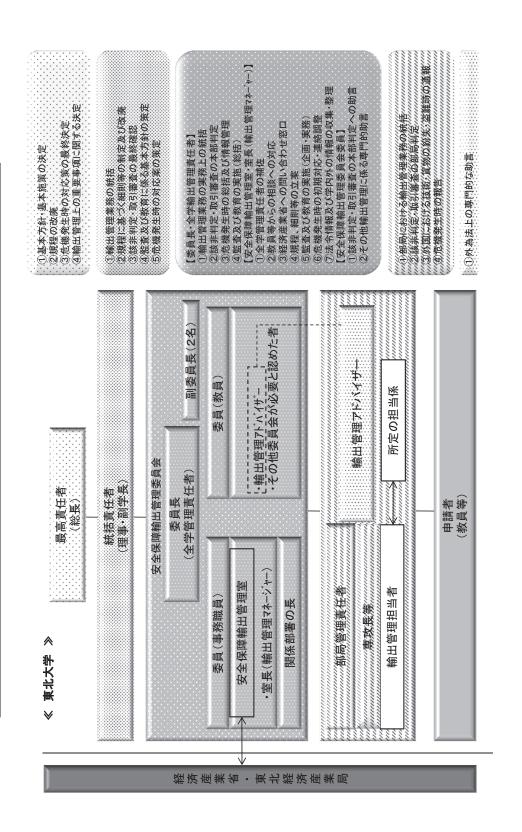
附 則(平成24年5月8日規第64号改正)

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年4月23日規第79号改正)

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図



本部責任者名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長(法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	大学院理学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	根東 義則	大学院薬学研究科 教授
副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
委員兼 コンプライアンス推進部長	齋藤 仁	コンプライアンス推進部長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	船田 正幸	コンプライアンス推進部 安全保障輸 出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	コンプライアンス推進部 安全保障輸 出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	横山 美由紀	コンプライアンス推進部 安全保障輸 出管理室 事務補佐員

(平成25年3月31日現在)

本部責任者名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長(法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	大学院理学研究科(金属材料研究所) 教授
副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	倉田 祥一朗	大学院薬学研究科 教授
委員兼 法務・コンプライアンス部長兼 コンプライアンス推進課長	齋藤 仁	法務・コンプライアンス部長兼コン プライアンス推進課長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	志田 享	法務・コンプライアンス部 コンプ ライアンス推進課 安全保障輸出管 理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	法務・コンプライアンス部 コンプ ライアンス推進課 安全保障輸出管 理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	菅原 くみ	法務・コンプライアンス部 コンプ ライアンス推進課 安全保障輸出管 理室 事務補佐員

安全保障輸出管理委員会 名簿

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	佐々木 孝彦	大学院理学研究科 (金属材料研究所) 教授 全学管理責任者
2	副委員長	根東義則	大学院薬学研究科 教授
3	副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
4	委員	早坂 忠裕	大学院理学研究科 教授
5	委員	美齊津 文典	大学院理学研究科 教授
6	委員	北本 哲之	大学院医学系研究科 教授
7	委員	小野 栄夫	大学院医学系研究科 教授
8	委員	山本 照子	大学院歯学研究科 教授
9	委員	久保 百司	大学院工学研究科 教授
10	委員	新田 淳作	大学院工学研究科 教授
11	委員	服部 徹太郎	大学院工学研究科 教授
12	委員	池田 郁男	大学院農学研究科 教授
13	委員	滝沢 寛之	大学院情報科学研究科 准教授
14	委員	南澤 究	大学院生命科学研究科 教授
15	委員	土屋 範芳	大学院環境科学研究科 教授
16	委員	芳賀 洋一	大学院医工学研究科 教授
17	委員	堀内 久徳	加齢医学研究所 教授
18	委員	丸田 薫	流体科学研究所 教授
19	委員	石山 和志	電気通信研究所 教授
20	委員	佐藤 俊一	多元物質科学研究所 教授
21	委員	今村 文彦	災害科学国際研究所 教授
22	委員	高橋 一徳	東北アジア研究センター 助教
23	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授

24	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授
25	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
26	委員	竹上 嗣郎	未来科学技術共同研究センター 教授
27	委員	島津 武仁	学際科学国際高等研究センター 教授
28	委員	菅沼 拓夫	サイバーサイエンスセンター 教授
29	委員	粕壁 善隆	国際交流センター 教授
30	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
31	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管 理室長
32	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 教授
33	委員	羽生 貴弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
34	委員	西澤 昭夫	経済学研究科 教授
35	委員	齋藤 仁	コンプライアンス推進部長
36	委員	薄井 賢次	総務部 人事課長
37	委員	山口 敬一	教育・学生支援部 留学生課長
38	委員	近藤 隆	財務部 資産管理課長
39	委員	桑原 達也	国際交流課長
40	委員	船田 正幸	コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理 室長 輸出管理マネージャー

(平成25年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会 名簿

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	佐々木 孝彦	大学院理学研究科(金属材料研究所) 教授 全学管理責任者
2	副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
3	副委員長	倉田 祥一朗	大学院薬学研究科 教授
4	委員	美齊津 文典	大学院理学研究科 教授
5	委員	本堂 毅	大学院理学研究科 准教授
6	委員	北本 哲之	大学院医学系研究科 教授
7	委員	小野 栄夫	大学院医学系研究科 教授
8	委員	山本 照子	大学院歯学研究科 教授
9	委員	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
10	委員	小川 和洋	大学院工学研究科 教授
11	委員	服部 徹太郎	大学院工学研究科 教授
12	委員	池田 郁男	大学院農学研究科 教授
13	委員	滝沢 寛之	大学院情報科学研究科 准教授
14	委員	南澤 究	大学院生命科学研究科 教授
15	委員	土屋 範芳	大学院環境科学研究科 教授
16	委員	芳賀 洋一	大学院医工学研究科 教授
17	委員	堀内 久徳	加齢医学研究所 教授
18	委員	丸田 薫	流体科学研究所 教授
19	委員	石山 和志	電気通信研究所 教授
20	委員	佐藤 俊一	多元物質科学研究所 教授
21	委員	今村 文彦	災害科学国際研究所 教授
22	委員	高橋 一徳	東北アジア研究センター 助教
23	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授

24	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授
25	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
26	委員	村上 智信	未来科学技術共同研究センター 教授
27	委員	島津 武仁	国際高等研究教育機構 教授
28	委員	菅沼 拓夫	サイバーサイエンスセンター 教授
29	委員	粕壁 善隆	国際交流センター 教授
30	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
31	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理 室長
32	委員	田邉修	東北メディカル・メガバンク機構 教授
33	委員	坪井 明人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
34	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教 授
35	委員	羽生 貴弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
36	委員	齋藤 仁	法務・コンプライアンス部長兼法務・コンプラ イアンス部コンプライアンス推進課長
37	委員	薄井 賢次	総務部 人事課長
38	委員	山口 敬一	教育・学生支援部 留学生課長
39	委員	近藤隆	財務部 資産管理課長
40	委員	桑原 達也	国際交流課長
41	委員	志田 享	法務・コンプライアンス部 コンプライアンス 推進課 安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名		所属・役職	在任時職名	在任期間		
1	橋爪 秀	秀利 大学院工学研究科 教授		委員長	平成 22 年 3 月 1 日~		
				全学管理責任者	平成 24 年 3 月 31 日		
2	佐竹 正	E延	加齢医学研究所 教授	副委員長	平成 23 年 4 月 1 日~		
					平成 24 年 3 月 31 日		
3	根東		大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日~		
					平成 25 年 3 月 31 日		

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿 (委員を兼ねない者に限る)

No.	氏 名	所属・役職
1	寺田 眞浩	大学院理学研究科 教授
2	早坂 忠裕	大学院理学研究科 教授
3	小川 卓克	大学院理学研究科 教授
4	清水 律子	大学院医学系研究科 教授
5	鈴木 貴	大学院医学系研究科 教授
6	藤原 巧	大学院工学研究科 教授
7	佐藤健	大学院工学研究科 教授
8	須川 成利	大学院工学研究科 教授
9	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
10	高桑 雄二	多元物質科学研究所 教授
11	佐藤源之	東北アジア研究センター 教授

安全保障輸出管理担当者 名簿

氏名	所属・役職(補助者)	担当部局名				
米澤 公枝	文学部・文学研究科総務係長	文学研究科				
		教育学研究科				
佐藤 広美	教育学部・教育学研究科総務係長	教育情報学教育部				
		教育情報学研究部				
高橋 雄志	法学部・法学研究科総務係長	法学研究科				
菊地 茂雄	経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科				
		理学研究科				
村上 孝洋	理学部・理学研究科総務係長	電子光理学研究センター				
刊工 子什	至于即。连于明九件秘伤你这	ニュートリノ科学研究センター				
		学術資源研究公開センター				
	医学部・医学系研究科 総務室長	医学系研究科				
目黒 尚美	(医学部・医学系研究科研究安全管	 動物実験センター				
	理室 川本美智子)	34747000 - 1 7				
木皿 卓郎	歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科				
山内 斎	薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科				
		工学研究科				
		環境科学研究科				
	工学部・工学研究科総務課長	医工学研究科				
佐藤 吉和	(工学部・工学研究科総務課総務係	未来科学技術共同研究センター				
	係員 小堀信子)	環境保全センター				
		国際集積エレクトロニクス研究				
		開発センター				
佐藤巌	農学部・農学研究科事務長	 農学研究科				
1二//宋 /月又	(農学部・農学研究科総務係)	1 1 1 1 1 1 1 1				
管野 知世子	国際文化研究科総務係長	国際文化研究科				
喜田清	情報科学研究科総務係長	情報科学研究科				
澤田 秋廣	生命科学研究科総務係長	生命科学研究科				
高橋 孝治	金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所				
海井 佐豆子	加整医学研究证审明聯旦	加齢医学研究所				
酒井 知子	加齢医学研究所専門職員	遺伝子実験センター				

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	海休利受研究 正公教校 E	法体利党研究证			
金澤 由広 ————————————————————————————————————	流体科学研究所総務係長	流体科学研究所			
		電気通信研究所			
大沼 崇	電気通信研究所総務係長	省エネルギー・スピントロニクス			
		集積化システムセンター			
	多元物質科学研究所総務課長				
荒孝二	(多元物質科学研究所研究協力係	 多元物質科学研究所			
元 子—	長 佐藤聡啓)	多几物真性子则元別			
	(多元物質科学研究所総務係)				
熊倉 康紀	災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所			
沙中· 女□	東北大学病院臨床研究・研修支援室	100 PC			
渡部 学	研究協力係長	病院			
古任 於上	文学部・文学研究科(東北アジア研	本ルマパマπ赤といっ			
髙橋 篤志	究センター担当) 主任	東北アジア研究センター			
		高等教育開発推進センター			
伊東 直樹	学務課学務企画係長	教育情報基盤センター			
		教養教育院			
	金属材料研究所事務部経理課青葉				
末永 眞一	山事務室担当専門職員	国際高等研究教育機構			
I \	サイクロトロン・ラジオアイソトー	サイクロトロン・ラジオアイソト			
相澤 克夫	プセンター事務室長	ープセンター			
佐藤 恵美子	情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター			
-H- A 1767	教育・学生支援部留学生課教育交流				
落合 隆一	推進係長	国際交流センター			
内海 幸一	埋蔵文化財調査室事務補佐員	埋蔵文化財調査室			
長田 宏之	グローバル30推進室総務係長	国際教育院			
→ # +n +-	原子分子材料科学高等研究機構国	原子分子材料科学高等研究機構			
斎藤 郁夫 	際学術・研究協力係	(WPI)			
1. 24 4/.	東北メディカル・メガバンク機構研	±14,) 12, 12, 13, 14, 144			
大堂 正裕	究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構			
11 1 	マイクロシステム融合研究開発セ	マイクロシステム融合研究開発			
八木巻 一男 	ンター支援室長	センター			
L	L	I.			

判定手続(対象取引の内容等)

関係書類の例	入学願書国費留学生內諾書等	候補者調書等	インにナーションフター等	購入依頼書等	MTA契約書(案)	申請書(写)	共同研究契約書(案)	受託研究契約書(案)	秘密保持契約書(案)	兼業依頼状(兼業許可申請書)	旅行計画書	大学間交流協定締結計画書(案) 大学間交流協定更新計画書(案) 部局間交流協定締結報告書(案) 部局間交流協定超報報告書(案)
輸出管理シートの提出先 (基本フロー図・チェックフロー図の確認により 手続が必要となった場合)	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くとも留学生受入れのための関係書類と併せて、当該留学生が身分を有することなる部局の教務担当係へ提出する。※ <u>指導</u> 教員の所属部局が異なる場合は、教員所属部局へ提出	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くとも外国人研究者の受入れのための関係書類と併せて、受入部局の人事担当係、国際交流担当係又は研究協力担当係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くともMTA のための関係書類と併せて、MTA担当係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くとも共同研究契約のための関係書類と併せて共同研究契約担当係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くとも受託 研究契約のための関係書類と併せて、受託研究担当係へ 提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、遅くとも秘密 保持契約のための関係書類と併せて、秘密保持契約担当 係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、兼業のため の関係書類と併せて、兼業担当係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、外国出張の ための関係書類と併せて、外国出張担当係へ提出する。	速やかに輸出管理担当者へ提出する。又は、国際学術交 流協定のための関係書類と併せて、兼業担当係へ提出す る。
教員の確認のタイミング	受入れの意思を固めた時点(打診があり、受入れ予定が生じた時点)	受入れの意思を固めた時点(打診があり、受入れ予定が生じた時点)	受入れの意思を固めた時点(打診があり、受入れ予定が生じた時点)	輸出の意思を固めた時点(輸出予定が生じ た時点)	MTA契約の意思を固めた時点(契約の打診があり、輸出予定が生じた時点)	申請の意思を固めた時点(研究期間中に外国人研究者の受入れや貨物の輸出を行う予定がある場合に限る)	共同研究の意思を固めた時点(契約の打診 があり、共同研究の予定が生じた時点)	受託研究の意思を固めた時点(契約の打診 があり、受託研究の予定が生じた時点)		兼業の意思を固めた時点(兼業の依頼があり、兼業の予定が生じた時点)	外国出張の意思を固めた時点(外国出張の 予定が生じた時点)	協定締結又は更新の意思を固めた時点(協定の締結又は更新の予定が生じた時点)
目的	留学生受入	外国人研究者受入	外国人訪問者受入	貨物輸出 (EMS·輸送·携行等)	外国の企業等との MTA契約	科研費等の申請	外国の企業等との 共同研究契約	外国の企業等との 受託研究契約	外国の企業等との 秘密保持契約	外国の企業等への 兼業	外国出張	国際学術交流協定

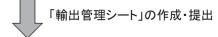
≪基本フロー図≫



《チェックフロ一図の確認》

- ・留学生・外国人研究者受入れ
- ·貨物輸出(EMS·輸送·携行等)
- MTA契約
- •外国出張
- •共同研究•受託研究•秘密保持
- 兼業
- •国際学術交流協定締結•更新

予定されている取引の種類 に応じて、左記の対応する チェックフロ一図を選択し、 確認を行ってください。



学内手続

《審查•判定》

- •部局事前確認
- •部局該非判定取引審查
- •本部確認
- •本部判定
- •経済産業省許可

••• 申請手続

※審査・判定フロ一図【技術提供】

※審査・判定フロ一図【貨物輸出】

「輸出管理シート」作成・提 出後の学内手続及び許可 申請手続の流れについて は、左記の「審査・判定フ ロ一図」により確認してくだ さい。



以下は、留学生・外国人研究者の受入期間終了 前に必要となる手続です。

進路先の確定 《チェックフロ一図の確認》

__「終了前確認シート」の作成・提出後にも、上記の <u> 審査・判定に</u>準じた手続が必要となります。

帰国等

判定手続の取扱実績

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	日9	7月	8月	日6	月01	11月	12月	1月	2月	3月	和
事前確認限りで取引を承認した案件	54	. 67	49	.02	84	83	43	57	48	. 6	44	23	749
貨物の輸出	1	5	-	3	-	1	2	1	2	2	3	1	23
技術の提供・受入れ	53	62	48	67	83	82	41	56	46	95	41	52	726

	4月	5月	6月	7月	8月	6月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	卓
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	(//. (/ Q (///. (///.	1/4		1111 1111 1111 1111	100	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	200	27	//// // 60 //77. ////.	(// <u>9</u>)	33	/// /// ////	167
貨物の輸出	10	13	10	2	15	11	20	26	=	12	13	11	154
(内訳) 輸出許可申請必要 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	2
輸出許可申請不要 10 13 10 2 15 10 20 26	10	13	0	2	15	10	20	26	=	11 12 12 11 152	12	Ξ	152
技術の提供・受入れ	0	-	-	2	-	0	0	_	2	4	0	-	13
(内訳) 役務取引許可申請必要 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-
役務取引許可申請不要	0	-	-	-	-	0	0	-	2	4	0	-	12

3)			
2月	4	0 0 0	4
1月	3	0	3
12月	4	0	4
11月	4	0	4
10月	3	1	2
16	3	1 1 0	2
8月	0	0	0
7月	3	1	2
6月	3	0 1 0	3
5月	1	0	1
4月	3	0	3
	安全保障輸出管理室において確認した案件 (同一貨物の再輸出)	(内訳) 輸出許可申請必要 0 0 0	輸出許可申請不要

仙

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	4月	6月	7月	8月-9月	Ŧ.	10月	1月	
事前審査	4月18日	6月18日	7月18日	8月29日	9月13日	10月19日	1月22日	恒
委員会	4月27日	6月27日	7月27日	日01日6	10月3日	日16月01	1月25日	
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	7	-	7	-	9	2		21
貨物の輸出	0	0	1	0	0	0	0	-
技術の提供・受入れ	4	1	9	1	9	7	1	20
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関 2 0 3 0 4 1 1 1	2	0	3	0	4	1	-	Ξ
懸念国 0 0 1 0 0 1 0 2	0	0	-	0	0	1	0	2
国連武器禁輸国·地域	2	-	2	1	1	0	0	7

終了前確認の取扱実績

●懸念先以外とLC受入れ

	4月	5月	日9	7月	田 8	田 6	10月	11 国	12月		2月	3月	1
		,	,	•)				,		, ì		Ī
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	—	0	0	0	1	1	l	0	0	0	4

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	华
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
受入期間の終了·延長等 (提供技術の追加·変更無)	3	2	2	0	1	4	2	0	3	0	9	2	28

安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会(抜粋)

平成24年4月13日(金)

【片平地区】:

安全保障輸出管理委員会委員長(全学管理責任者) 金属材料研究所 教授 佐々木 孝彦 【北青葉山地区、工学部地区、星陵・雨宮地区】: 安全保障輸出管理委員会オブザーバー(前委員長) 大学院工学研究科 教授 橋爪 秀利

© 2012 Tohoku University



目次

- I. 我が国の安全保障輸出管理規制(省略)
- Ⅱ. 東北大学の安全保障輸出管理体制

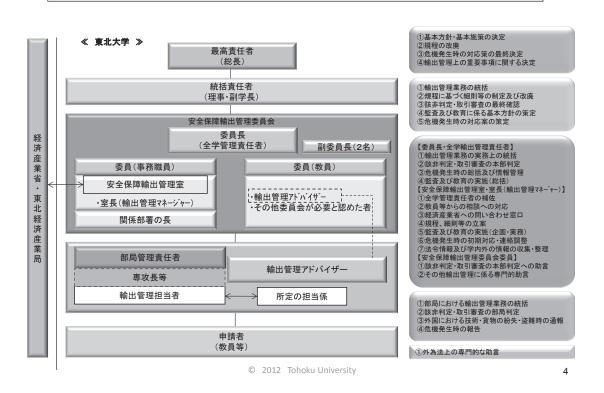


一目次一

- Ⅱ-1 東北大学の安全保障輸出管理体制図
- Ⅱ-2 本学の輸出管理手続の概要
- Ⅱ-3 判定手続のフロー図
- Ⅱ-4 貨物輸出・技術提供のフロー図
- Ⅱ-5 過去の取扱件数【平成22年3月~平成24年3月】
- Ⅱ-6 輸出管理シートについて
- Ⅱ-7 終了前確認のフロー図
- Ⅱ-8 終了前確認制度の導入【平成23年2月~】
- Ⅱ-9 終了前確認シートについて
- Ⅱ-10① 定期監査の結果を踏まえた改訂
- Ⅱ-10② 判定手続を要さない場合の拡充
- Ⅱ-10③ 同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化【改訂(1)②】
- Ⅱ-11 その他注意事項
- Ⅱ -12 まとめ
- Ⅱ-13 その他連絡事項

Ⅱ-1 東北大学安全保障輸出管理体制図





##.*#

Ⅱ-2 本学の輸出管理手続の概要

●判定手続 【取引の開始前】

教員が留学生・外国人研究者等を受け入れ技術提供を行う場合、又は共同研究先の外国の大学等へ貨物を輸出する場合、貨物輸出・技術提供のフロー図に従い、手続の有無をチェックした上、該当の場合に部局の窓口に「輸出管理シート」を提出し、予め所定の判定手続を受ける。

【事前確認】

該非判定・取引審査の手続を要するか否かについて、予め確認する、スクリーニングのための手続

【該非判定】

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを判定する手続

【取引審査】

取引の相手先やその用途に関し懸念がないかを確認の上、当該取引に関する承認の可否を審査する手続

●終了前確認 【取引の終了前】

上記の判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間終了後の進路先が確定した場合、受入者である教員等が、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、終了前確認のフロー図に従い、確認を行う。確認の結果、所定の要件に該当した場合は、部局の窓口に「終了前確認シート」を提出し、懸念先確認又は判定手続を受ける。

※取引期間の終了後に退学、退職等により本学を転出する場合はもちろん、同一又は他の身分で引き続き本学に 在学、在職等する場合も対象となります。

●調査【リスト規制改訂時】

教員が外国に輸出する予定のある貨物が留学生・外国人研究者等に提供する予定のある技術について、リスト規制に該当するか否かを自ら確認し、及びその結果を組織的にも把握することにより、手続の遺漏による法令違反の防止や効果的な輸出管理の実施を目的として、原則、法令改正によりリスト規制に改訂が生じた都度、「**調査票**」により実施する。

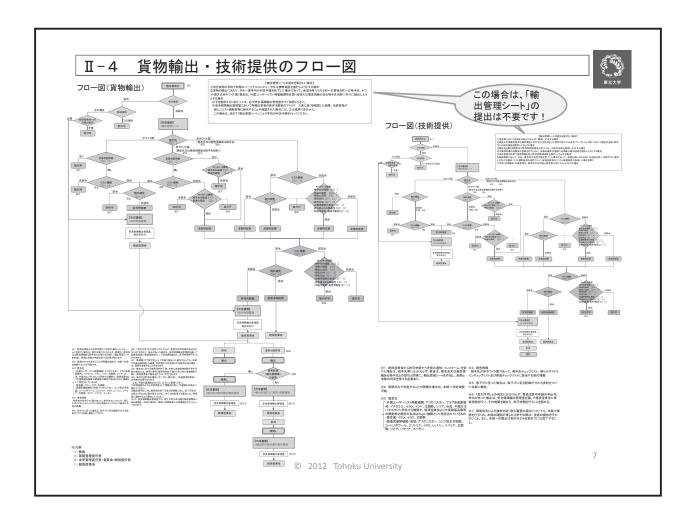
●誓約 【受入時】

留学生・外国人研究者が帰国等により研究上の技術情報を外国又は非居住者に対し提供する場合、研究上の使用機器・使用材料・研究の結果得られた有体物を外国に輸出する場合には、指導教員に相談の上、必要な場合には、外為法に従い所定の手続を行う旨を所管部署が定める「**誓約書**」により誓約する。

© 2012 Tohoku University

F

※ 凡.例 Ⅱ-3 判定手続のフロー図): 懸念性が低い取引 ■: 懸念性が比較的高い取引 ・懸念性が高い取引 【輸出管理シート】を作成(※手続有の 場合) → 部局窓口に提出 フロ一図(技術提供・貨物輸出)により手続の有無 技術提供· 事前確認 ホワイト国(26カ国) 非ホワイト国 非ホワイト国 〇取引の内容 (懸念先以外) (懸念先) 〇取引の相手方 ・外国ユーザーリスト 〇技術: 例外規定 (公知、基礎科学等) (技術)例外規定 (貨物)非該当証明書 (技術)例外規定 (貨物)非該当証明書 ・懸念国(イラン、イラク、北朝鮮) ・国連武器禁輸国・地域(11カ国) 該当/有 非該当/無 ○貨物·非該当証明書 該当/有 非該当/無 該非判定 リスト規制 リスト規制 リスト規制 ○技術の該非確認 取 非該当 非該当| 該当 非該当 〇貨物の該非確認 部 げ 取引審査 局 (貨物)例外規定 (貨物)例外規定 〇貨物の例外規定 (技術・貨物) (少額特例、暗号特例等) 例外規定 〇相手先・用途の懸念 〇明らかガイドライン 適用可 適用可 適用不可 適用不可 適用可 適用不可 ○懸念40品目と キャッチオール キャッチオール 規制 該当 懸念区分との関連性 規制 〇研究目的·目標、研究方法 非該当 該当 非該当 取 〇兵器開発等の意図の有無 (懸念情報 〇兵器等への転用可能性等 〈部局判定〉 取引可 許可申請要 取引可 許可申請要 取引可 「取引可」・「許可申請要」・「取引不可」 本部に届出 本部に判定依頼 安全保障輸出管理室で内容確認。※「許可申請要」の場合は、教員 安全保障輸出管理委員会・統括責任者が審 〈本部判定等〉 から別途、許可申請書類を受領し、経産省への申請手続をサポート。 査。※「許可申請要」の場合は左記のとおり。



Ⅱ -5 過去の取扱件数【平成22年3月~平成24年3月】



●小フィト国・非小フィト国(您忍尤以:	外)を相手尤と?	りつ取り		
事前確認限りで取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
貨物の輸出	6	38	28	72
技術の提供・受入れ	911	2, 182	877	3, 970
合計	917	2, 220	905	4, 042

※懸念先からの訪問者受入れ(誓約書による届出案件)を含む

=+	北州中 東川宮本により				
該	非判定・取引審査により 取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
de de	私力を承認した来刊				
貨物の輸	出	1	106	181	288
(内訳)	輸出許可申請必要	1	12	8	21
	輸出許可申請不要	0	94	173	267
技術の提供	供・受入れ	1	13	22	36
(内訳)	役務取引許可申請必要	1	0	1	2
	役務取引許可申請不要	0	13	21	34
	合計	2	119	201	324

※平成24年3月31日までに部局判定及び安全保障輸出管理室で確認済みの案件

●非ホワイト国 (懸念先) を相手先とする取引

該非判定・取引審査により 取引を承認した案件(予定を含む)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計				
貨物の輸出	0	0	0	0				
技術の提供・受入れ	35 (0)	49 (10)	30 (1)	114 (11)				
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	29 (0)	30 (6)	11 (0)	72 (6)				
懸念国	5 (0)	17 (2)	12(1)	34 (3)				
国連武器禁輸国・地域	1 (0)	2 (2)	7 (0)	10 (2)				
合計	35 (0)	49 (10)	30 (1)	114 (11)				

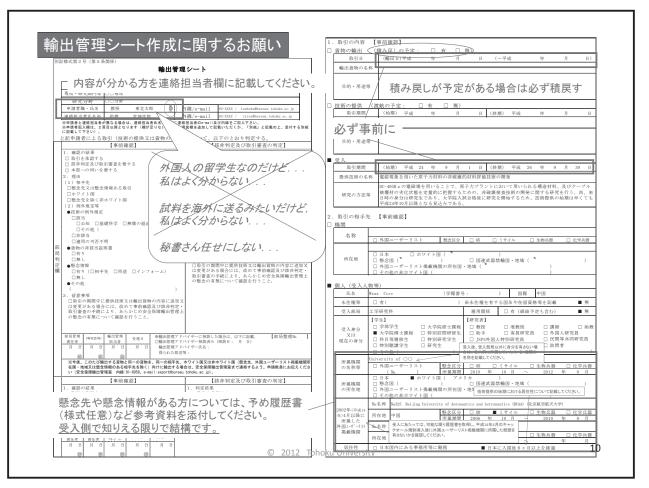
※()内は、比較的軽微なものとして全学管理責任者裁定により委員会に報告した案件数(外数)

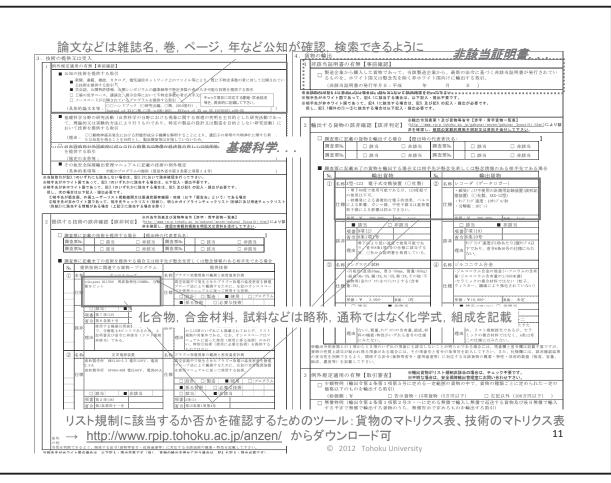
© 2012 Tohoku University

[※]凡例
■:懸念性が低い取引

^{■:}懸念性が比較的高い取引■:懸念性が高い取引

Ⅱ-6 輸出管理シートについて 東北大学のトップページから、 ③ 東北大学 安全保障輸出管理室のHPにアクセス 大学概要 学部·大学院·研究所 教育·学生 URL:http://www.rpip.tohoku.ac.ip/anzen/ 2 田 企業の方へ 東北大学における安全保障輸出管理 国窓生の方へ FOREIGN AFFAIRS 在学生の方へ тоноки 教職員向け(学内用) ■ 東北大学動画チャンネルはこちら □ □ HOME 輸出管理シート | 終了前確認シート | 貨物のマトリクス表 | 技術のマトリクス表 | 外国ユーザーリスト 相手先手・・・・リリスト! 明らかガイドラインチェックリスト! 用途チェックリスト! 懸念 40品目 | 学内手続のフロー! 該非判定事例 | 許可申請事例 | ヒヤリ・ハット事例 | ■東日本大震災に関する情報 □ 广挨拶 日 組織休期 □ 規程 関連リンク MENU(学内専用 試料,装置,データを海外に送る,持ち出す ■東北大学は2011年10月1日からすべてのキャンパスが全面禁煙となります。 ▼ 現程 細則 : 迪 → 判定手続を要さない取引に該当しない限り・・・ 輸出管理 . 植物園・中野飲・植物飲品 ASSERTATION OF THE PROPERTY OF sau. とにかく事前に! 受入れや輸出の打診が あったり、予定が生じた ら谏やかに着手! 8 プレスリリース 8 ニュース 8 イベント 8 9 © 2012 Tohoku University





例外規定:基礎科学...?

自然科学, 現象の原理の究明. 製品の設計, 製造を目的としない. . . ?

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成22年6月23日 国立大学協会 教育・研究委員会

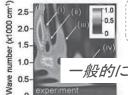
国立大学協会からの要望

→今のところ国からの回答はなし

我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、オ 遠・使用に係る技術の漏波による国際社会の平和及び安全への影響に対す 潜・使用に係る技術の漏波による国際社会の平和及び安全への影響に対す

造・使用に係ら技術の選換による国際社会の平和及の文字への影響に対 現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規則対象が 現の服務な実施が求められている。これらの技術を保有する者には大学 研究者も患まれることから、これまで関連者庁から大学に対して技術提供 な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してそ6 のであり、第2本学の製品の設計では製造を目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うも な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してそ6 のであり、特定の製品の設計では製造を目的としないもの」とされており、解釈によってその範囲 現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象か

【例】もしプレスリリースを書いたとしたら・・・・



100 200 300 Time Delay (fs)

0-

有機絶縁体が光誘起相転移を起こす瞬間を捉える。 本研究成果を発展させることによって光誘起相転移を利用した

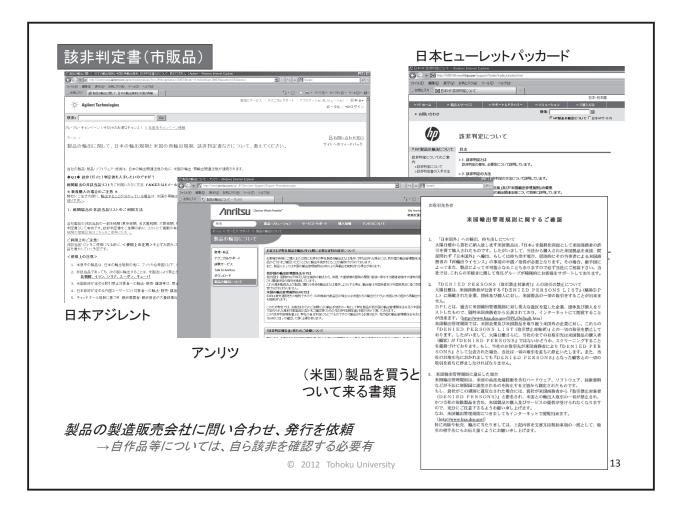
超高速光スイッチングデバイスの実現が期待できます。 - 抵触...?

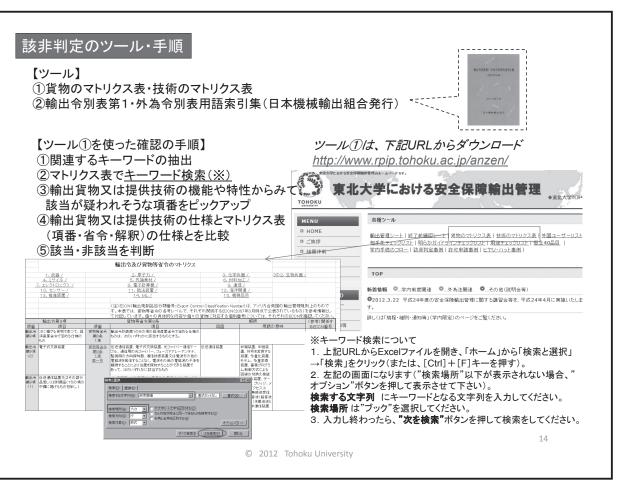
・般的には、基礎科学(そのもの)だと思うのだが、外為法上は...

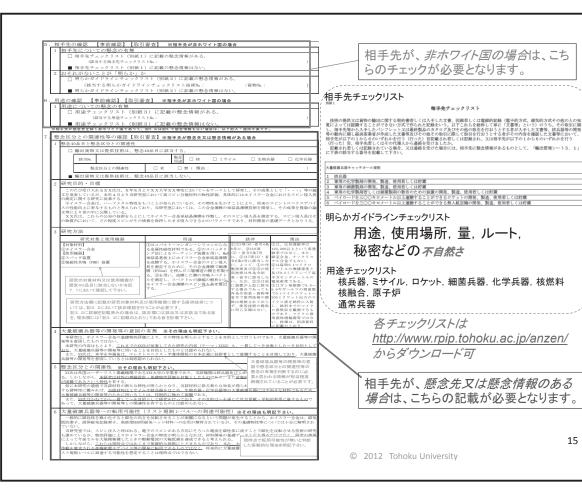
特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても、結 果として製品応用につながる可能性のあるものについては、経 済産業省より基礎科学の適用を認められない傾向がある!

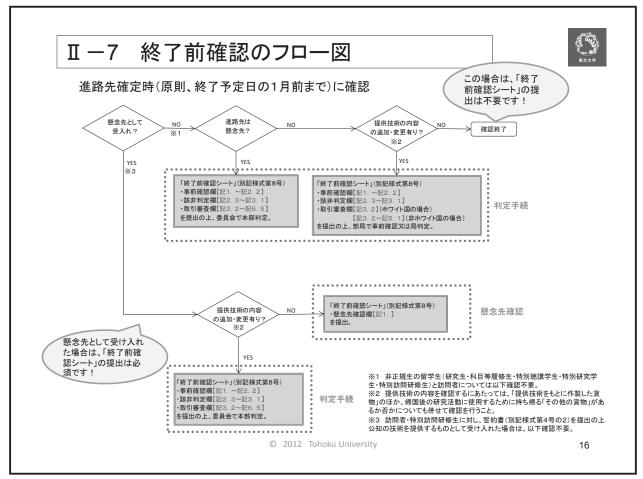
■ 適用の可否は慎重に判断されることになります。

12











Ⅱ-8 終了前確認制度の導入【平成23年8月~】

【導入の背景】

受入者である教員等から当該留学生・外国人研究者に対し提供した技術 →将来的に帰国等により外国において再提供される可能性がある

(懸念されるケース1)

非ホワイト国で外国ユーザーリストに掲載されていない大学で学位を取得した留学生(大学院学生)で、受入れ前に「取引承認」と判定した上で本学の大学院において受け入れた方が、大学院修了の上帰国する際に外国ユーザーリスト掲載大学に就職することが修了前に明らかとなった場合

受入教員等から提供した技術が当該留学生から外国ユーザーリスト掲載大学に再提供されても問題ないかどうかを帰国前に改めて確認・審査し、懸念される技術がある場合にはこれを持ち帰らせないようにしなければ、最悪、懸念される技術が懸念される相手方に渡り、結果として大量破壊兵器等に転用されることにもなりかねない!

(懸念されるケース2)

受入れ前に技術提供について「取引承認」と判定した外国ユーザーリスト掲載大学で学位を取得した留学生 (大学院学生)に対する提供技術の内容に追加・変更があった場合

本来、追加・変更して提供する技術の内容に懸念がないことは、提供前に確認しなければならないが、仮にその事実が提供後(終了前)に明らかとなった場合には、受入教員等から当該留学生に対する技術提供に懸念がなかったことを組織的に確認しなければ、上記と同じリスクが否定できない!

© 2012 Tohoku University

17

Ⅱ-9 終了前確認シートについて 別記様式第8号(第9条関係) 1. 進路状況等 【懸念先確認】【事前確認】 終了前確認シート 終了前確認のフロー図に従って確認した ■ 受入期間の変更 ※以下に変更後の期間を記載して下さい。 (蛤期)平成 24年 4 月 1 日~ (終期) 平成 26年 3 月 31 日 ■ 受入身分の変更 ※WTに変更後の身分・変更前の身分を配載して下さい。 進路内容 結果、終了前確認シートの提出が必要と 変更後の身分: 大学院修士課程学生 変更前の身分: 学部研究生 なった場合に作成 □ その他(東北大学 エ学研究科 電気エネルギーシステム等攻 東北大学 エ学研究科 電気エネルギーシステム等攻 東北大学 エ学研究科 電気 東北大学 □ 外国ユーザーリスト (% □ 野会国(□上記届出(申請)者による取引について、以下のとおり確認する。□上記申請者による受入者から連路先への技術の再提供等について、以下のとおり確認又は判定する。 「模長器 」ミテイル 」 生物反響 」 化学兵器 □ 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更無し。 ■ 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更無し。 連 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更有り。 連番ル・変更を結婚者は、その時間に対していること。12年2日に、輸金管理書店で置めた、刊業手続 | 対けて下さい。 総長入時に固念免として『恵夫君みか様念子、思入期間のに対ける組織技術の由当に活知。お言がなかった場会は、以下別様不実力 す(3頁目以下はブリントアウトいただかなくて破機です)。他出管理推進者に提出の上、部局管理責任者の確認を受けて下さい。 受入時に承認された提供技術の内容に追加・ 変更がある場合は、記2.以下も記入が必要 内容 真空容器中でプラズマ放電を発生させ、静電プローブ法により温度密度を観測する。 また、水中で放電を起こすことで、脱色など水処理を行う。 例外規定適用の有無【事前確認】 □少額特例 □無債特例 □暗号特例 □ □その他 () デーに相談した場合は、以下に記載。 【部局整理N。 】 デー相談済み(相談日: 月 日) 【事前確認及び該非判定・取引審査の判定】 Georator*、IEEE Trans. Dist. Elect. Insul., 101. 14, No. 4 pp. 38490 15007. - 基礎科学分別の研究活動(自然科学の分野における現象に関する原理の完明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としない研究活動)において技術を提供する取引 □ その他(□ 取引不可(再提供・技術データ等の持ち出しは認められない)2. 理由□ 別紙回答記載のとおり (上記に記事) 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に 基づいては称を提供する取引 (協定の必称等:) 日その他迄全様障酷出管理マニュアルに記載の技術の例外規定 (現在的を示等: 別議会を以外として見入れ、かつ選集会も簡金を以外である場合であって、上記例が規定のいずれかに譲渡する場合には、以下 記録不要です。他が管理機を借いる場合は、認めで整理性の必要機関を受けて下さい。 なお、見入者が実験を指動する場合は、記さ、も間極のよ、認識管理技術の明定を受けて下さい(選集会が概念会以外の ポイナイト間の着後には、よび他の、も間後して下さい)。 © 2012 Tohoku University



Ⅱ-10① 定期監査の結果を踏まえた改訂

各部局からの意見・要望等を踏まえ、安全保障輸出管理委員会では、手続の簡素化を図ることを主な目的として管理体制を一部見直しました。

- (1)判定手続を要さない場合の拡充
 - ①文系(非実験系)教員等の適用除外
 - ②同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化
- (2)文系(非実験系)教員等が留学生等を受け入れる場合の誓約書の廃止

19

© 2012 Tohoku University

Ⅱ-10② 判定手続を要さない場合の拡充



- ●安全保障輸出管理細則 第5条第2項
- 一 技術を公知とするために当該技術を提供しようとする場合
- 二 研究上の情報交換又は研究実施上の打合せを目的とした特定の者による会合において、公知の範囲内で技術の提供を行おうとする場合(特定の者に懸念先(外国ユーザーリスト掲載機関に所属する者若しくは懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に居住する者又はそれらの者が属する機関をいう。以下同じ。)を含む場合を除く。)
- 三 訪問者又は特別訪問研修生(懸念先を除く。)を受け入れ、公知の技術を提供しようとする場合四 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供し
 - ようとする場合
- 五 自己使用の目的で技術情報を含む特定記録媒体等を携行しようとする場合
- 六 技術の提供にあたり、あらかじめ事前確認等の手続を完了した場合であって、同一の技術 を同一の相手先に提供しようとする場合(リスト規制技術の改訂に伴い、当該技術が新たに リスト規制技術に該当した場合を除く。)
- 七 文系(非実験系)の教員等が、留学生又は外国人研究者を受け入れようとする場合 【改訂(1)①】→文系(非実験系)の教員が留学生等を受け入れる場合の誓約書 についても廃止【改訂(2)】
- ハ 自己使用の目的で市販のパーソナルコンピュータ又は携帯電話を携行しようとする場合 九 貨物の輸出にあたり、あらかじめ事前確認等の手続を完了した場合であって、同一の貨物 を同一の相手先、ホワイト国又は懸念先、懸念情報のある相手先若しくは外国ユーザーリスト 掲載機関の所在国・地域を除く非ホワイト国向けに輸出しようとする場合(あらかじめ安全保 障輸出管理室に該非の確認を依頼し、当該貨物が新たにリスト規制貨物に該当することを確認 した場合を除く。) 【改訂(1)②】 \rightarrow 同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化の詳細は次頁20

Ⅱ-10③ 同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化【改訂(1)②】



<u>予め判定手続を完了した貨物と同一の貨物を下記の相手先</u>に改めて輸出する場合は、 安全保障輸出管理室に<u>下記事項</u>を記載の上、メールで確認依頼をするだけで 基本的に「輸出管理シート」提出は不要となります。

(ただし、前回非該当と判定した貨物が法令改正によりリスト規制貨物となった場合を除きます。)

相手先

- ・前回と同一の相手先
- ホワイト国
- 下記を除く非ホワイト国

※ただし、相手先が以下の場合には、「輸出管理シート」の提出が必要です。・懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)

- 国連武器禁輸国 地域(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、 イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、リビア、ソマリア、スーダン)
- ・外国ユーザーリスト掲載機関又はその所在国・地域(イスラエル、イラン、インド、 北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦)

連絡事項

- ①過去に提出した「輸出管理シート」の記入年月日
- ②輸出貨物の名称・仕様
- ③輸出の相手先、輸出予定日
- ④該非確認結果 (最新の貨物のマトリクス表に基づき 改めて該非確認を行った結果)
- ⑤ (輸出の相手先が非ホワイト国の場合) 相手先の種別 (懸念先か否か) 並びに相手先チェックリスト、明らか ガイドラインチェックリスト及び用途チェックリストに 記載の懸念情報の有無

安全保障輸出管理室 御中

〇〇研究科 教授 東北太郎 (連絡担当者:助教 宮城次郎)

同一貨物の再輸出について

このたび、【①平成24年3月1日付けで提出】した「輸出管理シート」に記載の貨物と同· の貨物(【②耐摩耗性耐熱性鋳造用アルミニウム合金(Al-14Si-Cu-Mg-Ni-Ti)】)について、試料 提供の依頼がありましたので、【③

③

OO Reserch Center (インド) 向けに

5月1日付け

】で輸出 することになりました。

当該貨物は、前回同様、【④リスト規制に(非)該当である旨、最新の貨物のマトリクス表に 基づき確認を行っております】。

また、〇〇 Reserch Center は【⑤懸念先ではなく、相手先チェックリスト、明らかガイドラ <u>インチェックリスト及び用途チェックリストに記載の懸念情報もないこと</u>】を申し添えます。

© 2012 Tohoku University

Ⅱ-11 その他注意事項





平成23年12月19日

東北大学

報道機関 各位

東北大学〇〇研究科

ノートパソコンの恣難に関わるお詫びとご報告

このたび、本研究科職員が盗難にあい、学生名簿等の個人情報が保存されたノートパソコ ンを紛失しました。関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけすることとなり深くお詫びい たします。

研究資料 計算データ 論文原稿 個人データ 学生名簿,成績 メールアドレス

海外で盗難紛失

・研究データ,技術の流出

データが狙われた???

個人情報 流出

PC. USBなどにはパスワードロックをかけましょう. 外国において技術情報を含むPC,USBメモリの盗難、紛失の場合は 部局の輸出管理担当者へご連絡ください! © 2012 Tohoku University

Ⅱ-12 まとめ



特に注意すべきは・・・・

●相手先が懸念先の場合

過去の経歴の確認!

外国ユーザーリスト掲載機関又はその出身者 懸念国の機関、その国籍を有する者又はその居住者 国連武器禁輸国・地域の機関、その国籍を有する者又はその居住者

- ●相手先に懸念情報がある場合 大量破壊兵器等、通常兵器、原子炉等の研究機関等 外国の軍・国防に関する行政機関等
- ●リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供

本学と関係がある懸念先

北京航空航天大学(大学間·部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先 哈爾浜工業大学(部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先

イラン University of Tehran(大学間学術交流協定) 核兵器・ミサイル・生物兵器・化学兵器の開発懸念先

輸出、受入れ(提供)前に手続を完了することが必要!

試料提供の依頼や受入れの打診があったら、速やかに輸出管理シート の作成に着手してください。

© 2012 Tohoku University

23

Ⅱ-13 その他連絡事項

掲載しています。



Excel

安全保障輸出管理木--ムページをご活用ください

本学の安全保障輸出管理ホームページ上で、各種様

式、マニュアル及び通知等をダウンロードできます。 また、外為法等の法令改正等の輸出管理関連情報を

http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/

東北大学における安全保障輸出管理

- 各種样式【学内専用】
 - ▼ <u>教員等作成様式</u> 【<u>輸出管理シート</u> 図】【<u>終了前確認シート</u> 図】*その他様式は以下を
- ▼ 輸出管理担当者使用様式▼ 留学生・外国人研究者作成様式

東北大学 関連リンク 大学板要 学部·大学院·研究所 教員等作成様式 輸出管理に係る MENU(学内専用) 学内の様式はこちら □ 学内手続のフロ からダウンロード可 POREIGN AFFAIRS 各種様式 規程・細則・通知等 1. 判定手続 国宝北大学鉄画チャンネルはこちら □ マニュアル等 輸出管理シート (第2号) □ 監査 ※1:別紙1~別紙3(輸出管理シート記5.~記 6.を確認する際に参照) お問い合わせ先:コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室(船田、櫻井)

TEL:217-5920 内線のみ:91-6058

FAX:217-6069

E-mail:export@bureau.tohoku.ac.jp

安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会 《ライフサイエンス関連》

平成24年4月13日(金)

【星陵•雨宮地区】:

安全保障輸出管理委員会オブザーバー(前副委員長) 加齢医学研究所 所長 佐竹正延

© 2012 Tohoku University

貨物

- ・生物関連の試料を外国の研究者・研究機関に 送付・提供する場合
- 研究機材や測定機器を、共同研究のために 外国に持ち出す場合
- 原則として、「輸出管理シート」の提出が必要
- ・留学生・外国人研究者が東北大学を去る際に、 生物試料や研究機材を持ち帰る場合
- 「終了前確認シート」の提出が必要

技術の提供

- 留学生・外国人研究者を東北大学に受け入れ、 研究に従事してもらう場合
- 外国の企業 研究機関と共同研究を行う場合
- 原則として、「輸出管理シート」の提出が必要
- 留学生・外国人研究者が東北大学を去る場合 (帰国・就職する場合等)
- 帰国先・就職先が懸念先の場合等には、 「終了前確認シート」の提出が必要

© 2012 Tohoku University

3

<u>貨物・技術のマトリクス表</u> に掲載の項目は、

- 1. 武器 2. 原子力
- 3. 化学兵器 3-2. 生物兵器
- 4. ミサイル 5. 先端素材
- 6. 材料加工 7. エレクトロニクス
- 8. 電子計算機 9. 通信
- 10. センサー 11. 航法装置
- 12. 海洋関連 13. 推進装置
- 14. ML 15. 機微品目

© 2012 Tohoku University

生物兵器となりえる貨物・技術とは?

病原性 pathogenic 感染性 infectious 毒性 toxic

対象

ヒトが主であるが 動物(家畜) 植物(農作物) も対象となる

© 2012 Tohoku University

5

リスト規制一貨物のマトリクス表

輸出令別表第1の3の2項(1)生物兵器の原料となりうるもの

- ・ウイルス
- -細菌
- -毒素
- -細菌、菌類(植物への感染)
- •上記の遺伝子
- •上記の遺伝子改変生物

© 2012 Tohoku University

生物兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3の2項(1))

ウイルス(ワクチンを除く。)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ 豚コレラウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、 オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロボーチウイ ルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、 狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、 毒素及び志質毒素リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボ サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス 脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニ 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テッシェン病ウイル ドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ ス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳 数ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイル ス(H五又はHtのH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、 ス・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソ ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハン ングウイルス、ペネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテ ト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ 上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するものの核酸 ト・アンテアン・アナウィルス、ホテトスピントル・チュハー・ ウィロイド、ポワッサンウィルス、マチュポウィルス、マールブルグウィ ルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグ ナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス アトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス マクサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配列 を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポソン及び ベクターを含む。) 又はロシオウイルス

アイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハン バー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・ゲリセア、プク ウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータ シニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ミクロシクル

※輸出の実績がありそうなウイルス、細菌等を参考まで赤字で表示

© 2012 Tohoku University

リスト規制一貨物のマトリクス表

輸出令別表第1の3の2項(2) 生物兵器を製造するための装置

- ・物理的封じ込め装置(クラス皿安全キャビネットなど)
- ・発酵槽(密閉式で容量20L以上)
- •遠心分離機(連続式)
- クロスフローろ過用の装置(1m²以上)
- •凍結乾燥機(10kg以上/24hr)
- 物理的封じ込め施設における防護装置
- 粒子吸入装置
- •噴霧器、煙霧機

リスト規制一技術のマトリクス表

生物兵器

3の2項(1) 3の2項(1)該当貨物の設計・製造に係る技術 *「使用」は規制されていません。

3の2項(2)該当貨物の設計・製造・使用に係る 3の2項(2) 技術のうち機能・特性に到達、又は越えるため に必要な技術

例

・培養液、培養器、CO2インキュベーター (細胞培養)

・遠心分離機、オートクレーブ(細胞分離)

・DNAポリメラーゼ、遺伝子増幅装置(PCR)・ポリアクリルアミド、電気泳動装置

(ウェスタンブロッティング)

使用技術

設計技術

- ・生物の耐性の強化や毒性の強化を図る ため遺伝子の組み換え等を行う技術
- ・生物の増殖のための培養技術、拡散 防止のための封じ込め技術、保管技術



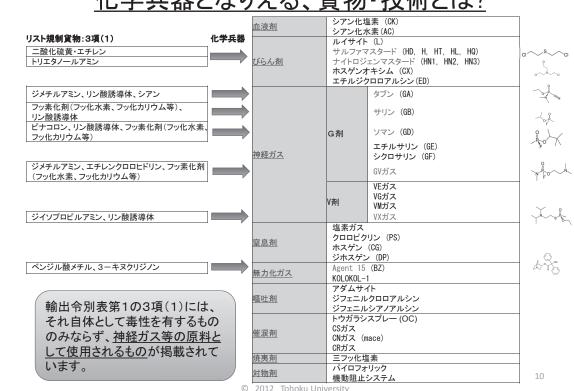


製造技術

© 2012 Tohoku University

9

化学兵器となりえる、貨物・技術とは?



リスト規制一貨物のマトリクス表

化学兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3項(1))

- 化学兵器の原料
- ・毒物 ・毒物の原料

【化学製剤】3ーヒドロキシー 1ーメチルピペリジン	一水素ニフッ化ナトリウム
フッ化カリウム	フッ化ナトリウム
エチレンクロロヒドリン	シアン化ナトリウム
ジメチルアミン	五硫化リン
塩酸ジメチルアミン	ジイソプロピルアミン
フッ化水素	2ージエチルアミノエタノール
ベンジル酸メチル	硫化ナトリウム
3ーキヌクリジノン	トリエタノールアミン塩酸塩
ピナコロン	亜リン酸トリイソプロピル
シアン化カリウム	ジエチルチオリン酸
一水素ニフッ化カリウム	ジエチルジチオリン酸
一水素ニフッ化アンモニウム	ヘキサフルオロケイ酸ナトリ
	ウム

	○-ジエチル=Sー[ニー(ジエチルアミノ)エチル] サオラート並びにそのアルキル化塩類及びプロト
1・1・3・3・3 ープロペン	ーペンタフルオロー2ー(トリフルオロメチル)ー1
三ーキヌク 二塩化カル	リジニル=ベンジラート ・ボニル
塩化シアン	
シアン化力 トリクロロ:	-215

【毒物の原料】アルキルホスホニルジフルオリト	
(アルキル基の炭素数が三以下であるものに	(アルキル基の炭素数が三以下であるものに
限る。)	限る。)及びそのプロトン化塩類
	N・Nージアルキルアミノエチルーニークロリド
	(アルキル基の炭素数が三以下であるものに
ルキル基がシクロアルキル基であるものを含	限る。)及びそのプロトン化塩類
み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十	N・Nージアルキルアミノエタンーニーチオール
以下であり、かつ、Oーニージアルキルアミノエ	
チル及びアルキルホスホニットのアルキル基の	12 00 7 20 C 07 7 -1 2 10 m/2
炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそ	
のアルキル化塩類及びプロトン化塩類	
Oーニージアルキルアミノエチル=ヒドロゲン	ビス(ニーヒドロキシエチル)スルフィド
=アルキルホスホニット(O-ニージアルキル	三・三一ジメチルブタンーニーオール
アミノエチル及びアルキルホスホニットのアル	塩化ホスホリル
キル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	三塩化リン
並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩	
類	
Oーイソプロピル=メチルホスホノクロリダート	五塩化リン
Oーピナコリル=メチルホスホノクロリダート	亜リン酸トリメチル
炭素数が三以下である一のアルキル基との結	亜リン酸トリエチル
合以外に炭素原子との結合のないりん原子を	亜リン酸ジメチル
含む化合物	
N·Nージアルキルホスホルアミジク=ジハリド	亜リン酸ジエチル
(アルキル基の炭素数が三以下であるものに	一塩化硫黄
限る。)	
ジアルキル=N・N-ジアルキルホスホルアミ	二塩化硫黄
ダート(ジアルキル及びN·N-ジアルキルホス	塩化チオニル
ホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以	
下であるものに限る。)	
三塩化ヒ素	エチルジエタノールアミン
ニ・ニージフェニルーニーヒドロキシ酢酸	メチルジエタノールアミン
キヌクリジンー三ーオール	トリエタノールアミン

© 2012 Tohoku University ※一般的な研究室でよく使用されていると思われるものを赤字で表示 ₁₁

リスト規制一貨物のマトリクス表

輸出令別表第1の3項(2) 化学兵器の原料を製造するための装置

- ·反応器(0.1㎡超20㎡未満)
- · 貯蔵容器(0.1m³)
- ·熱交換機·凝縮器(伝熱面積0.15㎡超20㎡未満)
- ·蒸留塔·吸収塔(断面積0.00785㎡超)
- 充てん用機械(遠隔操作可能)
- かくはん機
- ・弁(呼び径10A超)
- ・多重管(漏れ探知装置の取付口を組み込んだもの)
- -ポンプ(二重以上のシールで軸封/シールレス)
- •焼却装置(燃焼室平均温度1000度超)
- •空気中物質探知装置

2012 Tohoku University

リスト規制一技術のマトリクス表

化学兵器

3項(1)

3項(1)該当貨物の設計・製造・使用に係る技術 * 外為令別表の3項(1)における「使用」は、 「化学製剤及び化学物質の<u>化学兵器に係る取扱い</u>」のことをいいます!研究上、試薬として使用するのみの場合は、問題にはなりません。 *3項(1)該当貨物に関する設計・製造技術は、 化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱いに限らず全て規制されます。

3項(2)

3項(2)該当貨物の設計・製造・使用に係る技術のうち機能・特性に到達、又は越えるために必要な技術

© 2012 Tohoku University

13

懸念される相手機関、相手国には3種類ある

(1) 外国ユーザーリスト(平成23年12月9日付けで改訂あり)

現在、374機関

国別として10か国。イラン(182機関)、北朝鮮(111機関)、パキスタン、インド、中国、シリア、アフガニスタン、イスラエル、台湾、アラブ首長国連邦

(2)国連武器禁輸国・地域(平成24年2月9日付けで改訂あり)

11か国・地域(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、 リビア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、 スーダン)

(3)懸念国

3か国(イラン、イラク、北朝鮮)

© 2012 Tohoku University

懸念情報がある場合

- (1)化学物質の開発・製造
- (2)微生物・毒素の開発・製造・使用・貯蔵
 - →相手先が非ホワイト国の軍・国防に関する事務を 司る行政機関である場合、又はこれらの者から 委託を受けて行う場合

© 2012 Tohoku University

15

委員会で審議(事前審査・本審査)

部局で判定するケース

全てのケース

本部で確認・判定するケース

- ・懸念される相手機関、相手国し
- ・懸念情報がある場合
- ・例外規定に該当しない技術の提供
- ・貨物の輸出

経産省への許可申請が必要となるケース

- ・リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供 (例外規定に該当する場合を除く)
- キャッチオール規制に該当する場合 (相手先・用途に懸念がある場合)

輸出管理シートの記入方法(事前に!)

技術の提供

"公知の技術"を活用する! 公知の根拠(文献等)を具体的に示す!

	ボワイト国	非ホワイト国 (懸念先を除く)	懸念先
1. 取引の内容	0	0	0
2. 取引の相手方	0	0	0
3-1. 例外規定	0	0	0
3-2. 提供する技	△(公知の技術等の例	△(公知の技術等の例	
術の該非確認	外規定に該当しない場	外規定に該当しない場	0
	合に記載必要)	合に記載必要)	
5. 相手先の確認		△(公知の技術等の例	
	_	外規定に該当しない場	0
		合に記載必要)	
6. 用途の確認		△(公知の技術等の例	
	_	外規定に該当しない場	0
		合に記載必要)	
7. 懸念区分との関	_	_	\circ
連性等の確認	_	_	O

© 2012 Tohoku University

17

輸出管理シートの記入方法(事前に!)

貨物の輸出

業者に尋ねる!

	水ワイト国	非ホワイト国 (懸念先を除く)	懸念先
1. 取引の内容	0	0	0
2. 取引の相手方	0	0	0
4-1. 非該当証明書	△(非該当証明書があ る場合に記載必要)	△(非該当証明書があ る場合に記載必要)	_
4-2. 輸出する貨物 の該非確認 、	△(非該当証明書がない場合に記載必要)	△(非該当証明書がな い場合に記載必要)	0
5. 相手先の確認	_	△(非該当証明書がな い場合に記載必要)	0
6. 用途の確認	_	△(非該当証明書がな い場合に記載必要)	0
7. 懸念区分との関連 性等の確認	_	_	0

非該当証明書がない場合は、自分 で該非を確認する!

© 2012 Tohoku University

特に注意すべきは

- (1)取引先が懸念される相手機関、 相手国である場合
- (2)リスト規制の貨物・技術である場合
 - 3 化学兵器
 - 3-2 生物兵器

輸出管理シート

事前であることが絶対に必要

© 2012 Tohoku University

19

必ず目を通すべき項目

貨物のマトリクス表 輸出令別表第1			技術のマトリクス表 外為令別表					
分類	項目	番号	省令	内容	項目	番号	省令	内容
化学兵器	3 項	(1)	第2条第1項 第2条第2項	軍用の化学製剤の原料となる物質 (1)を製造するための 装置	3 項	(1)	第15条の2	左記の設計・製造・使用に係る 技術 左記の設計・製造・使用に係る 技術のうち、当該貨物の機能・ 特性に到達、もしくは超えるた めに必要な技術
生物兵器	3 の 2 項	(1)	第2条の2 第1項 第2条の2 第2項	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素、遺伝子 (1)を製造するための装置	3 の 2 項	(1)	第15条の3	左記の設計・製造に係る技術 左記の設計・製造・使用に係る 技術のうち、当該貨物の機能・ 特性に到達、もしくは超えるた めに必要な技術

※凡例

- ■:「係る技術」(外為令別表又は貨物等省令の各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術をいい、 関係する全ての技術を指す。)

© 2012 Tohoku University

一応注意すべき項目

貨物のマトリクス表 輸出令別表第1			技術のマトリクス表 外為令別表					
分類	項目	番号	省令	内容	項目	番号	省令	内容
武器	1 項	(13-2)		軍用化学製剤の浄化の ための化学配合物	1 項			左記の設計・製造・使用 に係る技術
		(14)		軍用の化学製剤の探知・識別のための生体 高分子・生体触媒・ベ				
医マエ	_	(0.1)	Mr 1 A Mr D C D	クター等	_	(1)	hete a - ht hete	
原子力	2 項	(31)	第1条第36号	レーザー発振器	2 項	(1)	第 1 5 条第 1 項第 4 号	左記の設計・製造・使用 に係る技術のうち、当該
		(32)	第1条第37号	質量分析器				貨物の機能・特性に到達、
		(44) (45) (46)	第1条第54号 ~同第56号	放射線防護のための装 置				もしくは超えるために必 要な技術
センサー	1 0	(2)	第9条第3号~ 同第6号	光検出器	1 0	(1)	第22条第 1項~同第	
	項	(4)	第9条第8号	高速度撮影カメラ	項		2項	・左記を設計・製造する ために設計・改造したプ
		(8)	第9条第10号	レーザー発振器				ログラム ・左記を使用するために
								設計したプログラム等

- ※凡例
 ■:「係る技術」(外為令別表又は貨物等省令の各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術をいい、関係する全ての技術を指す。)
 ■:「必要な技術」(規制の性能レベル、特性もしくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいい、
 エコムが世帯以ば近の技術を指す。)

© 2012 Tohoku University

21

罰則の適用

大学だけでなく、違反行為を行った教員も 処罰の対象になります!

違反行為	懲役刑	罰金刑			
++-4=-+	【大量破壊兵器関連】				
│ 技術提供取引·輸出 │ (許可義務違反)	10年以下	1000万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)			
仲介貿易取引	【その他】				
(許可義務違反)	7年以下	700万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)			
技術記録媒体の持出し (許可義務違反)	5年以下	500万円以下 (輸出・取引額の5倍以下)			
不正な手段による許可取得	3年以下	100万円以下 (輸出・取引額の3倍以下)			

※ 無許可輸出に係る時効期間

教員(自然人):7年(大量破壞兵器関連) 大学(法 人):7年(大量破壊兵器関連)

(上記以外の場合には、自然人及び法人ともに5年となる)

インターネット上のURL

http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/

東北大学

- →安全保障輸出管理 (学内手続のフロー、各種様式など)
 - →関連リンク
 - →経産省
 - リスト規制(貨物・技術のマトリクス表)
 - 外国ユーザーリスト
 - ・懸念品目リスト

© 2012 Tohoku University

安全保障輸出管理に関する 実務担当者講習会(抜粋)

平成24年4月23日(月) コンプライアンス推進部安全保障輸出管理室長 安全保障輸出管理マネージャー 船田正幸

© 2012 Tohoku University



目次

- I. 我が国の安全保障輸出管理規制(省略)
- Ⅱ. 東北大学の安全保障輸出管理体制

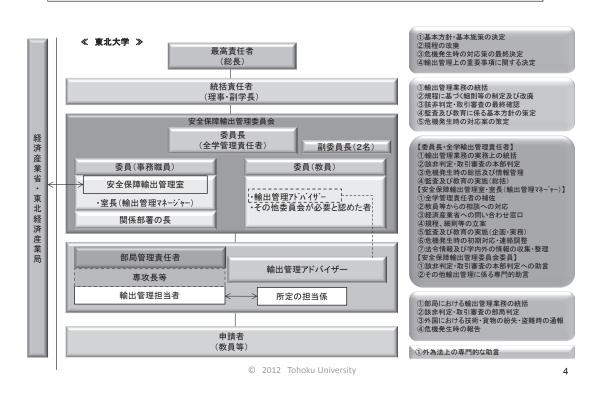


一目次一

- Ⅱ-1 東北大学の安全保障輸出管理体制図
- Ⅱ-2 本学の輸出管理手続の概要
- Ⅱ-3 判定手続のフロー図
- Ⅱ-4 貨物輸出・技術提供のフロー図
- Ⅱ-5 過去の取扱件数 【平成22年3月~平成24年3月】
- Ⅱ-6 再確認・再判定手続
- Ⅱ-7 終了前確認のフロー図
- Ⅱ-8 終了前確認制度の導入【平成23年8月~】
- Ⅱ-9 定期監査の結果を踏まえた改訂
- Ⅱ-10 所定の担当係の役割
- Ⅱ-11 平成24年度定期監査

Ⅱ-1 東北大学安全保障輸出管理体制図





東北大学

Ⅱ-2 本学の輸出管理手続の概要

●判定手続 【取引の開始前】

教員が留学生・外国人研究者等を受け入れ技術提供を行う場合、又は共同研究先の外国の大学等へ貨物を輸出する場合、貨物輸出・技術提供のフロー図に従い、手続の有無をチェックした上、該当の場合に部局の窓口に「輸出管理シート」を提出し、予め所定の判定手続を受ける。

【事前確認】

該非判定・取引審査の手続を要するか否かについて、予め確認する、スクリーニングのための手続

【該非判定】

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを判定する手続

【取引審査】

取引の相手先やその用途に関し懸念がないかを確認の上、当該取引に関する承認の可否を審査する手続

●終了前確認 【取引の終了前】

上記の判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間終了後の進路先が確定した場合、受入者である教員等が、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、終了前確認のフロー図に従い、確認を行う。確認の結果、所定の要件に該当した場合は、部局の窓口に「終了前確認シート」を提出し、懸念先確認又は判定手続を受ける。

※取引期間の終了後に退学、退職等により<u>本学を転出する場合はもちろん、同一又は他の身分で引き続き本学に在学、在職等する場合も対象</u>となります。

●調査【リスト規制改訂時】

教員が外国に輸出する予定のある貨物が留学生・外国人研究者等に提供する予定のある技術について、リスト規制に該当するか否かを自ら確認し、及びその結果を組織的にも把握することにより、手続の遺漏による法令違反の防止や効果的な輸出管理の実施を目的として、原則、法令改正によりリスト規制に改訂が生じた都度、「**調査票**」により実施する。

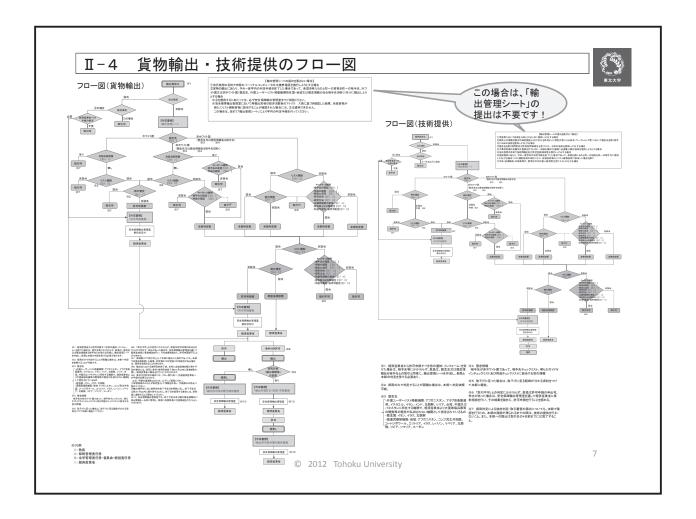
●誓約 【受入時】

留学生・外国人研究者が帰国等により研究上の技術情報を外国又は非居住者に対し提供する場合、研究上の使用機器・使用材料・研究の結果得られた有体物を外国に輸出する場合には、指導教員に相談の上、必要な場合には、外為法に従い所定の手続を行う旨を所管部署が定める「**誓約書**」により誓約する。

© 2012 Tohoku University

F

※ 凡.例 Ⅱ-3 判定手続のフロー図): 懸念性が低い取引 ■・縣金性が比較的高い取引 ・懸念性が高い取引 【輸出管理シート】を作成(※手続有の 場合) → 部局窓口に提出 フロ一図(技術提供・貨物輸出)により手続の有無 技術提供· 貨物輸出 事前確認 ホワイト国(26カ国) 非ホワイト国 非ホワイト国 〇取引の内容 (懸念先以外) (懸念先) 〇取引の相手方 ・外国ユーザーリスト掲載機関 〇技術: 例外規定 (公知、基礎科学等) (技術)例外規定 (貨物)非該当証明書 (技術)例外規定 (貨物)非該当証明書 ・懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)・国連武器禁輸国・地域(11カ国) 該当/有 非該当/無 ○貨物·非該当証明書 該当/有 非該当/無 該非判定 リスト規制 リスト規制 リスト規制 ○技術の該非確認 取 非該当 非該当 非該当| 該当 該当 〇貨物の該非確認 部 げ 取引審査 局 (貨物)例外規定 (貨物)例外規定 〇貨物の例外規定 (技術・貨物) (少額特例、暗号特例等) 例外規定 〇相手先・用途の懸念 〇明らかガイドライン 適用可 適用可 適用不可 適用不可 適用可 適用不可 ○懸念40品目と キャッチオール キャッチオール 規制 該当 懸念区分との関連性 規制 〇研究目的·目標、研究方法 非該当 該当 非該当 取 〇兵器開発等の意図の有無 (懸念情報 〇兵器等への転用可能性等 〈部局判定〉 取引可 許可申請要 取引可 許可申請要 取引可 「取引可」・「許可申請要」・「取引不可」 本部に届出 本部に判定依頼 安全保障輸出管理室で内容確認。※「許可申請要」の場合は、教員 安全保障輸出管理委員会・統括責任者が審 〈本部判定等〉 から別途、許可申請書類を受領し、経産省への申請手続をサポート。 査。※「許可申請要」の場合は左記のとおり。



Ⅱ -5 過去の取扱件数【平成22年3月~平成24年3月】



●ホワイト国・非ホワイト国(慰念先以)	外)を相手先と?	りる取り		
事前確認限りで取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
貨物の輸出	6	38	28	72
技術の提供・受入れ	911	2, 182	877	3, 970
合計	917	2, 220	905	4, 042

※懸念先からの訪問者受入れ(誓約書による届出案件)を含む

該非	判定・取引審査により ス引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計			
貨物の輸出	貨物の輸出		106	181	288			
(内訳) 輔	偷出許可申請必要	1	12	8	21			
車	偷出許可申請不要	0	94	173	267			
技術の提供	受入れ	1	13	22	36			
	殳務取引許可申請必要	1	0	1	2			
	殳務取引許可申請不要	0	13	21	34			
	合計	2	119	201	324			
※平成24年3	※平成24年3月31日までに部局判定及び安全保障輸出管理室で確認済みの案件							

●非ホワイト国 (懸念先) を相手先とする取引

該非判定・取引審査により 取引を承認した案件(予定を含む)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計				
貨物の輸出	0	0	0	0				
技術の提供・受入れ	35 (0)	49 (10)	30 (1)	114 (11)				
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	29 (0)	30 (6)	11 (0)	72 (6)				
懸念国	5 (0)	17 (2)	12(1)	34 (3)				
国連武器禁輸国・地域	1 (0)	2 (2)	7 (0)	10 (2)				
合計	35 (0)	49 (10)	30 (1)	114 (11)				

※()内は、比較的軽微なものとして全学管理責任者裁定により委員会に報告した案件数(外数)

© 2012 Tohoku University

[※]凡例
■:懸念性が低い取引

^{■:}懸念性が比較的高い取引■:懸念性が高い取引



Ⅱ-6 再確認・再判定手続

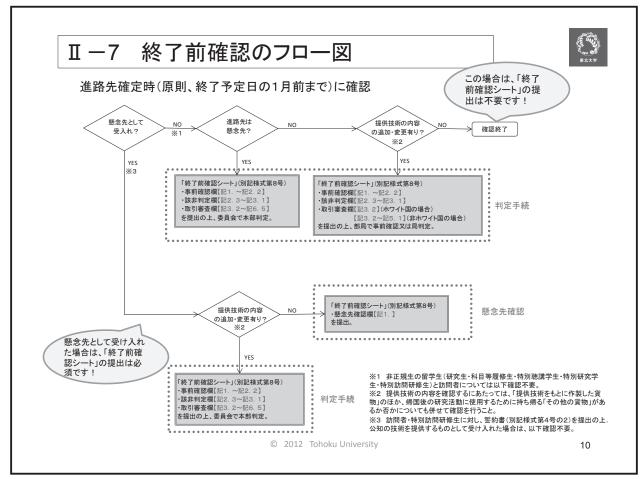


- ①提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合
- ②相手先の大学・研究機関等や受け入れる留学生・外国人研究者に追加又は変更がある場合
- ③受け入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国又は国連武器禁輸国に指定された場合



再確認•再判定手続

© 2012 Tohoku University





Ⅱ-8 終了前確認制度の導入【平成23年8月~】

【導入の背景】

受入者である教員等から当該留学生・外国人研究者に対し提供した技術 →将来的に帰国等により外国において再提供される可能性がある

(懸念されるケース1)

非ホワイト国で外国ユーザーリストに掲載されていない大学で学位を取得した留学生(大学院学生)で、受入れ前に「取引承認」と判定した上で本学の大学院において受け入れた方が、大学院修了の上帰国する際に外国ユーザーリスト掲載大学に就職することが修了前に明らかとなった場合

受入教員等から提供した技術が当該留学生から外国ユーザーリスト掲載大学に再提供されても問題ないかどうかを帰国前に改めて確認・審査し、懸念される技術がある場合にはこれを持ち帰らせないようにしなければ、最悪、懸念される技術が懸念される相手方に渡り、結果として大量破壊兵器等に転用されることにもなりかねない!

(懸念されるケース2)

受入れ前に技術提供について「取引承認」と判定した外国ユーザーリスト掲載大学で学位を取得した留学生 (大学院学生)に対する提供技術の内容に追加・変更があった場合

本来、追加・変更して提供する技術の内容に懸念がないことは、提供前に確認しなければならないが、仮にその事実が提供後(終了前)に明らかとなった場合には、受入教員等から当該留学生に対する技術提供に懸念がなかったことを組織的に確認しなければ、上記と同じリスクが否定できない!

© 2012 Tohoku University

11

Ⅱ-9 定期監査の結果を踏まえた改訂



各部局からの意見・要望等を踏まえ、安全保障輸出管理委員会では、手続の簡素化を図ることを主な目的として管理体制を一部見直しました。

- (1)判定手続を要さない場合の拡充
 - ①文系(非実験系)教員等の適用除外
 - ②同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化
- (2)文系(非実験系)教員等が留学生等を受け入れる場合の誓約書の廃止

※用語の定義(マニュアル資料10(「調査方法の見直しについて」)より)

〇文系(非実験系)

人文・社会科学領域を対象とする研究分野(科研費の系・分野・分科・細目表で「人文社会系」となっている分野のほか、「総合・新領域系」のうちこれらの分野に近い分野をいう。以下同じ。)で、研究遂行上、特定の機器・設備の使用又は設計・製造を伴わないもの。 〇文系(実験系)

人文・社会科学領域を対象とする研究分野で、研究遂行上、特定の機器・設備の使用を伴うもの。

〇理系

自然科学領域を対象とする研究分野(科研費の系・分野・分科・細目表で「理工系」「生物系」のほか、「総合・新領域系」のうちこれらの分野に近い分野をいう。)

© 2012 Tohoku University

Ⅱ-10① 所定の担当係の役割



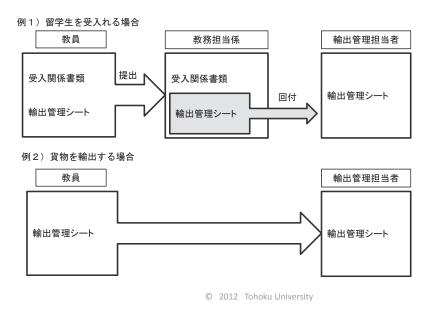
①「輸出管理シート」の回付 【判定手続】

【POINT】 輸出管理シートが添付されていない 場合は、教員等に提出するように依頼する。

原則:教員は、所定の担当係に手続書類と一緒に提出

→所定の担当係は、輸出管理シートを輸出管理担当者に回付

例外: 所定の担当係がない場合は輸出管理担当者に直接提出(細則別表参照)



13

Ⅱ-10② 所定の担当係の役割

NEX#

②留学生・外国人研究者が、取引期間の中途で身分を喪失する場合の連絡【終了前確認】

原則:輸出管理担当者は、終了予定日の遅くとも1月前までに 該当の先生方に終了前確認を行うように連絡する。

例外:所定の担当係は、留学生から退職願等、外国人研究者から 辞職願等により、受入機関の<u>終了予定日よりも前に身分を喪</u> 失させるための手続があった場合には、その旨を輸出管理担 当者に連絡する。

→連絡を受けた輸出管理担当者は、該当の先生方に終了 前確認を行うよう連絡する。

Ⅱ-10③ 所定の担当係の役割



③誓約書の取得

外国人(日本国籍を有さない者)の受入れにあたっては、安全保障輸出管理に関する誓約書の取得が必要 取得対象者

(1) 留学生(文系(非実験系)の教員等が受け入れる場合、日本の永住権を有する場合又は特別訪問研修生として受入れる場合を除く)

身分	経費	受入部局等	取得主体	取得範囲等
学	国費	理・医・歯・薬・	留学生課	全員取得
浩	政府派遣	工・農の各学部		※受入学部が文・教・法・経は不要
学				※留学生課で誓約書を取得し、入学手続き後に該当部局へ送付する。
生	私費	理・医・歯・薬・	部局	全員取得
		工・農の各学部		※受入学部が文・教・法・経は不要
大	国費	全研究科等	部局	受入教員・研究室が理系又は文系(実験系)の場合のみ取得(文系(非実験系)は不要)。
学				※区分の確認は、留学生受入担当係から輸出管理担当者に対して行う。
院				
学	私費	全研究科等	部局	同上
生				
非	国費	日韓共同理工系学部留	留学生課	全員取得
正規		学生プログラム		※留学生課で誓約書を取得し、プログラム修了後に入学先部局へ送付する。
規 生		日本語研修コース		コース終了後の進路先 (入学先) 部局の受入教員・研究室が理系又は文系 (実験系) の場合のみ取得 (文系
生				(非実験系) は不要)。
				※区分の確認は留学生課が進路先部局の輸出管理担当者に対して行う。
				※留学生課で誓約書を取得し、コース修了後に該当部局へ送付する。
		全学部・研究科等	部局	受入教員・研究室が理系又は文系(実験系)の場合のみ取得(文系(非実験系)は不要)。
				※区分の確認は、留学生受入担当係から輸出管理担当者に対して行う。
	私費	全学部・研究科等	部局	同上

(2)外国人研究者(雇用・非雇用共通)(文系(非実験系)の教員等が受け入れる場合、日本の永住権を有する場合を除く)

※誓約書の様式、提出時期、提出先及び保管等の詳細については、各所管課の通知(留学生課長通知(平成23年3月30日付け教学留)、人事課長通知(平成23年3月31日付け総人任一)、人事課長通知(平成23年3月31日付け総人任一)、人事課長通知(平成23年3月31日目交学)をご参照ください。 © 2012 Tohoku University

Ⅱ-11 平成24年度定期監査



- 9月 一次監査の実施
 - 〇対象: すべての輸出管理対象部局
 - 〇監査形式:アンケート調査形式
- 10月 二次監査の実施
 - ○対象:平成23年度定期監査で指摘事項を付された 部局のうち一次監査において未対応が確認さ れた部局、その他委員会が定める部局
 - ○監査形式:ヒアリングと現認による実施形式
- 10月下旬 監査報告書
- 11月上旬 監査結果(二次監査)の対象部局宛の通知

安全保障輸出管理に関する 輸出管理担当者研修会

平成24年4月23日(月) コンプライアンス推進部安全保障輸出管理室 櫻井香奈

一目次一



- 判定手続の対象となる取引 判定手続を要さない取引 判定手続について ・輸出管理担当者の役割 判定手続について
- 3(1)
- 3(2)
 - ・様式

 - ・輸出管理担当者の役割 ・輸出管理シート確認に関するお願い

 - ・
 ・
 該非判定書(市販品)
 ・
 該非判定のツール・手順
 ・
 記入・提出の範囲
 ・
 輸出管理アドバイザーへの相談・部局管理責任者の決裁
- 3(3)
- ・物口管理アドハイザーへの相談・部局管理員任名の決裁・教員等への判定結果の伝達・本部への届出等・確認・判定のフロー 判定手続について・輸出管理シートによる判定手続の標準処理期間(本部内)同一貨物の再輸出に係る手続の簡素化
- 4
- 5
- 終了前確認について ・輸出管理担当者の役割
 - ・終了前確認シート
- その他注意事項 6
- 7 まとめ
- その他連絡事項

1① 判定手続の対象となる取引



●細則別表

目的

①技術の提供・受入れ

②貨物の輸出

⇒留学生を受け入れる場合の対応にあたっては、入試課長・教務課長通知(教入平成23年3月30日付け)を併せて参照ください。

D 117	NONE
	次の各号に掲げる留学生を受け入れ、研究指導等を行う。
留学生受入	一 学部学生又は大学院学生
	二 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生
外国人研究者受	次の各号により外国人研究者を受け入れ、技術の提供を行う。
外国人研究有安 入	一 教員、外国人研究員、准職員又は時間雇用職員として採用する。
	ニ 客員研究員、学振により研究員等として採用された者その他本学と雇用関係のない外国人研究者を受け入れる。
来訪者受入	施設見学等の目的で一時的に本学を訪問する外国人を受け入れ、技術内容の説明を行う。
	外国の企業等と共同研究契約を締結し、次の各号により技術の提供等を行う。
	一 当該企業等において技術の提供を行う。
共同研究契約	ニ 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。
	三 研究機材、試料等を当該企業等へ輸出する。
	四 民間等共同研究員等を受け入れ、技術の提供を行う。
	外国の企業等と受託研究契約を締結し、次の各号により技術の提供等を行う。
	一 当該企業等において技術の提供を行う。
受託研究契約	 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。
	三 研究機材、試料等を当該企業等へ製造自己などに入る時代に認然が呼びを指出しては所谓権が定に行う。
	外国の企業等と秘密保持契約を締結し、次の各号により技術の提供を行う。
秘密保持契約	一 当該企業等において技術の提供を行う。
10 Ed 1117 3 5 4 1 3	二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。
	外国の企業等とMTAを締結し、次の各号により貨物の輸出又は技術の提供を行う。
MTA	一 試料等を当該企業等へ輸出する。
	二 試料等に係る設計、製造又は使用の技術を当該企業等へ提供する。
学術指導	外国の企業等と学術指導契約を締結し、当該企業等に対し技術の提供を行う。
在外研究	学振の若手研究者等海外派遣事業により、外国の大学等において技術の提供を行う。
	外国の企業等で兼業を行い、次の各号により技術の提供等を行う。
兼 業	一 当該企業等において技術指導又は技術の提供を行う。
	ニ 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体等を輸出して技術情報の提供を行う。

取引の内容

© 2012 Tohoku University

-

1② 判定手続の対象となる取引



①貨物の輸出

(<u>外為法</u>)

<u> 外国に向けて特定貨物を送付する場合</u>

(<u>学内手続</u>)

・外国に向けて特定貨物を送付する場合

ただし、国内において特定貨物を送付する場合であっても、当該貨物が外国に向けて送付されることが 明らかである場合にも必要となる場合がある。

②外国における特定技術の提供

(<u>外為法</u>)(<u>学内手続</u>)

外国において特定技術を提供する場合

※提供者・被提供者の属性(「居住者」「非居住者」)を問わない。

提供者である教員等に、提供の時点で外国において提供する意図があることが必要。

以下のように、提供の時点で外国において提供する意図がない場合には、対象外。

(例1)国内企業との共同研究を行っている教員が技術情報を添付したメールを送信したところ、たまたま当該企業の担当者が海外に出張中で、メールを海外で受け取ってしまった場合

→仮に当該企業の担当者が海外にいたとしても、メール送信時において海外に向けメールを送信する認識 がなければ、外国において提供する意図があったとは見なされない。

(例2)同一組織内の情報共有を目的として、外国出張中の教員等に技術情報を送付する場合 →対外的に提供すること自体を内容としていない(「取引」に該当しない)。

(例3)海外に技術情報を含む特定記録媒体(USB等)を自己使用目的で持ち出す場合 →対外的に提供すること自体を内容としていない(「取引」に該当しない)。

但し、提供の可能性又は外国に行ってから取引の具体的な相手を見つけようとする意図がある場合には、判定手続の対象。



1③ 判定手続の対象となる取引

③日本国内における特定技術の提供

(<u>外為法</u>)

日本国内において、居住者が非居住者に対し、特定技術を提供する場合

(学内手続)

・日本国内において、非居住者を受入れ、特定技術を提供する場合

(非居住者への技術の提供が明らかな又はその可能性が高い居住者を受入れ、提供する場合も含む)

受入人物	技術提供時 の居住性	受入身分	判定手続	誓約書
		留学生	必要※1	必要※2
	居住者	研究者	必要	必要
外国人(日本国籍を有さない者)で		訪問者	必要※1	不要
かつ、日本の永住権を有さない者		留学生	必要 ※1	必要※2
	非居住者	研究者	必要	必要
		訪問者	必要※1	不要
		留学生	必要※1	不要
・日本人(日本国籍を有する者)		研究者	不要	不要
・懸念国又は国連武器禁輸国以		訪問者	不要	不要
外の国籍を有する外国人で、日本		留学生	必要※1	不要
の永住権を有する者		研究者	必要	不要
		訪問者	必要	不要
		留学生	必要	不要
	居住者	研究者	必要	不要
懸念国又は国連武器禁輸国の国際を有する場合		訪問者	必要	不要
籍を有する外国人で、日本の永住 権を有する者		留学生	必要	不要
IEC 17 O L	非居住者	研究者	必要	不要
V a =+88.+X 4+01=+88.77 W 4-		訪問者	必要	不要

^{※1} 訪問者と特別訪問研修生(懸念先を除く)については、公知の技術の範囲内での提供ですねば、地戸元は天西

の提供であれば、判定手続不要。
※2 特別訪問研修生は、誓約書の取得不要。

□日本国籍を有する方又は日本の永住者については、・蓋約書の取得は不要ですが、判定手続は左表のとおり、・必要となる場合があります。

特に懸念国及び国連武器禁輸国については、国連安 保理決議に基づき、国あるいは国民を対象として輸出管 理するよう求められておりますので、懸念国又は国連武 器禁輸国の国籍を有する外国人については、仮に日本 の永住者である場合であっても、判定手続は必要です。

◎「訪問者」とは、施設見学や研究打合せ等を目的として(表敬訪問は除く)、一時的に本学に来訪する者(受入れにあたり手続に定めがない者)で、本学に身分・肩書を有さない者をいいます。

但し、本学に身分・肩書を有さない場合であっても、共同研究の相手方等が、具体的な技術的交流を目的として本学を訪問する場合は、「訪問者」には該当しません。この場合は、研究者として左記の表に従い判定手続を行って下さい。

- ・日本国内において、非居住者に対し、特定技術を提供する場合(受入れ以外)
- (非居住者への技術の提供が明らかな場合等、又はその可能性が高い居住者に対し、提供する場合も含む) → 外国企業の日本法人は居住者ですが、当該企業の現地法人(非居住者)への再提供が明らかな場合は 手続の対象。 © 2012 Tohoku University

5

2 判定手続を要さない取引

【細則第5条第2項】



【技術の提供・受入れの場合】

- ①学会等において技術を公知とするために提供しようとする場合
- ②研究上の情報交換又は研究実施上の打合せを目的とした特定の者による会合(ワークショップ等)において懸念先を除く相手方に公知の技術を提供しようとする場合
- ③懸念先を除く訪問者及び特別訪問研修生を受け入れ、公知の技術を提供しようとする場合
- ④工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供しようとする場合
- ⑤自己使用の目的で技術情報を含む特定記録媒体等を携行しようとする場合
- ⑥技術提供にあたり、予め一度学内の判定手続を完了した場合であって、承認を得たものと同一の 技術を同一の相手方に提供しようとする場合(リスト規制技術の改訂により、当該技術新たにリスト 規制技術に該当した場合を除く)
- ⑦文系(非実験系)の教員等が、留学生又は外国人研究者を受け入れようとする場合 [H24.2追加]

【貨物の輸出の場合】

- ①自己使用の目的で市販のパーソナルコンピュータ又は携帯電話を携行しようとする場合
- ②貨物の輸出にあたり、予め一度学内の判定手続を完了した場合であって、承認を得たものと同一
- の貨物を同一の相手先、ホワイト国又は<u>非ホワイト国(懸念先、外国ユーザーリスト掲載機関所在</u>
- 国・地域又は懸念情報のある相手先を除く)向けに輸出しようとする場合 [H24.2改訂]
- ※②を適用するにあたっては、予め**安全保障輸出管理室の確認**を受ける必要があります。 (教員から当室宛にメールで連絡をいただくことになります)
- ※安全保障輸出管理室において再輸出貨物の該非を最新のマトリク ス表に基づき確認した結果、 当該貨物が**新たに**リスト規制貨物に該当することが確認された場合には、②は適用できません。 この場合は、改めて「輸出管理シート」により学内の判定手続を行っていただく必要があります。

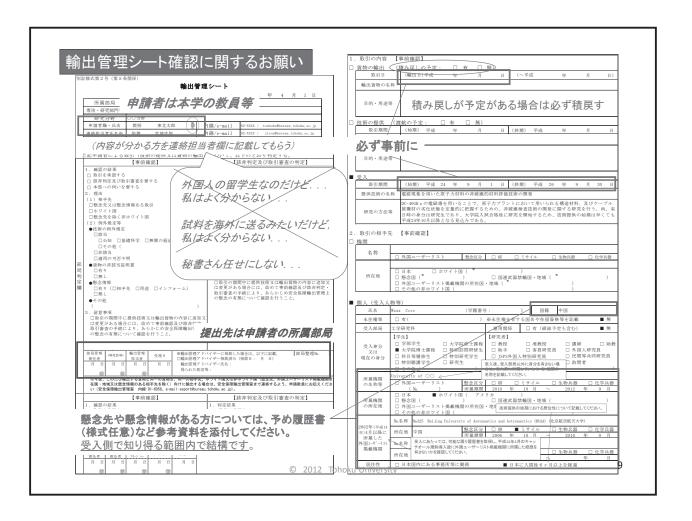
3① 判定手続について

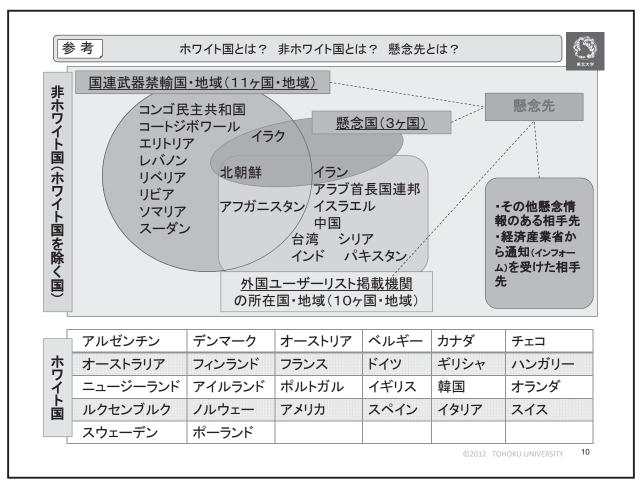


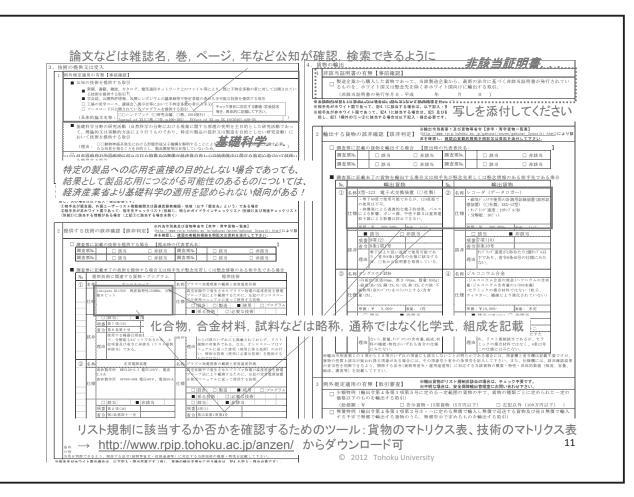
- ●輸出管理担当者の役割
- ・書類の受領・受理
- 書類の記載漏れ・不備・添付書類の欠如等の確認
- ・輸出管理アドバイザーへの相談
- ・部局管理責任者の決裁(伺い)
- ・教員・所定の担当係への結果の伝達
- ・本部への届出・判定依頼
- ・書類の写しの保管

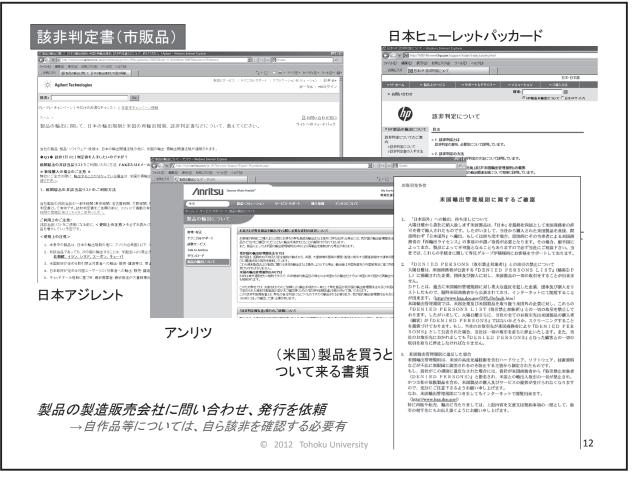
7











該非判定のツール・手順

【ツール】

1. 武器 / 4. ミサイル / 7. エレクトロニクス 10. センサー / 13. 推進装置 /

報出省第3項 項盤 項目 輸出令 次に振げる貨物であつて、近 原9項 返産業金令で定める仕様の

輸出令 電子式交換装置 第0項

- ①貨物のマトリクス表・技術のマトリクス表
- ②輸出令別表第1・外為令別表用語索引集(日本機械輸出組合発行)



【ツール①を使った確認の手順】

①関連するキーワードの抽出

②マトリクス表でキーワード検索(※)

③輸出貨物又は提供技術の機能や特性からみ 該当が疑われそうな項番をピックアップ

④輸出貨物又は提供技術の仕様とマトリクス表 (項番・省令・解釈)の仕様とを比較

⑤該当・非該当を判断

ツール①は、下記URLからダウンロード http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/

輸出管理シート | 終了新確認シート | 貨物のマトリクス表 | 技術のマトリクス表 | 外国ユーザーリスト 担重要チェップリスト | 明らかガイドラインチェックリスト | 開達テェックリスト | 数さ40公日 | 学内手級のフロー | 該非判定事例 | 許可申請事例 | ヒヤリ・ハット事例 |

東北大学における安全保障輸出管理

輸出会及び貨物等省会のマトリクス 302. 生物兵器 / ●2012.3.22 平成24年度の安全保障輸出管理に関する講習会等を、平成24年4月に実施いたしま (注) EDON(報道規則品目分類等引: Export Central Obserfication Number)は、アッリカ会園の報道管理規則上のものです。未表では、貨物等者から多サベルトで、それぞれ関係するEDON(2007 34) 月時点で必要お下でいるもの)を参考機能では行れていました。 ではた、プログライドのこのに確認してどれて、また。 ではた、アログライドのこのには、アログライがのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライがのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライドのこのには、アログライがのでは、アログライがの 詳しくは「規程・細則・通知等」(学内限定)のページをご覧ください。 伝送通信装置、電子式交換装置、光ファイバー通信ケー ブル、通信用の光ファイバー、フェーズドアハーアンテエ 終端装置、中継装 量、符号を変換する 装置、多重化変数 モデム、多重プログラ ム制御方式による 回線の切換点、ダー プリック、プ □ 広光増音後高、学生が大学保急、ポプテイトー増ポケープル、適信用の光ファイバーフェーズドフレーアンテナ、監視用の方向採知器、適信効害基礎又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉報測することにより位置を採加することができる基礎であって、次のいずれかに接当するもの。

(9)78 Jakes 728

オペで検索の ()次を検索()) 問じる

※キーワード検索について

1. 上記URLからExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」 →「検索」をクリック(または、[Ctrl]+[F]キーを押す)。

新着情報 ◎...学内制度関連 ◎...外為法関連 ◎...その他〈説明会等〉

- 2. 左記の画面になります("検索場所"以下が表示されない場合、" オプション"ボタンを押して表示させて下さい)。
- 検索する文字列 にキーワードとなる文字列を入力してください。 検索場所は"ブック"を選択してください。
- 3. 入力し終わったら、"次を検索"ボタンを押して検索をしてください。

© 2012 Tohoku University

тоноки

	手先の確認 【事前確認】【取引	審査】 ※相手先が非ホワイト国の	基合					
1	相手先についての懸念の有無		20 11					
	□ 相手先チェックリスト (別紙1 (該当する相手先チェックリン			,				
	■ 相手先チェックリスト (別紙1))に記載の懸念情報はない。						
2	おそれがないことが「明らか」カ □ 明らかガイドラインチェックリ	スト (別紙2) に記載の懸念情報があ	S.					
	(該当する明らかガイドライ		/貨物No.:)				
		スト (別紙2) に記載の懸念情報はな						
用 1	途の確認 【事前確認】【取引着 用途についての懸念の有無	査】 ※相手先が非ホワイト国の場ま	1					
•	□ 用途チェックリスト (別紙							
	(該当する用途チェックリス ■ 用途チェックリスト (別紙))				
ं⊀स	ナボルセミズを除く非ホッイト目であって、	配5. Xは配5. で簡素情報もない場合は、以下						
懸	念区分との関連性等の確認【取引	審査】※相手先が懸念先又は懸念情報	根がある場合					
1	懸念40品日と懸念区分との関連性 □ 輸出貨物又は提供技術は、販念	40 D D 1= 00 W d= V						
	放出No.	報念 □ □ □ □ □ □	イル □ 生物点	器 □ 化学系器				
	総会区分との関連性	用途 口板 口 1.5%	1.77 L 3249A	er L 16-7-9489				
	● 輸出貨物又は提供技術は、懸念	0.0 0.000		,				
2	研究目的・目標							
	このたび受け入れるXX氏は、X年X月。 文を発表しているが、本年4月より当研究	よりXX大学XX専攻において~をテーマと 区において高スピン分極材料の物性評価、具(して研究し、その成果	として「・・・」等の誰				
	の測定に関する研究に従事する。	Eにおいて向へことが他付付いが出計画、外	her his his address	25110000000000				
	スの性能向上に寄与するものと考えられては 文等により世の中に公開している。	らつことが知られているが、その特性を生か 3り、当研究室においては、この合金薄襖の!	単結晶薄膜技術を開発	し、その成果を複数の前				
	XX氏は、これらの公知の技術をもとに	してホイスラー合金単結品薄膜を作製し、その 青報を保持したまま侵入できるかのパラメー:	のスピン侵入長を測定 なのたり、は対照なの	する。スピン侵入長はそ				
		日報を保存したまま投入 こと なかりハックー	P C 45 9 . 45 4 N M 3E 0 2	25M(7-724936.				
3	研究方法							
	研究対象と使用機器 【対象材料】	用途 のはコパルトーマンガンーシリコンからた	該非 ①は5項(6)・省令4条	理由 ①は、比初透磁率は				
	①ホイスラー合金 【使用機器】	る金属性磁性材料である。②のスパッタリ ング法によるコーティング装置を用い、MgG	8号に、②は6項 (5)・省令5条7号	120,000以上という高透 磁率ではなく、また、 磁歪合金、ナノクリス				
	②スパッタ装置 ③強磁性共鳴 (FMR) 装置	単結晶基板上にホイスラー合金単結晶薄膜 を成膜する。ホイスラー合金のスピン侵入	に、③は7項(2)・省 令6条2号に該当しな	磁室合金、ナノクリス タル合金でもない。 ②は毎時0.1マイクロ				
	1	長を測定するために、その合金薄膜で銅薄 腺(約5cm)を抑えが三層構造の腺を作割す	い。よって、①の作 製技術及び②③の使 用技術は外為会別	②は毎時0.1マイクロ メートルの堆積速度と 及び0.2ミリアンペア毎				
	研究の対象材料又は使用機器が	る。③を用い、成eとた腰の共鳴スペクト ルを測定し、スペクトルの線幅の解析から、 ホイスラー合金薄膜のスピン侵入長を算出	表・省令に該当しな	及び0.2ミリアンペア毎 平方センチメートルの 徹底密度である。				
	懸念40品目に該当しないかを記 7.1において確認して下さい。	ホイスラー合金薄膜のスピン侵入長を算出 する。	い。なお、②③は仮 に装置が上記に該当 する場合であっても	③はガン発振器で8.8~				
	7. Heat Charles Con Paris		する場合であっても 外為合別表・貨物等 省合で使用技術の提	で0.1マイクロワット〜 200ミリワット出力のマ				
	研究方法欄に記載の研究対象材料及 いては、記3.2において該非確認を行		供は規制されておら	イクロ波を試料に入射				
	記3.2に詳細を記載済みの場合は、1	変非欄には該当又は非該当である旨	に何ら支障はない。	ロ波吸収を観測するも のであり、マイクロ波				
	を、理由欄には「記3.2に記載のとお	り」である旨を記載下さい。		用固体増幅器等ではな い、詳細は、別添資料				
4	大量破壊兵器等の開発等の意図の	有無 ※その理由も明記下さい。		に記載のとおり、				
	本研究は、ホイスラー合金の基礎物性評価 発等を意図したものではない。	断により、その特性を明らかとすることを目的	内として行うものであ	り、大量破壊兵器等の際				
		たが従事してきた研究の内容(アーマ:XXXX) とを目的としたものとは認められない。 トロニクス・半進体関係の日本企業に技術者。	ち. 一貫して~を対	象とした~を目的として				
	また、XX氏は、本学を卒業後は、エレク 兵器等の開発等を意図しているとは到底認め	トロニクス・半進体関係の日本企業に技術者						
5	懸念区分との関連性 ※その理由			兵器等の開発等の意 区分との関連性等の				
-	XX氏は外国ユーザーリスト掲載機関であっ	5XXX大学の卒業者であり、当該機関は核兵器		順を判断するのに必				
	XX氏は外国ユーザーリスト掲載機関であるXXX大学の卒業者であり、当該機関は核兵器及びごか る。しかしながら、本部では対抗の再進設計・基連物化評価を対象としたものであり、手工を対象は 表現器であるという物性を有する。 近間盤であるという物性を有する。							
	仮に本研究の過程で当該材料の新たな特性が明らかとなり、当該材料に係る新たな知見が得らま する諸特性に鑑みれば、当該材料はミサイルや核氏器をはじめ、生物氏器・化学氏器等の大量被線氏器には不向きな材料であるため。							
	大量磁線兵器等の開発等のために用いるこ また、XX氏はかねてから一貫して~を目的	カレして研究を行っており その目的はへをに	前じた社会賞献・平和	的利用に資するもので				
	あって、大量被源兵器等の開発等との関連を							
_	大量破壊兵器等への転用可能性 (リスト規制レベルへの到達可能性) ※その理由も明記下さい。							
6	一般的に磁性体を微小化すると磁化の向きを反転させることが困難になるという問題が発生することから、ホイスラー合金は、磁気 抵抗素子、固体磁気記録素子、高密度EDD用磁気ペッド材料への応用が期待されているが、その基礎物性等については十分に解明され							
6	一般的に磁性体を微小化すると磁化の向: 抵抗素子、固体磁気記録素子、高密度HDD用 ていない	磁気ヘッド材料への応用が期待されているが	ていない。 当研究室では、スピン注入と呼ばれる、電子のスピンがある方向にそろった電波を磁性体に波すことで磁化を反転させる技術の研究					
6	抵抗素子、固体磁気記録素子、高密度HDD用 ていない。 当研究率では、スピン注入と呼ばれる。(生体に流すことで磁化					

相手先が、非ホワイト国の場合は、こち らのチェックが必要となります。

手先チェックリスト

1の機能又は貨物の輸出に関する契約書酌しくは入手した文書、問題酌しくは電車的影響(権子的方式、開契的方式その他の人の たっては認識することができないが気で作られた影響という。以下にわらを維制して単に「定着物」という)のうち、その他別に関 世界を助めた入手したレフレット又は最初組成の力のの方気に有いるのの規制でおけっても含む水手したであり、 間に関し直接機能者が内域したと等等及びその他その側に関して切り付けおりとする者がその内容を確認したよ者等はより 間に関し直接機能者が内域したと等等及びその他その例に関して切り付けおりとする者やその内容を確認したよ者等はよいて、 たり、計算・用手を用しているでは、一般であるを受けましたが、はは難をは、又は事件を見ずりました。 まちまむしては実施されている時も、又は連絡を受けましたか、

らかガイドラインチェックリスト

用途, 使用場所, 量, ルート, 秘密などの不自然さ

核兵器,ミサイル,ロケット,細菌兵器,化学兵器,核燃料 核融合, 原子炉 通常兵器

> 各チェックリストは http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/ からダウンロード可

相手先が、*懸念先又は懸念情報のある* 場合は、こちらの記載が必要となります。

14

記入・提出の範囲



【技術の提供・受入れ】

TIZHI OF IZH ZIV		理系・文系(実験系)					
手続の名称		懸念先・懸念情報有る 非ホワイト国	左記以外の非ホワイト国	ホワイト国			
	1. 取引の内容	記入・提出必要	記入·提出必要	記入·提出必要			
事前確認	2. 取引の相手方	記入·提出必要	記入·提出必要	記入·提出必要			
	3.1 例外規定適用の有無	記入·提出必要	記入·提出必要	記入·提出必要			
該非判定	3.2 提供する技術の該非確認			記入・提出必要(例外規 定非該当の場合)			
事前確認	5. 相手先の確認	記入·提出必要	記入•提出必要	_			
取引審査	6. 用途の確認	記入·提出必要	記入•提出必要	_			
取引審査	7. 懸念区分との関連性等の確認	記入·提出必要	_	_			

【貨物の輸出】

1 見 1のの 前田 1							
		理系・文系(実験系・非実験系)					
手続の名称		懸念先・懸念情報有る 非ホワイト国	左記以外の非ホワイト国	ホワイト国			
	1. 取引の内容	記入・提出必要	記入·提出必要	記入·提出必要			
事前確認	2. 取引の相手方	記入·提出必要	記入・提出必要	記入·提出必要			
	4.1 非該当証明書の有無	記入·提出必要	記入·提出必要	記入·提出必要			
該非判定	4.2 輸出する貨物の該非確認			記入·提出必要(非該当 証明書無い場合)			
取引審査	4.3 例外規定適用の有無	三人 4 提出小器		記入·提出必要(非該当 証明書無い場合)			
事前確認	5. 相手先の確認	記入·提出必要	記入•提出必要	_			
取引審査	6. 用途の確認	記入·提出必要	記入•提出必要	_			
取引審査	7. 懸念区分との関連性等の確認	記入·提出必要	_	_			

© 2012 Tohoku University

15

輸出管理アドバイザーへの相談・部局管理責任者の決裁



【事前確認】 【該非判定及び取引審査の判定】 取引を承認する条件付きで取引を承認する □ 取引を承認する ■ 該非判定及び取引審査を要する □ 本部への伺いを要する □経済産業省への許可申請 □ 本部判定を要する 2. 理由 (1) 相手先 □ その他(2. 理由 (1) リスト規制(該非判定) ■該当(項番:7項(18) 省令:第6条第18号イ) □懸念先又は懸念情報ある取引 ■ホワイト国 □懸念先を除く非ホワイト国 (2) 例外規定等 貨物の輸出の場合はチェック不要です。 ●技術の例外規定 (2) キャッチオール規制 □該当 □該当(□相手先の懸念 □用途の懸念) □非該当(□相手先の懸念 □用途の懸念) □公知 □基礎科学 □無償の経済協力 ■対象外へ (3) その他 ●貨物の例外規定 □その他(部局 □非該当 □適用の可否不明 判 ●貨物の非該当証明書 ■少額特例 □無償特例 □暗号特例 定欄 □その他(口有り 3. 留意事項 ・留息事項 取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又 は変更がある場合には、改めて事前確認及び該非判定・ 取引審査の手続により、あらかじめ安全保障輸出管理上 の懸念の有無について確認を行うこと。 ●懸念情報 □有り(□相手先 □用途 □インフォーム) ■無し ●その他 3. 留意事項 □取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又 申請者の所属部局の部局管理青仟者が判定を行う輸出管理アドバイザーへの相談

	1.11	H 07/7	11120111111	-J 07 HP7F	SHEED INCENT
		11.00 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 11 / 0	
П	部局管理	(専攻長等)	輸出管理	受理日	※輸出管理アドバイザーに相談した場合は、以下に記載。 【部局整理No.3-20】
н	責任者	(*PSX JX *F)	担当者	又在日	■輸出管理アドバイザー相談済み(相談日:5月3日)
Ш	5月5日	月日	5月2日	5月1日	輸出管理アドバイザー氏名:仙台太郎教授
	F	(FI)	EI)		得られた助言等:輸出貨物は、輸出令別表第1の7項(18)に該当するが、告示貨物では なく、総価額が100万円以下のため、少額特例の適用が可能。よって輸出許可申請不要。
	※今後、	このたび輸	出する貨物と	ヒ同一の貨物を	と、同一の相手先、ホワイト国又は非ホワイト国(懸念先、外国ユーザーリスト掲載機関所

※った、このたい軸山する見似こ同一の見物を、同一の仙士ナベ・バフィー自動した非・バソオー自動(恋さ元、が国ユーソーソスト海戦破国が 在国・地域又は懸念情報のある相手先を除く)向けに輸出する場合は、安全保障輸出管理室まで連絡するよう、申請教員にお伝えくださ い(安全保障輸出管理室 内線:91-6058、e-mail:export@bureau.tohoku.ac.jp)。

© 2012 Tohoku University

教員等への確認・判定結果の伝達・本部への届出等



伝達にあたっての留意点

●必ず結果を伝達してください。

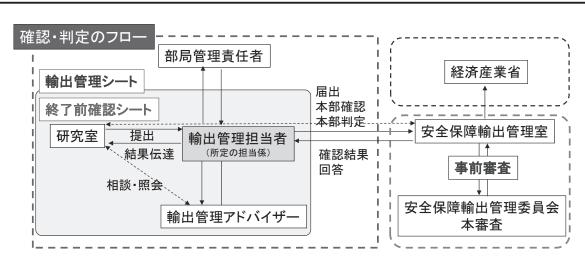
- →該非判定・取引審査を要さない軽微な案件についても、教員等に対し、結果の伝達を行ってください。 →所定の担当係から「輸出管理シート」を回付されたものについては、所定の担当係に対しても、結果 の伝達を行ってください。
- →留学生の受入れであって、留学生の所属部局と受入教員の所属部局とが異なる場合には、留学生 の所属部局の教務担当係に対しても、結果の伝達を行ってください。
- ●伝達の方法は、口頭以外の方法により行ってください。
- →結果の伝達が確実に行われたことを輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、 文書、メール等客観的に確認可能な方法により行うことが望ましい。

届出にあたっての留意点

- ●「輸出管理シート」の原本は当室に送付してください。
- →「輸出管理シート」の原本は当室で保管します。部局内での確認・判定が完了されたら、写し(教員用 と事務用)をとった上で、速やかに当室に原本を送付してください。
- ●本部確認を要する取引については、取引の日の4日前までには届出してください。
- →製造企業から非該当証明書が発行されていることを理由として取引を承認された案件と該非判定・ 取引審査を行った案件については、当分の間、本部においても確認をおこなうこととなっていますので、 本部の確認に要する期間を考慮し、遅くとも取引の日の4日前までには完了されるようお願いします。

17

© 2012 Tohoku University



本部で確認・判定するケース

- 懸念先(懸念国、国連武器禁輸国・地域、外国ユーザーリスト掲載機関)※一部例外有
- •懸念情報がある場合
- ・例外規定に該当しない技術の提供
- 貨物の輸出

経産省への許可申請が必要となるケース

- リスト規制貨物又はリスト規制技術の輸出又は提供(例外規定に該当しない場合)
- ・キャッチオール規制に該当する場合(相手先・用途に懸念がある場合)

© 2012 Tohoku University



3③ 判定手続について

- ●輸出管理シートによる判定手続の標準処理期間(本部内)
 - ①全学管理責任者裁定案件(懸念先を相手先とする取引等のうち比較的軽微なもの) 本部受理後約10日から2週間程度
- ②統括責任者の最終確認を要する案件(懸念先を相手先とする取引等のうち重大なもの) 本部受理後約1ヶ月
- ③その他本部確認を要する案件 本部受理後約3日

※経済産業大臣の許可の取得を要する案件

学内の判定手続に係る処理期間に加え、経済産業省での処理期間が加算されます。

東北経済産業局の場合: 受理後約2週間

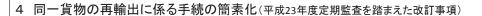
本省の場合: 受理後約1ヶ月

全体としての処理期間には、さらに部局内での処理期間が加算されますので、これらを勘案して早め に判定手続に着手して下さい。

取引までに時間的暇がない等の事情がある場合には、安全保障輸出管理室までご相談下さい。

19

© 2011 Tohoku University





予め判定手続を完了した貨物と同一の貨物を<u>下記の相手先</u>に改めて輸出する場合は、 安全保障輸出管理室に<u>下記事項</u>を記載の上、メールで確認依頼をするだけで

基本的に「輸出管理シート」提出は不要となります。

(ただし、前回非該当と判定した貨物が法令改正によりリスト規制貨物となった場合を除きます。)

- 相手先 >・前回と同一の相手先
 - ホワイト国
 - ・下記を除く非ホワイト国

※ただし、相手先が以下の場合には、「輸出管理シート」の提出が必要です。

- 懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)
- 国連武器禁輸国 地域 (アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、 イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、リビア、ソマリア、スーダン)
- ・外国ユーザーリスト掲載機関又はその所在国・地域(イスラエル、イラン、インド、 北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦)

安全保障輸出管理室 御中

連絡事項

- ①過去に提出した「輸出管理シート」の記入年月日
- ②輸出貨物の名称・仕様
- ③輸出の相手先、輸出予定日
- ④該非確認結果(最新の貨物のマトリクス表に基づき 改めて該非確認を行った結果)
- ⑤ (輸出の相手先が非ホワイト国の場合) 相手先の種別 (懸念先か否か) 並びに相手先チェックリスト、明らか ガイドラインチェックリスト及び用途チェックリストに 記載の懸念情報の有無

〇〇研究科 教授 東北太郎 (連絡担当者:助教 宮城次郎)

同一貨物の再輸出について

このたび、【①平成24年3月1日付けで提出】した「輸出管理シート」に記載の貨物と同 の貨物(【②<u>耐摩耗性耐熱性鋳造用アルミニウム合金(Al-14Si-Gu-Mg-Ni-Ti)</u>】)について、試料 提供の依頼がありましたので、【③○○ Reserch Center (インド) 向けに5月1日付け】で輸出 することになりました。

当該貨物は、前回同様、 $(\underline{A}_{\underline{I}})$ 以入ト規制に (非) 該当である旨、最新の貨物のマトリクス表に 基づき確認を行っております】。

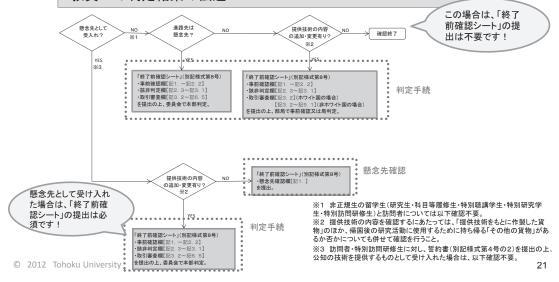
また、〇〇 Reserch Center は【⑤懸念先ではなく、相手先チェックリスト、明らかガイドラ <u>インチェックリスト及び用途チェックリストに記載の懸念情報もないこと</u>】を申し添えます。

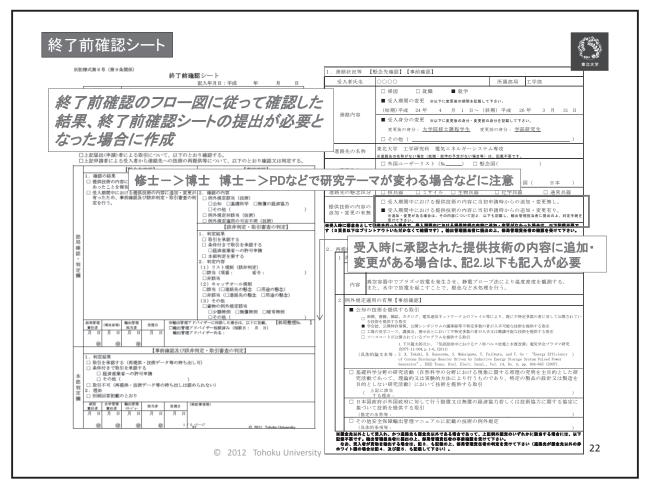
20

5 終了前確認について



- ●輸出管理担当者の役割
- ・終了前確認の周知(取引の末尾管理)
- ・終了前確認シートの受理
- 記載漏れ等の確認
- ・本部への届出・判定依頼
- 教員への判定結果の伝達





6 その他注意事項





平成23年12月19日

データが狙われた???

報道機関 各位

車北大学○○研究科

ノートパソコンの盗難に関わるお詫びとご報告

このたび、本研究科職員が盗難にあい、学生名簿等の個人情報が保存されたノートパソコ ンを紛失しました。関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけすることとなり深くお詫びい たします。

研究資料 計算データ → 研究データ・技術の流出 論文原稿

個人データ 学生名簿,成績 メールアドレス・・・

個人情報流出

【通報手続フロー図】

外国において個人情報及び技術情 報を含むPC.USBメモリを盗難又は 紛失した場合は...

- 個人情報保護:統括保護管理 者に対する漏えい等の報告
- 輸出管理: 当室(輸出管理マ ネージャー)への連絡!

本部 違反・事故の発生 統括責任者 部局管理責任者 → 全学管理責任者 → 輸出管理アドバイザ ⑤ (報告) 輸出管理マネージャー 最終責任者 ---へ (報告※特に重大な事案等) 部局管理責任者 **一** 再発防止策 の検討・実施 通報 全学管理責任者 ① (報告·協議) 輸出管理アドバイザー ②(提出) 輸出管理担当者 経産省、 文科省等 輸出管理マネージャー ⑥(※通報患類作成) ※違反・事故の内容により記載内容に変更あり 23

© 2012 Tohoku University

7 まとめ



特に注意すべきは・・・・

●相手先が懸念先の場合

過去の経歴の確認! 外国ユーザーリスト掲載機関又はその出身者

懸念国の機関、その国籍を有する者又はその居住者 国連武器禁輸国・地域の機関、その国籍を有する者又はその居住者

●相手先に懸念情報がある場合

大量破壊兵器等、通常兵器、原子炉等の研究機関等 外国の軍・国防に関する行政機関等

●リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供

本学と関係がある懸念先

北京航空航天大学 (大学間・部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先 哈爾浜工業大学(部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先

イラン University of Tehran(大学間学術交流協定) 核兵器・ミサイル・生物兵器・化学兵器の開発懸念先

輸出、受入れ(提供)前に手続を完了することが必要!

試料提供の依頼や受入れの打診があったら、速やかに輸出管理シート の作成に着手していただくよう部局内での周知・徹底にご協力ください。

© 2012 Tohoku University

8 その他連絡事項



安全保障輸出管理ホームページをご活用ください



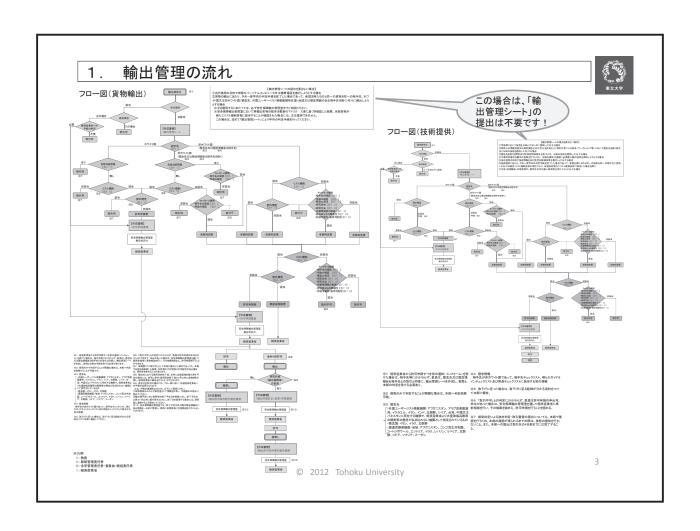
安全保障輸出管理アドバイザー研修会

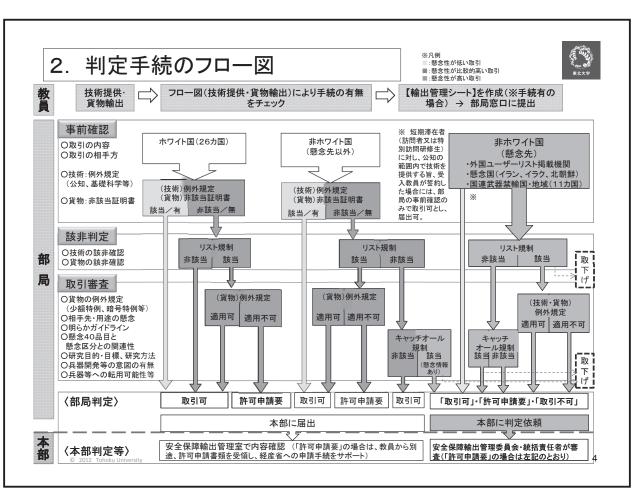
平成24年6月27日(水) 安全保障輸出管理委員会委員長(全学管理責任者) 金属材料研究所 教授 佐々木 孝彦 安全保障輸出管理委員会副委員長 大学院薬学研究科 教授 根東 義則 大学院工学研究科 教授 大町 真一郎

© 2012 Tohoku University

【目次】

- 1. 輸出管理の流れ ≪佐々木委員長≫
- 2. 判定手続のフロ一図 《佐々木委員長》
- 3. 最近のヒヤリ・ハット事例 《佐々木委員長》
- 4. 該非判定が必要となる取引 《佐々木委員長》
- 5. 【事例1】材料系(貨物の該非確認) ≪佐々木委員長≫
- 6. 懸念先を相手先とする取引 ≪佐々木委員長≫
- 7. その他注意事項 《佐々木委員長》
- 8. まとめ ≪佐々木委員長≫
- 9. 【事例2】ライフサイエンス系(技術の該非確認) 《根東副委員長》
- 10.【事例3】機械系(貨物の該非確認) ≪大町副委員長≫
- 11.【事例4】機械系(懸念区分との関連性等) ≪大町副委員長≫





3. 最近のヒヤリ・ハット事例



	内 容	その後の措置・対応
(事例1) 該非判定ミスに よるリスト規制 貨物の無許可輸 出(未遂)	しがあり、リスト規制貨物を「非該当貨物」として部局において「取引承認」と判定し、経済産業大臣の許可を得ることなく、リスト規制貨物を外国出張のため持参しようとした(東日本	○本部確認の導入 :該非判定・取引審査の部局判定におけるミスの再発及び法 令違反の未然防止のため、部局判定又は非該当証明書を取得 済みの貨物の輸出に係る事前確認による届出については、当 分の間、本部においても確認を行い、本部の確認の結果が得 られるまでの間は取引を実施できないこととした(平成23 年5月31日付け事務連絡)。
(事例2) 積戻し予定貨物 の輸出内容変更 申請義務違反	終了予定日である平成23年4月末日から3月 以内に積戻しできない場合には、輸出内容の変 更申請義務があったところ、これを行わなった ために履行報告期限を超過し、同省から指導を	: 期限超過の経緯説明と再発防止策の提示を行った。 ○事前通告体制の構築 : 安全保障輸出管理室において、使用目的終了予定日及び履 行報告期限日に係る情報を一元的に管理し、事前に申請教員
(事例3) 輸出入申告義務 違反	平成23年4月に輸出許可を取得の上、韓国に向けて輸出したリスト規制貨物について、出入国に際し税関に輸出入申告を行う義務があったところ、その申告を怠ったため、東北経済産業局から指導を受けた。	: 経緯説明と再発防止策の提示を行った。

© 2012 Tohoku University

5

4. 該非判定が必要となる取引



- ①貨物(非該当証明書のないもの)の輸出
- 「貨物」: 研究上使用する機器、対象材料、試作品・サンプル、生物試料(遺伝子のcDNA、 プラスミド、抗血清)、生物(ウイルス、細菌、細胞、遺伝子を改変した動物)等
 - ※ 製造企業から非該当証明書を取得した貨物をホワイト国及び懸念先を除く非ホワイト国向けに輸出する場合は、該非判定は不要です(部局の事前確認のみで取引可となりますが、輸出前に本部の確認を得る必要があります)。
- 「輸出」: 貨物を本邦から外国に向けて送付又は携行すること。手段や対価の有無は問われません。 貨物を送付又は携行のために船舶や航空機に積み込んだ時点で輸出が行われたと判断されます。
- ②技術(例外規定に該当しないもの)の提供

「技術」:貨物・プログラム等の設計・製造・使用に関する特定の情報。

「例外規定」:公知の技術・基礎科学分野の研究活動において提供する技術(スライド7頁参照)・ 無償の経済協力に基づく技術の提供・その他輸出管理マニュアルに記載の例外規定

「提供」: 技術データ又は技術支援の形態により、外国において又は国内の非居住者に対して 提供すること。 提供の意志を有しながら外国に持ち出す場合も含まれます。

※公表(公知)を予定している場合であっても、公表前に提供する場合には、該非判定が必要です。

- ③懸念先又は懸念情報のある相手先への貨物の輸出及び技術の提供
- ④経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知(インフォーム)を受けた取引

© 2012 Tohoku University

例外規定:基礎科学...?



自然科学, 現象の原理の究明. 製品の設計, 製造を目的としない. . . ?

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成22年6月23日 国立大学協会 教育・研究委員会

国立大学協会からの要望

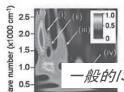
<はじめに>

→今のところ国からの回答はなし

我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、オ 造・使用に係る技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に対す 現行の創度です。 基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化 現行の創度です。 基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化 ころである。

現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象か の技術を保持する者には外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」とい 理の厳格な実施が求められている。これらの技術を保有する者には大学的 研究者も含まれることから、これまで関連者庁から大学に対して技術提供 る現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動「あ定義は、「自然科学の分野におけ 研究者も含まれることから、これまで関連者庁から大学に対して技術提供 る現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うも 明が明られることが、日本のでは、

【例】もしプレスリリースを書いたとしたら・・・・



100 200 300 Time Delay (fs)

n.

有機絶縁体が光誘起相転移を起こす瞬間を捉える。 本研究成果を発展させることによって光誘起相転移を利用した 超高速光スイッチングデバイスの実現が期待できます。――

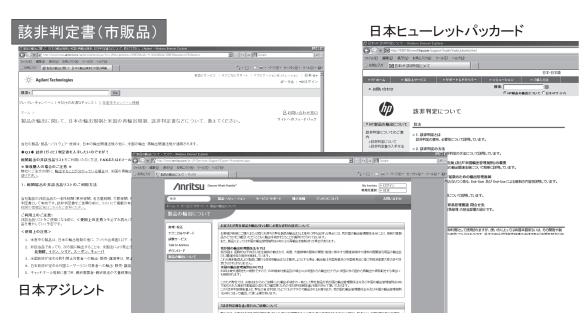
・般的には、基礎科学(そのもの)だと思うのだが、外為法上は...

特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても、結 果として製品応用につながる可能性のあるものについては、経 済産業省より基礎科学の適用を認められない傾向がある!

■ 適用の可否は慎重に判断されることになります。

7

© 2012 Tohoku University

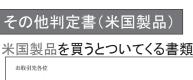


アンリツ

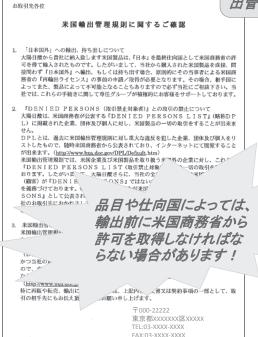
製品の製造販売会社に問い合わせ、発行を依頼

→証明書を発行してもらえない場合や自作品については、自ら該非を 確認する必要があります!

© 2012 Tohoku University



米国製品については、日本国外に持 ち出す際に、外為法に加え、米国輸 出管理規則(EAR)の確認も必要!



米国輸出管理規則(EAR)に関する判定書 東京都XXXXXXX区XXXXX 株式会社〇〇機械 部門長 鐵定員 (E[]) (ED) **(印)** O質物 貨物名:デジタルカメラセット(ZN-XXXXX) 型・銘柄: YWE12356 USBケーブル ストラップ ΔVケーブル タッチペン バッテリーチャージャー ro 尼韶果 **レタルカメラセット** 米国原应品組込比率10%以下 対象外 BCCN "名、型及USS情 判定結果 デシタルハンラ(本体) 상으시 米国原密县组込比率10%以下 対象外 米国原産品組込比率10%以下 ストラップ:Al 対象外 米国间商品机込比率10%以下

米丽原商品额込比赛10%以下

米国原産品組込比率10%以下 米国原庭品組込比率10%以下

米里製品組込品(組込価格構成 比10%超25%未清)

東北大学における安全保障輸出管理

BAR99

9

10

© 2012 Tohoku University

AVケーブル:

タッチペン

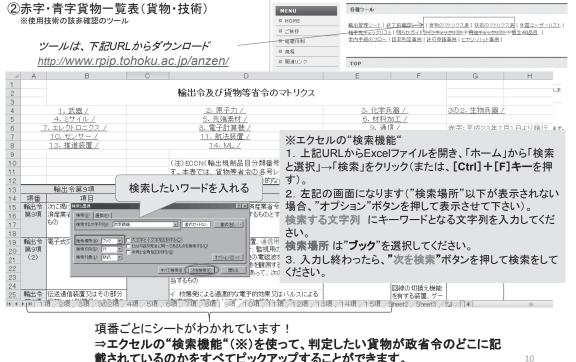
バッテリ-

勃鲁外

対象外

対象外

該非判定のツール ①貨物のマトリクス表・技術のマトリクス表



⇒エクセルの"検索機能"(※)を使って、判定したい貨物が政省令のどこに記 載されているのかをすべてピックアップすることができます。

© 2012 Tohoku University

— 121 —

5. 【事例1】 材料系(貨物の該非確認)



A研究室のA教授は、水素の同位体元素重水素を主な対象として、結晶学の研究を行っている。

中でもリチウム-アルミニウム-重水素化合物は、温度変化による原子間距離の詳細が完全に解明されていないことから、学術的に非常に興味深い材料であり、複雑な原子配列を有するために高い精度の実験データが必要となる。

韓国の中性子科学施設は、成熟度及び精度の高い装置を有しているが、このたび同施設でマシンタイムを得ることができたため、*リチウム-アルミニウム-重水素化合物*を試料として、中性子回折実験を行えることとなった。

実験は2ヶ月後に行う予定ですが、中性子回折実験における<u>データ解析(結晶構造解析)はA教授自らが行い、施設関係</u> 者に対するデータの提供は行う予定はありません。

該非確認

「リチウム-アルミニウム-重水素化合物」。

どこの研究室にもありそう…買ったものだし・・・ 大丈夫そう??

	輸出令第2項		貨物等省令第1条	解 釈		
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	
輸出令 第2項 (3)	重水素又は重水素化合物	第1条	重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるもの		重水及び重水素化されたパラ フィン、リチウムを含む。	

⇒重水素化合物はほとんどの場合がリスト規制に該当します。

また、2項に該当する貨物については、少額特例(一部のリスト規制該当貨物について、一定金額以下の場合に許可申請を免除する特例)の適用ができませんので、原則として許可申請が必要となります。

その他

①輸出の時期の確認

→(本事例では)2ケ月後

②技術提供の有無の確認

→(本事例では)行わない -

輸出前であること!また、経済産業省への許可申請が必要とされた場合には、 許可が得られるまでに相当な時間がかかる(本省:受理後約1ヶ月、経産局: 受理後約2週間)ので、あらかじめ余裕をもって手続に着手すること。

<u>貨物の輸出に付随して技術提供が行われないか</u>確認し、行われる場合には、技術についても例外規定の適用の有無の確認等を行うこと。

© 2012 Tohoku University

11

該非判定欄(貨物)記載上の注意点

該非判定欄の記載をもとに、確認項番を抽出 することになりますので・・・

●名称欄

購入品の場合、商品名を記載されても、貨物が何なのかがよくわからない場合がありますので、名称欄には、**貨物の<u>通称</u>を記載してください**。

(例)·製品名:NI CompactDAQ

通称:データロガー(波形記憶装置)

・製品名:トッド CAN ヒューイットブイヨン 通称:細胞検査試薬(選択増菌培地)

●仕様欄

・装置の場合は、特にどのような機能を有しているか、化学物質や材料試料の場合は、どのような特性を有しているのかを記載してください。

(例)・データロガー:波形記憶機能、GPS機能

·○○試料:磁性、超電導、構造材料、繊維、 有機、無機

・化学物質や材料試料の場合には、貨物の<u>総</u> <u>称</u>も記載してください。

(例)・○○合金:金属性磁性材料、超電導材料 ・○酸1-ブチル・3-メチル○:重合体、有機化合物 ・どのような用途に用いるのかを記載してくだ さい。

●単価・数量欄

少額特例の適用の可否等を確認するために 必要ですので、単価(取得価格、時価、原材 料費、取引価額等)と数量を記載してください。

「輸出管理シート」記4.2 データロガー (レコーダ) 商品名ではなく通称_{名を} 円板状(直径50mm、厚さ:50mm) 質量:850g |地震計の信号を計画・記録する XXX-12型 NI CompactDAO (() 社製) 磁気ディスタを使用していない計画用記録装置(波形記憶装置) キンプ・リング・速度: 10サンプ・b/秒 上級台と 『量*850g 組成(Mo:X%, 銅:X%, Ni:X%, 鉄:X%, その他:不純物等) タンク゚ステンをマトタックスとする(含有量:2%)。 機能 分解能: 16ピット **「茂月E** GPS機能を有する。ただし、民生用に設計されたもので って、アダプティプアンテナシステムを構成しない。 材料試料は、略称や通称だけ でなく、組成(重量比)や形状 も記載してください。 項番 2項(25) 4項(15) 省令 第1条30号 第3条16号 項番 7項(10) 11項(4) 第10条第6条第6条第10号 第10条第59 線 11分 第10条第5号 第107項(10)及び貨物等省令第6条第10号に該当し、 第4条9 第1条の号 | 第3条16号 | 第4条9号 シグステンの含有量は2%であり、全電量の9 9%を組えていないこ、また質量も850gであって20ggを超えていないこ、また形状ちあって20ggを超えていないことから、輸出の契係が9ではないことから、輸出の例表第102項(25)及び質物令合衡3条第30号並びに輸出の列表第102項(24項(15 オン液体 (常温で液体として存在する塩) の一つで、主な 現廃めル学企業から販売されている。 ・コンデンサーやリチウムイオン電池などから、燃料電池や に開電池などの開発を促進する素材(電解質) トして使用す ホスフェート. 英語化学名: 1-Butyl-3-methylimidazolium どのような遺伝子を組 換えたのか(導入した 単価:¥ 30 □ 該当 遺伝子、欠損した遺伝 − 76乗 3 項(1) 子)について記載してく ■非該当 項番 3項(1)、ナハン ださい。 項番 化学物質は、通称や英名だけで ²⁾ なく、化学式、CAS番号のほか 省令第2条第1-3、初2本初1 和名も記載してください。 温換え遺伝子は、病原性を発現させたり規定され た毒素を産生させるものではないため、輸出令別 表第1の3の2項(1)及び貨物等省令第2条の2第1項1 号に掲げる軍用の化学製剤の原料となる物質のいずれに も該当しない。 ・推進薬又はその原料となる物質ではないため、輸出今 別表第1の4項(6)及び貨物等名令第3条第7号に該当しな 該非 号から同第6号に該当するものではなく、本マウスは、同第7号に定める遺伝子改変生物には該当した 、 フェニレン、ピフェニレン、ナフタレンの一部原き 海で自立ないため、輸出分別表第1の5項(16)及び貨物 格省合第4条第13号に該当しない。 圧電重合体ではなく、また火薬・棒薬の主成分等とな 参質等ではないため、その他間連た状態われる便 規制している各種項番(5項(2)、14項(2)、15項(2)) いずれた「該替しない。 理由 © 2012 Tohoku University

該非判定欄(技術)記載上の注意点 「輸出管理シート」記3.2

技術の該非を確認するためには、関連 する貨物やプログラムの該非の確認が 不可欠···

●左欄【提供技術に関連する貨物等】 ・提供技術に関連する貨物やプログラム について記載してください。

・設計・製造技術を提供する場合には、 設計・製造する材料や原料となる物質に ついて、使用技術を提供する場合には、 使用する装置についての該非を左欄に 記載してください。

●右欄 【提供技術自体】

•名称

提供する技術の概要が分かるように記 載してください。

- 什様

提供する技術の内容(左欄に記載の貨 物をどのように設計・製造するのか、ど のように使用するのか)が分かるよう記 載してください。

該非

リスト規制技術のほとんどは、リスト規制 該当貨物の設計・製造・使用技術ですが、 中には、関連する貨物の該非に関係なく、 技術としてリスト規制に該当する場合が ありますので、技術のマトリクス表を必ず 確認してください。

© 2012 Tohoku University

使用する機器や設計・製造する材料試料につ / いて左欄に記載【貨物のマトリクス表を確認】/

提供技術自体を右欄に記載 【技術のマトリクス表を確認】

提	供技術に関連する貨物・プログラム		提供技術				
名称	オシロスコープ、定常電源装置	名称	你 プラズマ放電現象の観測と密度温度計測技術				
仕様	・オシロスコープ (波形記憶装置): yokogawa DL1500 周波数特性150MHz, 分解 能8 ビット ・定常電源装置: 高砂製作所 BWS120-2.5 電圧120V、電流2.5A、高砂製作所 GP060- 60R 電圧60V、電流60A	士様	左記のオシロスコーブ及び定常電源装置を使用マニュアルに従って使用し、真空容器中で発生させたブラズマ放電の温度密度を静電プローブ法により観測する技術 □ 設計 □ 製造 ■ 使用 □ プログラム ■ 係る技術 □ 必要な技術				
該非	□ 該当 ■ 非該当 項番 7項(10) 2項(36) 省合 第6条第10号 単月条第41号 使用ナるオシロスコープは、周波数特性が150MHzで、分解能も8ビットであるため、輸出合別表第10列に該しない。また、使用する定常電源装置は、成正が200V以下で、電圧が200V以下で、電圧が200V以下で、電圧が200V以下で、あるため、輸出合別表第1の2項(36)及び貨物等省令第1条第41号に該当しない。	该非	□ 該当 ■ 非該当 項番 2項(1) 衛令 第15条第1項第4号 使用するオシロスコープは、左記のとおりリスト 規制非該当貨物であり、その使用技術は外為令別 表の1項から15項のいずれにも掲載されていない。 また、外為令別表の2項(1)及び貨物等省令第15条 第1項第4号において、リスト規制に該当する電源 鍵置の使用に必要な技術が規制されているが、使用する定常電源装置は、左記のとおりリスト規制 非該当貨物であり、使用マニュアルに従って使用 させるのみであるため、「使用こ必要な技術」を 提供するものではなく、 該当しない				
名称	ジルコニウム合金	呂称	ジルコニウム合金の設計・製造技術				
仕様	・原子力発電用ジルカロイ(原子炉の燃料被 穫管の材料) ・Ni-Cr-Zr合金 ・円板状(直径○、厚さ○、質量○) ・組成(Ni:X%, Cr:X%, Mo:X%, Zr:X%, その他:不 純物等)※ハフニウムの含有量:ジルコニウム 含有量の1/500未満	仕様	高温高圧の炉水中で数年間、破損することなく、中性子吸収が少なく優れた耐食性と機械的性質を有するジルコーウム合金を設計・製造する技術(原料のジルコンサンドを、クロール法や蒸溜抽出法により、中性子吸収能の高いハフニウムを除去して、純ジルコニウムとする。これに、耐食性と機械的強度を与えるため、少量の鉄・クロム・スズを添加) 設計 型 製造 使用 プログラム 係る技術 必要な技術				
該非	■ 該当 □ 非該当 項番 2項(26) 省令 第1条第31号 ジルコニウムの含有量は全重量のX% であり、50%を超えており、破風に有無の含有量がジルコニウムの含有量の500分の1未満であることから、上記項番及び省令に該当する。	亥非	■ 該当 □ 非該当				

懸念先を相手先とする取引 6.



懸念先とは・・・

- ①外国ユーザーリスト掲載機関(平成23年12月9日付け改訂) 374機関
 - ※国別として10か国:イラン(182機関)、北朝鮮(111機関)、 パキスタン、インド、中国、シリア、アフガニスタン、イスラエル、 台湾、アラブ首長国連邦
- ②国連武器禁輸国・地域(平成24年2月1日付け改訂) 11か国・地域(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、 コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、 北朝鮮、リビア、ソマリア、 スーダン)
- ③懸念国 3か国(イラン、イラク、北朝鮮)
- ④経済産業省から通知(インフォーム)を受けた相手先
- ⑤その他懸念情報のある相手先

© 2012 Tohoku University

懸念区分との関連性等の確認

「輸出管理シート」記7.



相手先が懸念先の場合・・・ ⇒懸念区分との関連性の有無 等について、詳細に記載する必 要があります。

大量破壊兵器等への転用可能性が 相対的に高いものとして、炭素繊維・ ガラス繊維・アラミド繊維、チタン合金、 マルエージング鋼等の40品目が指定 されています。これらに関わる技術を 提供する場合には、低スペックのもの でも注意が必要とされています。

研究方法欄に記載されている研究対 象と使用機器について該非確認が行 われていることが必要です。

予め履歴書(様式任意)など参 考資料を添付してください。

懸念区分との関連性や転用可能性 の有無を判断するのに必要と思わ れる客観的な情報が相当程度網羅 されていることが必要です。

© 2012 Tohoku University

man de como de la compansión de como d	F 1 - 5	
懸念区分との関連性等の確認	【取引審査】	※相手先が懸念先又は懸念情報がある場合

1	懸念4	0品目と懸	念区分との関連性						
		輸出貨物	又は提供技術は、懸念・	40品目に該	当する。				
		該当No.			懸念 用途 □ 核	□ ミサイル	□ 生物兵器	□ 化学兵器	
		83	念区分との関連性	口有	□無(理	由:)
		輸出貨物	又は提供技術は、懸念・	40品目に該	当しない。				
9	24 X2:	日的 . 日:	擠						

このたび受け入れるXX氏は、X年X月よりXX大学XX専攻において〜をテーマとして研究し、その成果として「・・・」等の論文を 月より当研究室において高スピン分極材料の物性評価、具体的にはオスラー合金におけるスピン侵入及の際に関する研究に従事する。 ドイスラー合社は、ハーブメタル特性をもっことが知られているが、その特性を生かすことにより、背来のスピントロニクスデバイスの性能向上に寄与する 予考ら合れており、お作天賞によいては、この合金廉物の単語は高速複数件を開発し、その成果と複数の数字架により取せに公開している。 (XICは、よれらの公知の技術をもとにしてホイスラー合金単結高様数と作戦し、そのスピン俊人長と衝定する。 Xビン俊人長はその物質内において、どの とといぶその情報を発酵したまま後のごさめのバライタであり、材料開発の最新テータとかり、3

3	研究方法			
	研究対象と使用機器	用途	該非	理由
	①ホイスラー合金 【使用機器】 ②スパッタ装置 ③強磁性共鳴 (FMI) 装置	る金属性磁性材料である。②のスパッタリング法によるコーティング装置を用い、場の 単結晶基版上にポイスラー合金単結晶機度 を成膜する。ポイスラー合金のスピン侵入 長を測定するために、その合金薄膜で頻構 腹(約5mm)を挟んだ三層構造の膜を作弊す る。③を用い、皮膜した腹の共鳴スペットルを測定し、スペクトルの線幅の解析から。	に、②は6項(5)・省令5条 7号に、③は7項(2)・3 6条2号に該当し数数と よって、①の作技能は一般教育と よって、②のでは、3 ののでは、1 のので	Dは、比別需要年12%のの以上という高度 単本ではなく、ま、総多合金、ナノクリス みか合金でしない。 コートへの増加速度と 及りなりまりアンパギデヤンナメートへ の環境度である。 近はメン発展等である。9年ガルへの周度 数でも1247分でリットへの963カット出力 イクロ密度を登録するものであり、フット出力 イクロ密度を登録するものであり、 では、別様 東京に記載ではない。 詳細は、別様 気は上記載ではませ

大量破壊兵器等の開発等の意図の有無 ※その理由も朝記下さい。 本研究は、ホイスラー合金の基礎物性評価により、その物性を明らかとすることを目的として行うものであり、大量破壊兵器等の開発等を意図したも

*本等での外部はもりより、「土地工のXXX系が経過してきた研究の内容(ケーマ、XXXX)も、一貫してへを対象としたへを目的としており、大量検導兵器等の 作者に関いることと目的としたものとは認められない。 また、XXXX年の企業時は、エレクトロニクス・年週体型係の日本企業に技術者として登職することを目指しており、大量検索兵器等の開発等を登回し らとは対象状態のもない

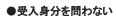
軽念区分との関連性 ※その理由も朝記下さい。 加はは利益ニーデーリスト掲載機関である加大学の容素をであり、当時機関は核兵総及びミサイルの限度等を整念される機関である。しかしながら、本意定はおおの理論を用・返認神経を含めましたものであった。土を並な経れ過ぎとはあるものの、能く大型が出現者であるという地性を存する。 仮ごな研究の選択で当該材料の部とな物性が明らかとの、当該材料に係る節とな地見が得られたとしても、当該材料がもともと有する時物性に振みれば、当該材料が上がも経過では取りませてある。本の主は経力はあるとしておいましている。本地に握った。 がに確かては様である。 また、近近されてから一里してから自動として確認を行っており、その目的はへを通じた社会官数・平和的利用に容するものであって、大量数据兵器等の開発等との関連性を有するものとは認められない。

大量破壊兵器等への転用可能性(リスト規制レベルへの到達可能性)※その理由も開配下さい。 一般的に避性体を撒小化すると認化の向きを反転させることが損難になるという問題が発生することから、ホイスラー合金は、磁気阻抗素子、固体磁気起射 子、適高機能の構成ペッド存材への定用が開け合まれているが、その基準物性等については上分に解明されていない。 事業実金では、光でかえたサポルが、電子のメビンがある方面にそうることでは影を使用をはまっと「全部化を取るせる技術の研究も進めているが、物性評し によりホイスラー合金の特性が明らかとなれば、材料限や高速ゲータとなり得るだけでなく、研究の連集によって今世でルを大規集構したときの振動能力、 本機能減を達成すると考えられる。

スセスペン・ション マルンパン。 たがら、二九5月世時点ではあくまで基礎的た段階にとどまるものであり、また、土量破壊兵器のようにあらめる環境下での作動を要求される高端修理 (久等の開発に長用できるものではなく、特来的に大量破壊兵器等の開発等に転用される可能性やリスト規制レベルに到達する可能性を想定することは現

7. その他注意事項

最近、外務省からの照会が増加しています!!



国費留学生については、文科省の選考審査に際し、留学生課 を通じて照会があります。

訪問者や国際インターンシップ留学生等については、査証発 給審査に際し、受入教員に直接照会があります。

●国籍を問わない

照会の対象者は、懸念国の国籍を有する方や外国ユーザーリ スト掲載機関の在籍者・出身者に限りません。

輸出管理上注意を要する分野(量子、航空宇宙、材料加工、 ウイルス等)の研究を行っている教員が受入れる場合には、相 手先の懸念性の度合いにかかわらず照会がくることがあります。

●照会事項

- ・学内の輸出管理手続が完了しているか(学内の審査書類の提 出を求められます)
- ・受入教員が提供する技術の内容(研究の具体的な内容、どの ような分野に応用され得るか等)
- 研究室としてリスト規制に該当する資機材を保有しているか
- リスト規制に該当する資機材を相手先が使用することがあるか ・リスト規制に該当する資機材の開発や改良等に資する技術を

提供するか



国費外国人留学生担当課長 殿

文部科学省高等教育局

学生·留学生課留学生交流室

平成24年度大学推薦(特別枠)による国費外国人留学生の 選者結果について

標記について、24文科高第305号のとおり決定を通知いたしましたが 概記について、24 文料高第305号のとおり決定を通知いたしましたが、 1 文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」等に基づき、外務省において研究内容の精査を行ったところ、学内における外為法上の確認がなされていること等から、外為法上の確認がなされていること等から、外高法で規則される技術の保険等が行われるおそれは低く、拡散しつ動態会は低いと考えられるため、受け入れて差し支えないと判断されました。しかしながら、当該研究生の所属研究並には、輸出貿易管理令で規制されているジャニョウムを保有しているため、 当該留学生がこれを扱うことのないよう留かヨーウムを保有しているため、 込れ許可となっておりますので、十分ご留意いただけますようお願いいたしません。

> リスト規制に該当する資機材を 保有している場合には、採択に 条件が付される場合があります。

⇒「輸出管理シート」の提出

とにかく事前に!

輸出管理の手続を行っていなかったことが、外部資金等の申 請の採択に、マイナスに作用する場合があり得ます!また、 申請書に記載されている研究計画の内容と「輸出管理シート」 に記載されている提供技術の内容とに齟齬があると問題です。

© 2012 Tohoku University

8. まとめ



特に注意すべきは・・・・

●相手先が懸念先の場合

過去の経歴の確認!

外国ユーザーリスト掲載機関又はその出身者 懸念国の機関、その国籍を有する者又はその居住者 国連武器禁輸国・地域の機関、その国籍を有する者又はその居住者

●相手先に懸念情報がある場合

大量破壊兵器等、通常兵器、原子炉等の研究機関等 外国の軍・国防に関する行政機関等

●リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供

本学と関係がある懸念先

北京航空航天大学(大学間·部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先 哈爾浜工業大学(部局間学術交流協定) ミサイルの開発懸念先

イラン University of Tehran(大学間学術交流協定) 核兵器・ミサイル・生物兵器・化学兵器の開発懸念先

輸出、受入れ(提供)前に手続を完了することが必要!

試料提供の依頼や受入れの打診があったら、速やかに輸出管理シート の作成に着手していただくよう部局内での周知・徹底に引き続きご協力を お願いいたします。

© 2012 Tohoku University

17

【事例2】 ライフサイエンス系 (技術の該非確認) 9.



B研究室のB教授は、ボツリヌス毒素の構造・機能及び防御に関する研究を行っており、ボツリヌス毒素への治療 への応用を目指しています。

このたび世界的に権威のある会議から招待状が届きました。その会議は、最新の研究成果について議論を行う ことにより、新しい研究の方向性を探ることが目的のもので、発表する内容は未発表のものに限られており、参加メ ンバーも限定されています。会議は1ヶ月後にイギリスで開催される予定です。

B教授は参加に向け、前向きに検討すると回答しました。

学会や会議での発表は 手続がいらない??

該非確認

「ボツリヌス毒素の構造・機能・防御に関する研究成果」

⇒未発表の内容についてクローズドの会議で発表する場合には、手続が不要となる場合(細則第5条第2項第1号~ 同第2号。スライド3頁参照)には該当しませんので、手続が必要です。また、提供技術は、「公知の技術」ではありませんので、研究内容が「基礎科学」(スライド7頁参照)等の例外規定に該当しない限り、該非の確認が必要になります。

・・・・①研究の対象である「ボツリヌス毒素」が「<u>貨物のマトリクス表</u>」に掲載されているか? ・・・・②「ボツリヌス毒素」に関する技術が「技術のマトリクス表」に掲載されているか?

						_	
	輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味		②技術のマトリクス表
(1)	章用の細菌製料の原料として用いられる生物、毒素者 ↓くはそのサブユニット又は 遠伝子であつて、経済産業 省令で定めるもの	貨物等省令 第2条の2 1項 第二号	題、オウム勢ウラミジア・ガス線 疽菌、(の熱リ ケッチア、4 肺疫菌(ハコロニー型)、コレラ 菌、型燥熱リケッチア、志質赤痢菌、炭疽菌、 チフス菌、勝管出血性大腸菌血清型の157、 発疹チアスリッチア、鼻疽菌、ノタ流産菌、 ベスト菌、ボツリスス菌、マルタ熱菌、山羊伝 実性胸膜肺炎腫の34株 野児病菌 類鼻疽 菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア	項番 外為令 第3の2項 (1) _{山丰伝架性}	ジャガイモ輪索肉の病原営Clavib michizanensis suhan. senedonicur 外為令第3の2項 項目 輸出令別表第1の3の2の項 (1)に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術 Wycopiasmacapricolum subspeciescapripeumoniae (strai	項番	資物等省令第15条の3 - 生物の耐性の強化や毒性の強化を図るため遺伝子の組み換え等を行う技術は「設計」技術に、生物の増殖のための培養技術や拡散防止のための封じ込め
			毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、食力がウ球菌毒素、コートキシン、レラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシスシルベール毒素、T-2トキシン、ピスカムアルバムレクチン、ヘロ毒素及び志賀毒素リボソーム不活化蛋白質、ボッリスス毒素、ボルケンシン、スウロンスチン	ボツリヌス毒 素	次の全てに該当するもの イ 医師による権限の下 人に対する投与のために 剤 の 発送するために事前 臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可	下で、試験及び に設計された製 前に包装された	技術、保管技術等は「製造」技術に該当します! ⇒発表する内容が上記にあたる場合には、提供技術はリ
(1)	L	ス表	又はモデシン		用の薬剤又は試薬	2.又177二間外	スト規制該当(※)となります。

© 2012 Tohoku University

※基礎科学に該当しない場合には許可申請が必要 18

懸念区分との関連性等の確認

(ライフサイエンス系の注意点)

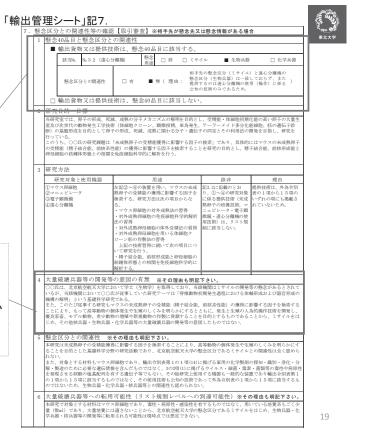
大量破壊兵器等への転用可能性が相対 的に高いものとして指定されている40品 目の中には、ライフサイエンス系では必須 の装置等が多数含まれています。

例えば、遠心分離機、凍結乾燥機、耐食性の反応器、密閉式の発酵槽又はリン酸トリブチル等です。

例えば、遠心分離機は、生物兵器の開発に用いられるおそれがあるものとされていますので、懸念区分が生物兵器である相手先に遠心分離機に関する技術を提供する場合には、特に注意が必要です。

懸念区分が生物兵器や化学兵器である相手先に対し、ライフサイエンス系(化学系、生物系)の技術を提供する場合には、相手先が大量破壊兵器等の開発等の意図を有していないことを慎重に確認する必要がありますので、経歴の確認に加え、過去の研究内容や将来の希望についても確認を行うことが必要です。

© 2012 Tohoku University



ライフサイエンス系における輸出管理

参考



<u>ライフサイエンスで懸念される貨物</u>

病原性 pathogenic 感染性 infectious 毒性 toxic

対象

ヒトが主であるが 動物(家畜) 植物(農作物) も対象となる

© 2012 Tohoku University



ライフサイエンス系と関連の深い貨物の項番

①生物兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3の2項(1))

ウイルス(ワクチンを除く。)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ 毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、アブリン、ウェ 「ウイルス(ワクチンを除。)であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ 豚コレラウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、 オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイ ルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、ト疫ウイルス、 圧犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、 毒素及び志賀毒素リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボ サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス 脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニ 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テッシェン病ウイル ドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ ス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳 炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイル 豆又はH七のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、 ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハン ングウイルス、ベネズエラウマ間炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ ト・アン・アナン・・アモワイルス、ホア・スピントル・チュハー・ ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイ ルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグ ナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス、パラケーを含む。) 又はロシオウイルス

福蘭(ワクチンを除く。)であって、ウシ流産菌、オウム病クラミンア、ハス壊 疽菌、Q熱リケッチア、牛肺疫菌(ハコロニー型)、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、ま資赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血 上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するものの核酸清型の157、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ベスト菌、ボロスフ菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兎病菌、は毒素のサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配いはフス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兎病菌、は毒素のサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配いたちょうに遺伝子を改変した生物(微生物を含む。) 細菌(ワクチンを除く。)であって、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガ

コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・コフェアヌム・バラ / Nim コッパ ハールベ・ミ ド・ハ スペ、コンドバッス・コッティング・スタ・ハッ ヴイル エティー・ビルランス、ザントモナス・アルビリネアン、ザントモナルス・パソ ルス、 ス・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソ イルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハン パー・シトリ、ビリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・ゲリセア、ブク ウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータ シニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ミクロシクル ス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース2及び3 上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するものの核酸

※輸出の実績がありそうなウイルス、細菌等を参考まで赤字で表示

© 2012 Tohoku University

21

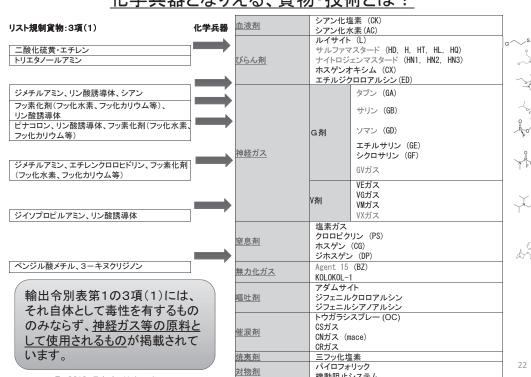
ライフサイエンス系における輸出管理

© 2012 Tohoku University

化学兵器となりえる、貨物・技術とは?



参考



機動阻止システム





ライフサイエンス系と関連の深い貨物の項番

②化学兵器の原料となり得るもの(輸出令別表第1の3項(1))

【化学製剤】3ーヒドロキシー 1ーメチルピペリジン	一水素ニフッ化ナトリウム
フッ化カリウム	フッ化ナトリウム
エチレンクロロヒドリン	シアン化ナトリウム
ジメチルアミン	五硫化リン
塩酸ジメチルアミン	ジイソプロピルアミン
フッ化水素	2ージエチルアミノエタノール
ベンジル酸メチル	硫化ナトリウム
3ーキヌクリジノン	トリエタノールアミン塩酸塩
ピナコロン	亜リン酸トリイソプロピル
シアン化カリウム	ジエチルチオリン酸
一水素ニフッ化カリウム	ジエチルジチオリン酸
一水素ニフッ化アンモニウム	ヘキサフルオロケイ酸ナトリ
	ウム

			ルアミノ)エチル]
=ホスホロチオ	ラート並びに	そのアルキルイ	化塩類及びプロI
ン化塩類			
1・1・3・3・3ーペ	ンタフルオロ-	-2-(トリフル	オロメチル)ー1
ープロペン			
三ーキヌクリジ	ニル=ベンジ	ラート	
二塩化カルボニ	ル		
塩化シアン			
シアン化水素			
トリクロロニトロ	メタン		

【毒物の原料】アルキルホスホニルジフルオリド	
	(アルキル基の炭素数が三以下であるものに
限る。)	限る。)及びそのプロトン化塩類
O-アルキル=O-ニージアルキルアミノエチ	N・Nージアルキルアミノエチルーニークロリド
ル=アルキルホスホニット(O-アルキルのア	(アルキル基の炭素数が三以下であるものに
ルキル基がシクロアルキル基であるものを含	限る。)及びそのプロトン化塩類
み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十	N・Nージアルキルアミノエタンーニーチオール
	(アルキル基の炭素数が三以下であるものに
チル及びアルキルホスホニットのアルキル基の	限る。)及びそのプロトン化塩類
炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそ	
のアルキル化塩類及びプロトン化塩類	
Oーニージアルキルアミノエチル=ヒドロゲン	ビス(ニーヒドロキシエチル)スルフィド
=アルキルホスホニット(O-ニージアルキル	三・三一ジメチルブタンーニーオール
アミノエチル及びアルキルホスホニットのアル	塩化ホスホリル
キル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	三塩化リン
並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩	
類	
	五塩化リン
Oーピナコリル=メチルホスホノクロリダート	亜リン酸トリメチル
炭素数が三以下である一のアルキル基との結	亜リン酸トリエチル
合以外に炭素原子との結合のないりん原子を	亜リン酸ジメチル
含む化合物	
N・N – ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド	亜リン酸ジエチル
(アルキル基の炭素数が三以下であるものに	一塩化硫黄
限る。)	
ジアルキル=N・N-ジアルキルホスホルアミ	二塩化硫黄
	塩化チオニル
ホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以	
下であるものに限る。)	
三塩化ヒ素	エチルジエタノールアミン
ニ・ニージフェニルーニーヒドロキシ酢酸	メチルジエタノールアミン
キヌクリジンー三ーオール	トリエタノールアミン

© 2012 Tohoku University

※一般的な研究室でよく使用されていると思われるものを赤字で表示23

ライフサイエンス系における輸出管理





ライフサイエンス系と関連の深い貨物の項番

- ③生物兵器の原料を製造するための装置(輸出令別表第1の3の2項(2))
 - ・物理的封じ込め装置(クラスⅢ安全キャビネットなど)
 - ·発酵槽(密閉式で容量20L以上)
 - ·遠心分離機(連続式)
 - ・クロスフローろ過用の装置(1m2以上)
 - ·凍結乾燥機(10kg以上/24hr)
 - ・物理的封じ込め施設における防護装置
 - •粒子吸入装置
 - •噴霧器、煙霧機

④化学兵器の原料を製造するための装置(輸出令別表第1の3項(2))

- ·反応器(0.1㎡超20㎡未満)
- ·貯蔵容器(0.1m³)
- ·熱交換機·凝縮器(伝熱面積0.15㎡超20㎡未満)
- ·蒸留塔·吸収塔(断面積0.00785㎡超)
- 充てん用機械(遠隔操作可能)
- ・かくはん機
- ·弁(呼び径10A超)
- ・多重管(漏れ探知装置の取付口を組み込んだもの)
- ・ポンプ(二重以上のシールで軸封/シールレス)
- •焼却装置(燃焼室平均温度1000度超)
- ·空気中物質探知装置

24

ライフサイエンス系における輸出管理

参考



ライフサイエンス系と関連の深い貨物の項番

⑤その他(輸出令別表第1の1項(13)~(14))

項番	項目	用語	用語の意味
輸出令	軍用の細菌製剤、化学製		O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(O-アルキルのアル
	剤若しくは放射性製剤又		キル基がシクロアルキル基であるものを含み、Oーアルキルのアルキ
(13)	はこれらの散布、防護、	製剤	ル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダート
	浄化、探知若しくは識別	40717	のアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)、O-アルキル
	のための装置若しくはそ		=N·Nージアルキル=ホスホルアミドシアニダート(Oーアルキルのア
	の部分品		ルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、ローアルキルのアル
	07 1177 111		キル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・Nージアルキルのアルキル
			基の炭素数が三以下であるものに限る。)、O-アルキル=S-2-ジ
			アルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(ローアルキルのア
			ルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Oーアルキルのアル
			キル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチ
			ル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下で
			あるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S
			一2ージアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラー
			ト(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのア
			ルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル
			化塩類及びプロトン化塩類、2ークロロエチルクロロメチルスルフィド、ビ
			ス(2ークロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)、ビス(2ークロロ
			エチルチオ)メタン、1・2ービス(2ークロロエチルチオ)エタン(別名セス
			キマスタード)、1・3ービス(2ークロロエチルチオ)ーnープロバン、1・4
			イマスタート)、「・3ーとス(2ークロロエテルテオ) ー nーフロハン、「・4 ービス(2ークロロエチルチオ) ー n ー ブタン、1・5 ー ビス(2ークロロエチ
			ルチオ) ーnーペンタン、ビス(2ークロロエチルチオメチル)エーテル、ビ
			ス(2ークロロエチルチオエチル)エーニュ(別名)
			ロロドニルジクロロアルシン
			ルンクロロアルシン(別名
			ン(別名ルイサイト3) 1項(13の2)に該当する貨物として、現段階で具体
			1)、ビス(2-ク 的に想定しているものがある訳ではないようです。
			一
46111.6	軍用の細菌製剤、化学製		あり得ることから、念のため設けられた項番のようで
輸出令	単用の細菌製剤、化子製 剤又は放射性製剤の浄	_	す(経済産業省Q&A 武器関連№3参照)
(130)2)	化のために特に配合した 化学物質の混合物		
	10子物頁の混合物		\ \ \ \ \
輸出令	軍用の化学製剤の探知	生体高分子	以下のいずれかに該当するものをいう。
第1項	若しくは識別のための生	土体向力于	イ 酵素
	体高分子若しくはその製		F F F F F F F
(14)	造に用いる細胞株又は軍		ローモングロナール抗体、ホリグロナール抗体、抗イティオダイン抗体
			t t=26
	用の化学製剤の浄化若し くは分解のための生体触		ハ レセプター 生体化合物のうち特定の物質に結合し、分解を促進するものであって、
	媒若しくはその製造に必	土14月55米	
	現者しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでい		人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたものをいう。
	要な退伝情報を含んでい るベクター、ウイルス若し		遺伝物質を新細胞に組み込む媒介体をいう。
	るヘクター、ワイルス石し くは細胞株	~~yy—	2回1本物見で析剤地に利め2Aの外川中でいう。
	(は神配体		
		1	ļ

© 2012 Tohoku University

【事例3】機械系(貨物の該非確認) 10.



25

C研究室のC教授は、オーロラの研究を行っており、年に数回、アラスカで観測を行っています。

このたび、観測のために精度の高いCCDカメラを160万円でイギリスの製造企業から購入したのですが、故障し ていることが分かりました。

修理を依頼するためにCCDカメラをイギリスに国際郵便で返送することにしました。

修理のために製造元に戻 すのに輸出管理は必要な 0??

20 (mg/ 2 要素素子を二次示に配列した赤外鏡熱型フォーカルプレーンアレーであっ て、それぞれの享素素子がフィルターのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波表類同で感覚を考するもの

「CCDカメラ(光検出器)」

⇒修理のために返送する場合であっても、外国向けに送付する場合には、外為法上の「輸出」にあたりますので、 手続が必要となります。

・・・・輸出するCCDカメラが「貨物のマトリクス表」に掲載されているか確認 検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

⇒ポイント:法令で規制されている貨物の名称 (**)で規制されている貨物の名称 (**)で規制されている貨物の名称 (**) が必ずしも一般的に使用されている名称と同じ とは限りません。貨物の機能や特性に着目して、 キーワードを抽出(光検出器、センサー等)し、 検索して下さい。

【CCDカメラの仕様】

- ・要素素子を二次元に配列した熱型フォーカ ルプレーンアレー
- ・宇宙用に設計していない
- •素子数75,000
- •有効画素数80,000
- イメージ増強管を組み込んだものではない
- 要素素子がフィルターのない状態において 9,000~10,000ナノメートルの波長範囲 で感度有り

CCDカメラは、リスト規制該当 ⇒許可申請必要(※)

※輸出令別表第1の10項(2)及び 貨物等省令第9条第3号ホ(二)に該 当する貨物は、5万円超の場合には、 ♀♀▽▽▽ 少額特例の適用ができません! 12 ナノメートルは900ナノ 向の最大の要素素子の一双が4.096以下であり、かつ、すべての要素素子の数が2 0.000以下のもの 本・宇宙用に見好していないフォーカルブレーシアレーであって、次のいずれかに該 <u>当するもの</u>(要素来子の数が16以下のカプセル対しをした決等電セルであって硫化和 火・(係)・を終く、のうち、二は当するもの以外のもの (一) <u>熱型でない</u>フォーカルブレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの (数) 該当

宇宙用に設計した固体の光検出器 イメージ増強管 イメージ増強管又はその部分品

6 研化インジウムを用いたもの 6 研化インジウムガリウムを用いたもの 6 研化インジウムガリウムを用いたもの

11-1. 【事例4】機械系 (懸念区分との関連性等)



D研究室のD教授は、宇宙空間プラズマや核融合プラズマ中における複雑な電磁流体現象の解明などの基礎研究を行っています。

。このたび中国の外国ユーザーリスト掲載機関(ミサイル懸念)の卒業生であるEさんから、電子メールで学部研究 ・生として入学したいとの申し出がありました。送られてきた履歴書と成績証明書をみたところ、Eさんは人となりがよ ・いだけでなく、とても優秀であるようなので、受入れに向け前向きに検討する旨回答しました。

D教授は、Eさんに「プラズマ放電現象の観測と水処理応用」を研究テーマとして与えるつもりです。

懸念性の確認

「プラズマ放電現象の観測と水処理応用」

輸出管理上の懸念がない ことを証明するには、どの ように記載すればよい?

●研究目的・目標欄

静電プローブ計測法を用いてプラズマ放電における基礎的なパラメータである温度や密度を観測し、<u>プローブ形状を工夫すること</u>で密度温度計測手法を改善すること、及び水中でパルス放電を行い、水中でのプラズマ放電現象の観測を行うとともに、その<u>基礎過程を理解することが目的</u>である。

静電プローブ計測法は、プラズマ放電の基礎計測法であり、20世紀初頭から使用されてきたが、簡便な手法でプラズマ内の密度温度が計測できるため、現在でも使用されている公知の技術である。

プローブ形状を工夫することにより密度温度計測手法を改善し、測定精度を向上させること(プローブ法の改良手法を見出すこと)、また水中での放電開始条件を改善することにより、<u>将来的には環境改善や滅菌などの医療応用に役立てることが</u>目標です。

- ⇒ポイント1:D研究室として行っている研究の目的ではなく、Eさんが入学後に行うことになる研究の目的について記載 すること。
- ⇒ポイント2: Eさんが入学後に行うことになる研究の最終的(将来的)な目標について記載すること。
- ●大量破壊兵器等の開発等の意図の有無欄

①受入れることになった経緯

②Dさんの経歴(学位取得年月、勤務歴)、過去の研究内容、将来の希望

外務省から聞かれる 場合がありますので、 要注意!

- ⇒ポイント1:本欄には、Eさんが大量破壊兵器等の開発等の意図を有しているかについて記載すること。
- ⇒ポイント2: Eさんがそのような意図を有していないことを証明する客観的な裏付けとして、経歴に加え、<u>過去の研究</u> 内容や将来の希望についても記載すること。

© 2012 Tohoku University

27

11-2. 【事例4】機械系 (懸念区分との関連性等)



懸念性の確認(つづき)

「プラズマ放電現象の観測と水処理応用」

●懸念区分との関連性

提供する技術はこれまで多くの研究者が公知としてきた一般的手法であり、リスト規制及び懸念40品目にも該当しない。 Eさんの出身大学は外国ユーザーリスト掲載機関であり、ミサイルの開発等の懸念があるものとされているが、本研究の目的は、密度温度計測手法の改善及び水中でのプラズマ放電現象の観察とその基礎過程を理解することであって、ミサイル等の開発等を目的としたものではないことに加え、使用するプラズマも蛍光灯並みの低い温度及び低密度のものであることから、ミサイル等をはじめ、大量破壊兵器等との関連性を有するものとは認められない。

- ⇒ポイント1:Eさんの懸念区分との関連性だけでなく、その他大量破壊兵器等との関連性も有さないかについても記載 すること。
- ⇒ポイント2:関連性の有無は、提供する技術の機能・特性からみて判断し、関連性がないとする場合には、その客観的な理由を記載すること。
- ●大量破壊兵器等への転用可能性(リスト規制レベルへの到達可能性)

計測対象としているプラズマの密度や温度は低く(電子温度1~5eV、電子密度 10^17~10^19m^-3程度)、これによって大型のロケットを推進することは不可能であり、また地球大気圏への再突入時における高温高密度プラズマを模擬することも出来ない。また、これらの用途で想定されるプラズマ条件での密度温度計測に、本研究でのプローブ計測法を適応することは耐熱的にも不可能であり、大量破壊兵器等の開発等のために技術が転用される可能性やリスト規制レベルに到達する可能性は現時点では全く想定できない。

また、水中でのプラズマの密度や温度は低く(電子温度1eV程度以下、電子密度 10^17m^-3程度、電離度は1%以下)、これによって大型のロケットを推進することは不可能であり、また地球大気圏への再突入時における高温高密度プラズマを模擬することも出来ない。また、これらの用途で想定されるプラズマ条件を水中放電で模擬することは不可能であり、大量破壊兵器等の開発等のために技術が転用される可能性やリスト規制レベルに到達する可能性は現時点では全く想定できない。

⇒ポイント1: 転用可能性の有無は、提供する技術の機能・特性からみて判断し、転用可能性がないとする場合には、 その客観的な理由を記載すること。

<立命館大学·安全保障貿易管理研修会>



「東北大学における安全保障輸出管理の取り組みについて」(抜粋)

日 時 平成24年11月15日(木) 10:00~11:30

会場 立命館大学BKCテクノコンプレクス ハイテク会議室

講師 国立大学法人東北大学 コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室長(安全保障輸出管理マネージャー) 船田正幸

© 2012 Tohoku University



目次

- I. 我が国の安全保障輸出管理規制(省略)
- Ⅱ. 東北大学の安全保障輸出管理体制



一目次一

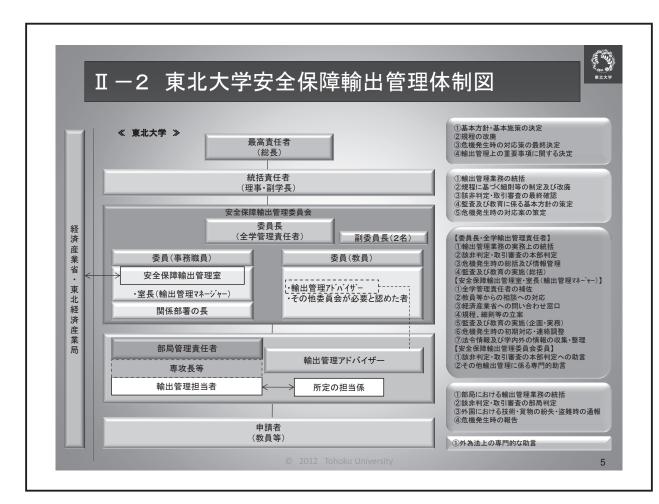
- Ⅱ-1 安全保障輸出管理体制導入までの経緯
- Ⅱ-2 東北大学安全保障輸出管理体制図
- Ⅱ-3 東北大学の輸出管理手続の概要
- Ⅱ-4 判定手続(①フロー図②対象取引の内容等③具体例)
- Ⅱ-5 過去の取扱件数【平成22年3月~平成24年9月】
- Ⅱ -6 再確認・再判定手続
- Ⅱ -7 終了前確認手続(①導入の理由等②フロー図③実務担当者の役割④具体例)
- Ⅱ-8 調査(具体例)
- Ⅱ-9 誓約書の取得
- Ⅱ-10 教育体制
- Ⅱ-11 監査体制
- Ⅱ-12 今後の検討課題

© 2012 Tohoku University



Ⅱ-1 安全保障輸出管理体制導入までの経緯

- 平成17年 4月 ・「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
- 平成18年 3月 ・「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
 - 「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」【文部科学省】
- 平成20年 1月 ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス【経済産業省】※22年2月に改訂有
 - " 3月 「外為法等への対応方法」の公表(東北大学産学官連携推進本部)
 ※文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラ
- ※文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」の委託事業の成果報告書
- 平成21年 7月 ・イラン人留学生受入れに関する外為法違反への疑いに関し新聞報道
 - */ 8月 ・「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース(TF)委員会設置 → 管理体制 及び規程の検討開始
 - " 9月 ・暫定の相談窓口(産学連携課内)の設置/機微技術等の保有状況に係る暫定 調査の実施
 - " 11月 ・産学連携課内に「安全保障輸出管理室」(室長1、室員2)を設置 → 専任者による相談・経済産業省対応機能及び管理体制・規程の集中的検討体制を確立
 - ・「大学及び公的研究機関における輸出管理について」【文部科学省】
- 平成22年 1月 ・検討結果の報告(TF委員会 → 総長)
 - 管理体制及び安全保障輸出管理規程の承認(役員会)
 - -関係各課(留学生課、国際交流課、人事課等)に対する協力要請
 - 7 2月 ・学内説明会(教員向け(地区毎)、事務担当者向け)
 - ・安全保障輸出管理細則の制定(統括責任者) → 各部局あて安全保障輸出管理実施上の具体的取扱いについて通知
 - "
 3月 ・管理体制スタート(規程・細則の施行)



Ⅱ-3 東北大学の輸出管理手続の概要



> 判定手続 【取引の開始前】

教員等が留学生・外国人研究者等を受け入れ技術提供を行う場合、又は共同研究先の外国の大学等へ貨物を輸出する場合、貨物輸出・技術提供のフロー図に従い、手続の有無をチェックした上、該当の場合に部局の窓口に「輸出管理シート」を提出し、予め所定の判定手続を受ける。

【事前確認】

該非判定・取引審査の手続を要するか否かについて、予め確認する、スクリーニングのための手続

【該非判定】

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを判定する手続

【取引審查】

取引の相手先やその用途に関し懸念がないかを確認の上、当該取引に関する承認の可否を審査する手続

※調査で文系(非実験系)として提出のあった教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合は手続不要(24年2月~)

> 終了前確認 【取引の終了前】

上記の判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間終了後の進路先が確定した場合、受入者である教員等が、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、終了前確認のフロー図に従い、確認を行う。確認の結果、所定の要件に該当した場合は、部局の窓口に「終了前確認シート」を提出し、懸念先確認又は判定手続を受ける。

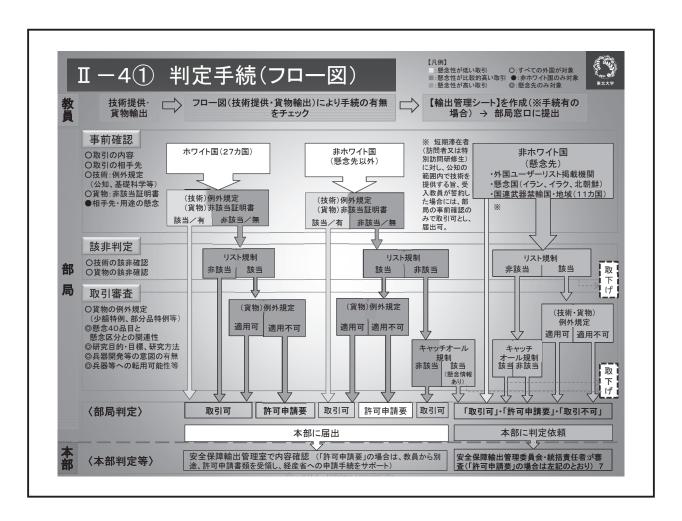
> 調査の実施【リスト規制改訂時】

教員等が外国に輸出する予定のある貨物又は留学生・外国人研究者等に提供する予定のある技術について、リスト規制に該当するか否かを自ら確認し、及びその結果を組織的にも把握することにより、手続の遺漏による法令違反の防止や効果的な輸出管理の実施を目的として、原則、法令改正によりリスト規制に改訂が生じた都度、<u>過去に「文系(非実験系)」として提出のあった教員を除き</u>、すべての研究室・教員を対象に所定の「**調査票**」に基づき実施する。

> 誓約書の取得 【受入時】

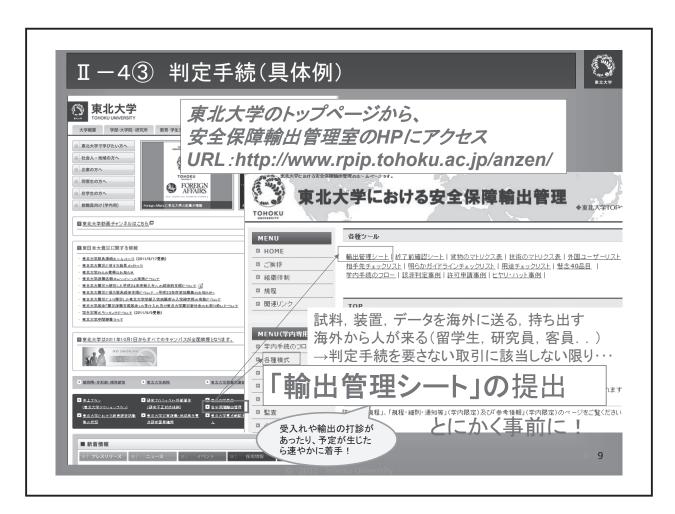
留学生・外国人研究者を受け入れる際、所定の要件に該当する場合には指導(受入)教員に相談の上、必要な場合には外為法に従い所定の手続を行う旨を誓約する「**誓約書**」(各所管部署が定めるもの)を取得する。 ※調査で文系(非実験系)として提出のあった教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合は手続不要(24年2月~)

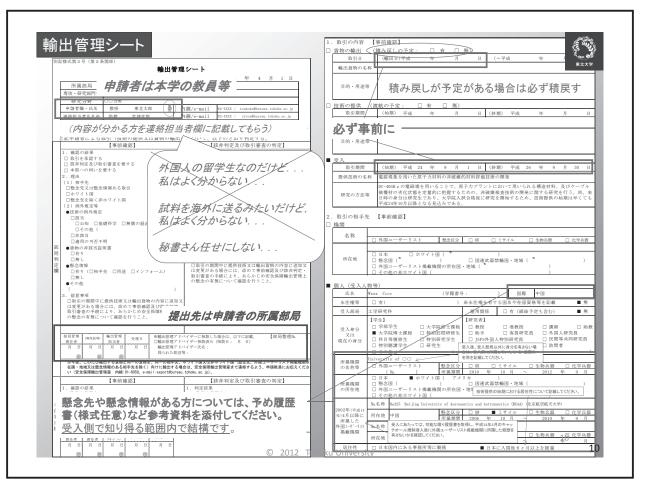
© 2012 Tohoku University

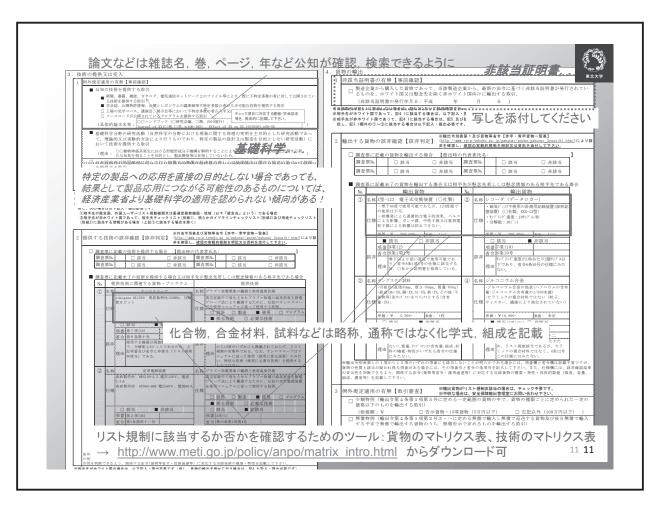


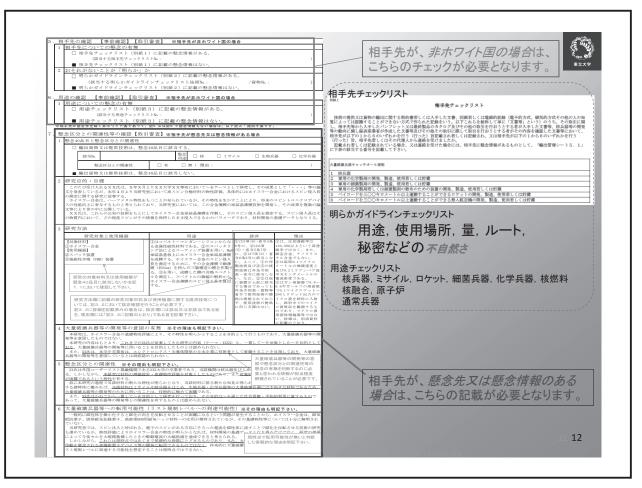


目的	取引の内容	輸出管理シートの提出先
留学生受入	次の各号に掲げる留学生を受け入れ、研究指導等を行う。 - 学部学生又は大学院学生 - 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生	留学生受入れのための関係書類と併せて、当該留学生が 身分を有することとなる部局の教務担当係へ提出する。 場別を有することとなる部局の教務担当係へ提出する。
外国人研究者 受入		外国人研究者の受入れのための関係書類と併せて、受入 部局の人事担当係、国際交流担当係又は研究協力担当 係へ提出する。
	施設見学等の目的で一時的に本学を訪問する外国人を受け入れ、技術内容の説明 を行う。	輸出管理担当者へ提出する。
共同研究契約	一 当該企業等において技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体 等を輸出して技術情報の提供を行う。 三 研究機材、試料等を当該企業等へ輸出する。 四 民間等共同研究員等を受け入れ、技術の提供を行う。	
受託研究契約		受託研究契約のための関係書類と併せて、受託研究担当 係へ提出する。
秘密保持契約		秘密保持契約のための関係書類と併せて、秘密保持契約 担当係へ提出する。
MTA	外国の企業等とMTAを締結し、次の各号により貨物の輸出又は技術の提供を行う 試料等を当該企業等へ輸出する。 二 試料等に係る設計、製造又は使用の技術を当該企業等へ提供する。	ক.
学術指導		学術指導契約のための関係書類と併せて、学術指導契約 担当係へ提出する。
在外研究	学振の若手研究者等海外派遣事業により、外国の大学等において技術の提供を行う。	若手研究者等海外派遣事業への申請のための関係書類 と併せて、国際交流担当係へ提出する。
兼業	外国の企業等で兼業を行い、次の各号により技術の提供等を行う。 一 当該企業等において技術指導又は技術の提供を行う。 二 当該企業等へ電話、電子メール等の通信回線を使用して、又は特定記録媒体 等を輸出して技術情報の提供を行う。	兼業のための関係書類と併せて、兼業担当係へ提出する









Ⅱ -5 過去の取扱件数 [平成22年3月~平成24年9月]



●ホワイト国・非ホワイト国 (懸念先以外) を相手先とする取引

事前確認限りで取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
貨物の輸出	6	38	28	13	85
技術の提供・受入れ	911	2, 182	877	402	4, 372
合計	917	2, 220	905	415	4, 457

※懸念先からの訪問者受入れ(誓約書による届出案件)を含む

該非判定・取引審査により 取引を承認した案件	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
貨物の輸出	1	106	181	78	366
(内訳) 輸出許可申請必要	1	12	8	4	25
輸出許可申請不要	0	94	173	74	341
技術の提供・受入れ	1	13	22	4	40
(内訳) 役務取引許可申請必要	1	0	1	0	2
役務取引許可申請不要	0	13	21	4	38
合計	2	119	201	82	406

※平成24年9月30日までに部局判定及び安全保障輸出管理室で確認済みの案件

●非ホワイト国 (懸念先) を相手先とする取引

該非判定・取引審査により 取引を承認した案件(予定を含む)	平成21年度	#Z	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
貨物の輸出		0	0	0	0	0
技術の提供・受入れ	35	(0)	49 (10)	30 (1)	19 (0)	133 (11)
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	29	(0)	30 (6)	11 (0)	10 (0)	80 (6)
懸念国	5	(0)	17 (2)	12(1)	2 (0)	36 (3)
国連武器禁輸国・地域	1	(0)	2 (2)	7 (0)	7 (0)	17 (2)
合計	35	(0)	49 (10)	30 (1)	19 (0)	114 (11)

※()内は、比較的軽微なものとして全学管理責任者裁定により委員会に報告した案件数(外数)

※凡例 :懸念性が低い取引 :懸念性が比較的高い取引 :懸念性が高い取引

13

再確認・再判定手続 **I**I - 6







判定手続 → 承認



- ①提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合
- ②相手先の大学・研究機関等や受け入れる留学生・外国人研究者に追加又は変更がある場合
- ③受け入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国 ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国又は国連武器禁輸国に指定 された場合



再確認 再判定手続



Ⅱ-7① 終了前確認手続(導入の理由等)

【導入の時期】平成23年8月1日~ 【導入の理由】

留学生・外国人研究者の受入期間の終了時点において、受入前の判定手続で審査していなかった新たな技術や懸念区分が明らかになった場合に、帰国等により将来、当該技術が外国において再提供されても問題がないことを終了前までに確認する必要があるため。

(懸念されるケース1)

非ホワイト国で外国ユーザーリストに掲載されていない大学で学位を取得した留学生(大学院学生)で、受入れ前に「取引承認」と判定した上で本学の大学院において受け入れた方が、大学院修了の上帰国する際に外国ユーザーリスト掲載大学に就職することが修了前に明らかとなった場合

受入教員等から提供した技術が当該留学生から外国ユーザーリスト掲載大学に再提供されても 問題ないかどうかを帰国前に改めて確認・審査し、懸念される技術がある場合にはこれを持ち帰ら せないようにしなければ、最悪、懸念される技術が懸念される相手方に渡り、結果として大量破壊 兵器等に転用されることにもなりかねない!

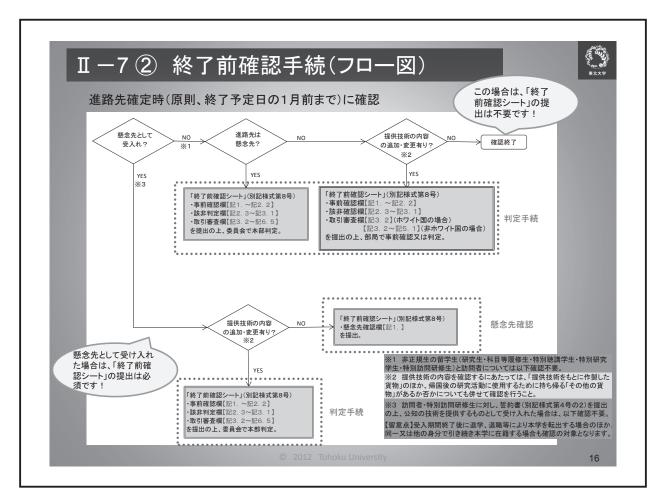
(懸念されるケース2)

受入れ前に技術提供について「取引承認」と判定した外国ユーザーリスト掲載大学で学位を取得した留学生 (大学院学生)に対する提供技術の内容に追加・変更があった場合

> 本来、提供する技術の内容に追加・変更がある場合には、提供前に再確認又は再判定手続を 行わなければならないが、仮にその事実が提供後(終了前)に明らかとなった場合には、受入教 員等から当該留学生に対する技術提供に懸念がなかったことを組織的に確認しなければ、上記 と同じリスクが否定できない!

> > © 2012 Tohoku University

15



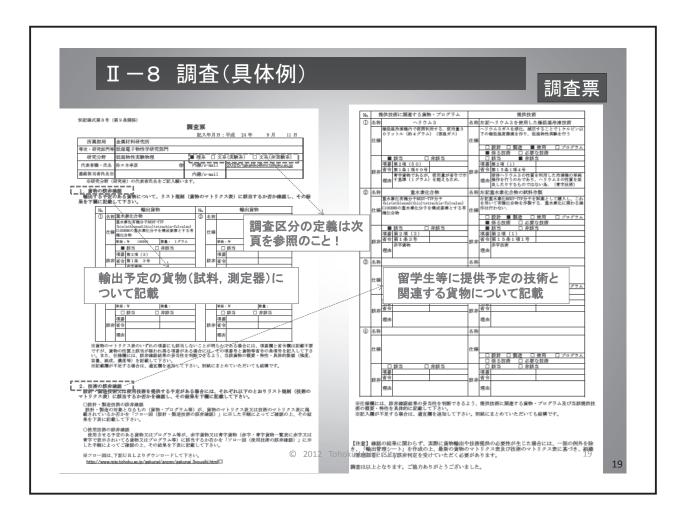


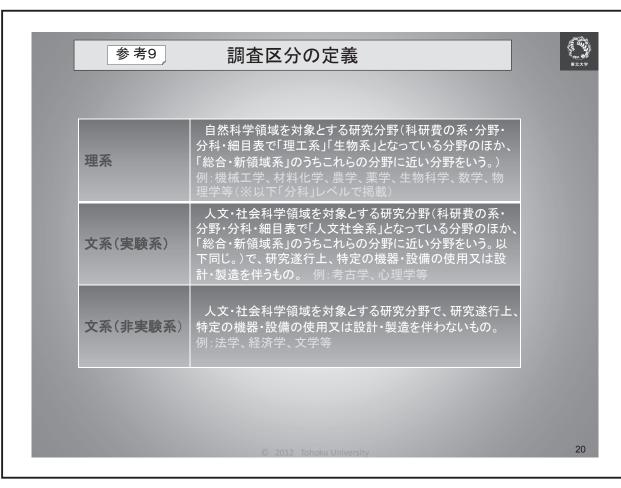
Ⅱ-7③ 終了前確認手続(実務担当者の役割)

- ▶ 原則:輸出管理担当者は、終了予定日の遅くとも1月前まで に該当の教員等に終了前確認を行うように連絡する。
- ▶ 例外: 所定の担当係は、留学生から退学願等、外国人研究者から辞職願等により、受入期間の終了予定日よりも前に身分を喪失させるための手続があった場合には、その旨を輸出管理担当者に連絡する。
 - ⇒ 連絡を受けた輸出管理担当者は、該当の先生方に速 やかに終了前確認を行うよう連絡する。

終了前確認手続(具体例) II - 7(4)終了前確認シ-終了前確認のフロー図に従って確認した ■ 受入期間の変更 ※以下に変更後の期間を記載して下さい。 (始期)平成 24 年 4 月 1 日~(終期)平成 26 年 3 月 31 日 ■ 受入身分の変更 ※以下に変更験の身分・変更前の身分を記載して下さい。 結果、終了前確認シートの提出が必要と 変更後の身分: 大学院修士課程学生 変更前の身分: 学部研究生 なった場合に作成 □上記届出(申請)者による取引について、以下のとおり確認する。□上記申請者による受入者から連路先への技術の再提供等について、以下のとおり確認又は判定する。 修士->博士 博士->PDなどで研究テーマが変わる場合などに注意 | 発供技術の内容に 多人期的中における提供技術の内容に適節・変変ま2 (2 確認の内容 多人期的中における提供技術の内容に適節・変変ま2 (2 確認の内容 不ったため、等前機跟及び原外所定・最引着至の制 したの能、企業を行う。 (表別・日本の能・技術) (技術) (日本の能・技術) (技術) (大学) (大学 連筋光の懸念以分 □ 核乳器 □ ミサイル □ 生物乳器 □ 化学乳器 □ 通常乳器 機供技術の内容の 通加・変更の有無 □ 受入期間中における提供技術の内容に当加申請時からの通加・変更無し。 □ 受入期間中における提供技術の内容に当加申請助からの通加・変更有り。

※直影・変更がある機は、皮の縁について記と、単すも軽し、繊維質量素をは関心に、非常手機 | 対けて下さい。 総長入時に固念免として『恵夫君みか様念子、思入期間のに対ける組織技術の政策に追加。故事がなかった場会は、以下別様不禁で す(3頁目以下はブリントアウトいただかなくて破機です)。他出管理推進者に提出の上、部局管理責任者の確認を受けて下さい。 受入時に承認された提供技術の内容に追加・ - 刊成内容 1) リスト規制 (該非判定) コ該当(項番: 省令: コ非該当 変更がある場合は、記2.以下も記入が必要 内容 真空容器中でブラズマ放電を発生させ、静電ブローブ法により温度密度を観測する。 また、水中で放電を起こすことで、脱色など水処理を行う。 □弁該当
2) キャッチオール規制
□該当(□連絡先の懸念) □用途の懸念)
□弁該当(□進絡先の懸念) □用途の懸念)
3) その他
□貨物の例外規定該当
□少報特例 □無賃特例 □暗号特例 例外規定適用の有無【事前確認】 □少穀特例 □無償特例 □暗号物内 □その他() サード和販力と場合は、以下に記載。 【部局整理N。 ・デー相販済み(相談日: 月 日) (事前確認及び該非判定・取引審査の判定) (事前確認及び該非判定・取引審査の判定) (事前確認及び該非判定・取引審査の判定) (事前確認及び該非判定・取引審査の判定) (事前確認を対している。) (事前を対している。) (事前をいる。) (事能をいる。) □ 条件付きで取引を水率する
□ 経済産業ペーの許可申請
□ その他(
□ 取引不可(再提供・技術データ等の持ち出しは認められない)
2. 理由
□ 別紙回答記載のとおり (風俗的水田等): 製造会及以大して受入れ、かつ温度会も最全な以下さる場合であって、上部例外規定のいずれかに発信する場合には、以下 銀本で乗って、他は複雑品等に出述のよ、毎月を選択性のの指摘性を受けてするい。 なお、人名が見せを他がする者かは、思う、も確認のよ、毎月を選択性の特別を受けてするい(温度水田金会以外の条 水イント目のの情報はよ、次び回り、台間としてするい)。







Ⅱ-9 誓約書の取得

- 【誓約内容】次のいずれかに該当する場合には指導(受入)教員に相談を行い、必要に 応じて外為法等に従い所定の手続を行う旨を誓約する。
- ●研究上の技術情報を在学(在職)中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合又はこれを退学(退職)後に提供することが在学(在職)中に明らかとなった場合
- ●研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中に外国に輸出しようとする場合又はこれらを退学(退職)後に輸出することが在学(在職)中に明らかとなった場合

◎判定手続又は誓約書の取得対象者

受入人物	技術提供時 の居住性	受入身分	判定手続	誓約書
		留学生	必要※1	必要※2
外国人(日本国籍を有さない者)で かつ、日本の永住権を有さない者	居住者	研究者	必要	必要
		訪問者	必要※1	不要
		留学生	必要 ※1	必要※2
	非居住者	研究者	必要	必要
		訪問者	必要※1	不要
・日本人(日本国籍を有する者)		留学生	必要※1	不要
	居住者	研究者	不要	不要
・懸念国又は国連武器禁輸国以		訪問者	不要	不要
外の国籍を有する外国人で、日本	非居住者	留学生	必要※1	不要
の永住権を有する者		研究者	必要	不要
		訪問者	必要	不要
		留学生	必要	不要
	居住者	研究者	必要	不要
懸念国又は国連武器禁輸国の国籍を有する外国人で、日本の永住権を有する者		訪問者	必要	不要
		留学生	必要	不要
	非居住者	研究者	必要	不要
		訪問者	必要	不要
※1 訪問者と特別訪問研修生	(懸念先を除く)については	. 公知の技術	析の範囲内で

※1 訪問者と特別訪問研修生(懸念先を除く)については、公知の技術の範囲内での提供であれば、判定手続不要。

※2 特別訪問研修生は、誓約書の取得不要。

特に懸念国及び国連武器禁輸国については、国連安 保理決議に基づき、国あるいは国民を対象として輸出管 理するよう求められておりますので、懸念国又は国連武 器禁輸国の国籍を有する外国人については、仮に日本 の永住者である場合であっても、判定手続は必要です。

◎「訪問者」とは、施設見学や研究打合せ等を目的として(表敬訪問は除く)、一時的に本学に来訪する者(受入れにあたり手続に定めがない者)で、本学に身分・肩書を有さない者をいいます。

但し、本学に身分・肩書を有さない場合であっても、共同研究の相手方等が、具体的な技術的交流を目的として本学を訪問する場合は、「訪問者」には該当しません。この場合は、研究者として左記の表に従い判定手続を行って下さい。

21

Ⅱ-10 教育体制



- ▶「安全保障輸出管理に関する教育の基本方針」に基づき教育を実施 (規程第28条第1項)
 - ●定期教育 ⇒ 階層別に実施
 - ①教員全学講習会
 - *対象者:輸出管理対象部局のすべての教員
 - *教育内容:我が国の輸出管理規制、及び東北大学の輸出管理体制に係るもののうち特に教員に関連するもの
 - ②実務担当者講習会
 - *対象者:安全保障輸出管理担当者及び所定の担当係の実務担当者
 - *教育内容:我が国の輸出管理規制、及び東北大学の輸出管理体制に係るもののうち特に実務担当者に関連 するもの
 - ③安全保障輸出管理アドバイザー研修会
 - *対象者:安全保障輸出管理アドバイザー
 - *教育内容:該非判定及び委員会審査案件に関すること
 - 4安全保障輸出管理担当者研修会
 - * 対象者:安全保障輸出管理担当者
 - *教育内容:判定手続その他の手続に関すること
- ●臨時教育

以下の場合に、定期教育とは別に実施する教育

- 1)統括責任者から委員長に対し実施の指示があった場合
- 2)委員長が定期教育とは別に教育を実施する必要があると認めた場合
- 3)部局から委員長あて定期教育とは別に当該部局を対象とした個別教育の実施について要請があり、委員長が必要と認めた場合

最近の例(参考);2)により、公安調査庁東北公安調査局より講師を招き、「大学における情報の安全保障ー機微技術情報等を狙う懸念国の情報活動ー」と題した講演会を開催(24.10.31)

© 2012 Tohoku University



Ⅱ-11 監査体制

▶「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」及び毎年度の「定期監査 実施計画」に基づき監査を実施(規程第30条第1項)

●定期監査

①一次監査

- *監査形式:アンケート調査による書面監査
- *対象部局:すべての輸出管理対象部局
- *監査項目: 定期監査実施計画で定める項目
- * 対応者: 【本部】安全保障輸出管理室 【部局】安全保障輸出管理担当者

②二次監査

- * 監査形式:アンケート調査の回答内容に基づく、ヒアリング・現認による実地監査
- * 対象部局: 定期監査実施計画で定める部局
 - ※基本方針により、3年ですべての輸出管理対象部局について実施
 - ※前年度の二次監査で重大な不備が確認された部局に加え、今年度より、新たに一次監査において重大な不備が確認された部局についても実施
- *監査項目:一次監査に同じ
- * 対応者: 事務職員ヒアリング【本部】安全保障輸出管理室 【部局】安全保障輸出管理担当者及び所定の担当係教員ヒアリング【本部】委員長・安全保障輸出管理室 【部局】申請者・安全保障輸出管理アドバイザー

③その他(監査報告等)

二次監査終了後、安全保障輸出管理室において監査報告書(案)を作成し、委員会の審議及び統括責任者の最終確認により確定 → 二次監査対象部局あて個別に結果を通知し、併せて同報告書を安全保障輸出管理HP上の学内限定サイトに掲載 ※今年度より、新たに一次監査のみの部局についても本部における確認結果のみ連絡

●臨時監査

統括責任者が定期監査とは別に監査を実施する必要があると認め、委員長に実施の指示があった場合に実施なお、これまでに実施なし_

© 2012 Tohoku University

Ⅱ-12 今後の検討課題



▶ 学内関係

定期監査(平成24年度)の結果等から、今後は以下の課題について検討が必要

●手続の明確化

- → 「安全保障輸出管理マニュアル」の改訂:検索性の向上、記載例の充実等
- → 新たな支援ツール等の作成: 取引種別(留学生等受入れ、共同研究の実施、外国出張等)毎のワークフロー、 模範例等
- → 関係各課を通じた周知機能の向上: 各課で管理するHP等に安全保障輸出管理の概要、相談窓口等を掲載
- → 教育体制の充実: 階層別研修の複数回開催等

●手続の簡素化・効率化

- → 手続の負担軽減:相手先の属性等に応じた適用除外の拡充
- → 電子化の推進:他のシステム(人事、教務等)との連携、新たな電子申請システムの導入

▶ 学外関係

大学に共通する課題について検討が必要

●「大学の安全保障輸出管理実務に関する検討会」

- → RU11(研究担当理事·副学長懇談会)において設置了承
- → 構成:RU11・UCIP(国際・大学知財本部コンソーシアム)・九州ネット(九州地域内大学輸出 管理ネットワーク) の各構成・参加大学
- →「留学生等に関する安全保障上の入口管理について」をテーマに課題抽出、解決策等の検討を行い、国に対する要望書を取りまとめる予定
- → 設定テーマ以外の観点(国大協からの要望・提言(22.6.23)やUCIP調査報告(24.7)における指摘事項)も含め、 同検討会における検討を促しつつ、検討作業に協力する予定

© 2012 Tohoku University

<輸出管理DAY for ACADEMIA・第2部> ~留学生受入れの際の輸出管理上の課題と対応策~



「東北大学における留学生等の出口管理」

東北大学コンプライアンス推進部 安全保障輸出管理室 室長 船田 正幸

© 2013 Tohoku University



1. 留学生等に関する「出口管理」とは?

<東北大学における定義・位置付け>

留学生等が、課程修了等により大学との在籍関係を終了した後、帰国等に伴い行う(又はその可能性のある)取引(技術の再提供・貨物の輸出)を想定し、終了前に行う輸出管理。



© 2013 Tohoku University



2. 「出口管理」のタイミング及び対象

<課程修了後、帰国する大学院学生の例>

入口管理(判定手続)

中間管理(再判定手続)

出口管理(終了前確認手続)

受入れ打診 入試合格 入国・入学・研究室配属

修了 帰国

在籍前

在籍中

在籍終了後

●入学後に行う予定 の研究指導(技術提 供)

供) (主体:受入教員) (相手先:留学生)

審査

対象

取引

●研究指導(技術提供)の内容 の追加・変更

【主体:受入教員】 【相手先:留学生】

※併せて出口管理の対象

●貨物の持ち出し 【主体:留学生】 【相手先:外国の大学等】

●留学生間での技術交流 【主体:留学生】 【相手先:他の留学生】 ●帰国先における技術の再提供 【主体:元留学生】 【相手先:帰国先の大学等】

●貨物の持ち帰り 【主体:元留学生】 【相手先:帰国先の大学等】

●元留学生に対する技術提供 【主体:元受入教員】 【相手先:元留学生】

●元留学生に対する貨物の送付 (譲渡・貸与等)【主体:元受入教員】【相手先:元留学生】

© 2013 Tohoku University

<u>3-①.「出口管理」はなぜ必要なのか?</u>



- ▶「入口管理」・「中間管理」の補完
 - ●進路先(帰国先等)に新たな懸念はないか?
 - → 入口管理の時点で確認した情報(入学前の経歴等)と進路先 に関する情報は、必ずしもイコールではない。
 - 例:非ホワイト国に所在する大学(外国UL以外)で修士号を取得した留学生が、日本の大学で博士号を取得し、帰国後の就職先大学が外国UL掲載大学である場合等
 - ●提供技術に追加・変更はなかったか?
 - → 本来は、再判定手続(中間管理)の審査対象であるが、手続 に遺漏はなかったか?
 - ●貨物の持出しはないか?
 - → 入口管理における審査対象は、受入教員から 提供する技術のみ。



© 2013 Tohoku University



3-②. 「出口管理」はなぜ必要なのか?

▶ コンプライアンス又は大学の社会的責任(USR)

- ●元留学生等が一個人として行う取引を、なぜ大学が輸出管理の 対象とする必要があるのか?
- → 法令(外為法等)上、輸出者等には、その業として行う取引に関し、「輸出者 等遵守基準」に従った組織的な管理が要請されている。換言すれば、一個 人としての取引に関しては、組織的な管理が条文上は要請されていない。
- → 仮に、元留学生等による一個人としての取引が法令違反に問われた場合、 当該留学生等に技術を提供した(携行貨物を管理していた)大学に対し、社 会はどのような目を向けるか?
- → 条文上明示的な要請がなくとも、大学としては、法律の趣旨・目的とそれにより保護される公益を理解し、コンプライアンスの推進又はUSRを果たす観点から、輸出管理が必要ではないか?

© 2013 Tohoku Universit



4. 東北大学における出口管理スキーム

>終了前確認制度

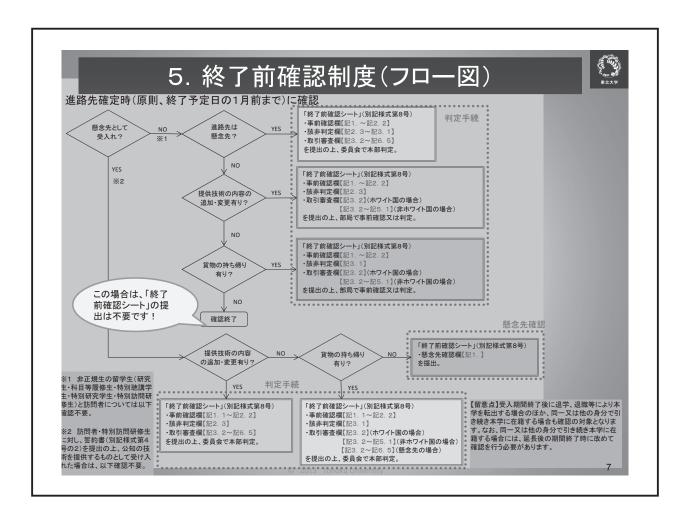
留学生等を受け入れた教員が、原則、その終了予定日の 遅くとも1月前までに、所定のフロー図により在籍期間中の取 引状況及び帰国等に伴う取引予定を確認し、該当の場合に 所定の様式により安全保障輸出管理室による確認又は判定 手続を求める制度。

※平成23年8月1日施行(本学の管理体制は、平成22年3月1日施行)

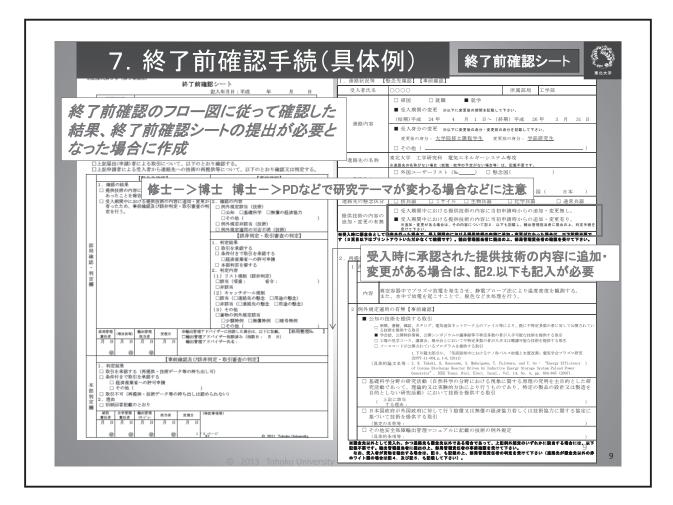
▶誓約書の取得

留学生等の入学時等に、その必要書類の一部として所定の 誓約書の提出を求めている。

© 2013 Tohoku University



懸念先以外として受け入れた場合	平成23年度	平成24年度	合計
進路先が懸念先	0	0	0
提供技術の追加・変更	0	1	1
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	4
懸念先として受け入れた場合	平成23年度	平成24年度	合計
提供技術の追加・変更	2	0	2
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	2
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	29	17	46



8. 終了前確認制度(実務担当者の役割)



- > 教員に対するリマインドの役割
- ●原則:輸出管理担当者は、終了予定日の遅くとも1月前まで に該当の教員に終了前確認を行うよう、連絡する。
- ●例外:所定の担当係は、留学生から退学願等(外国人研究者の場合には辞職願等)により、終了予定日よりも前に身分を喪失させる手続があった場合には、その旨を輸出管理担当者に連絡する。
 - ⇒ 連絡を受けた輸出管理担当者は、該当の教員に速やかに終了前確認を行うよう、連絡する。



※終了前確認に限らず、輸出管理の実効を上げるためには、関係事務部門間の連携が必要不可欠! ➡ 事務部門によるけん制体制の強化に向け、関係各署と検討中。

© 2013 Tohoku University

9. 誓約書の取得



- ●取得対象者
 - ①留学生 ※「日本国籍を有する者」「短期の訪問研修生」「日本の永住権を有する者」は除外
- ②外国人研究者(雇用・非雇用) ※「短期の訪問者」「日本の永住権を有する者」は除外

●誓約内容

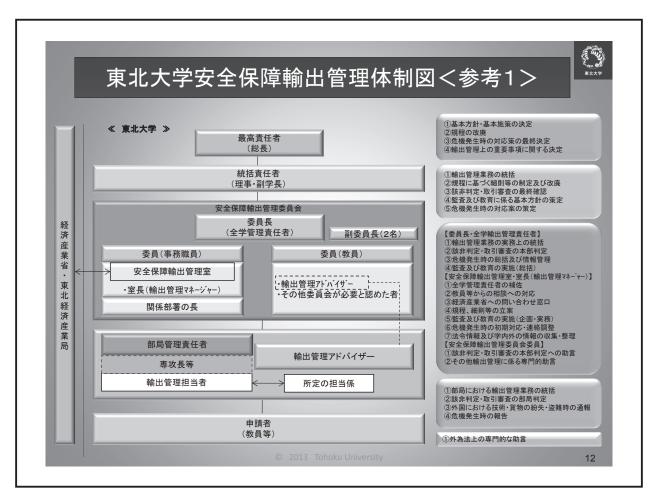
次のいずれかに該当する場合には、<u>指導(受入)教員に相談を行い、必要に応じて</u> 外為法等に従い所定の手続を行う旨を誓約する。

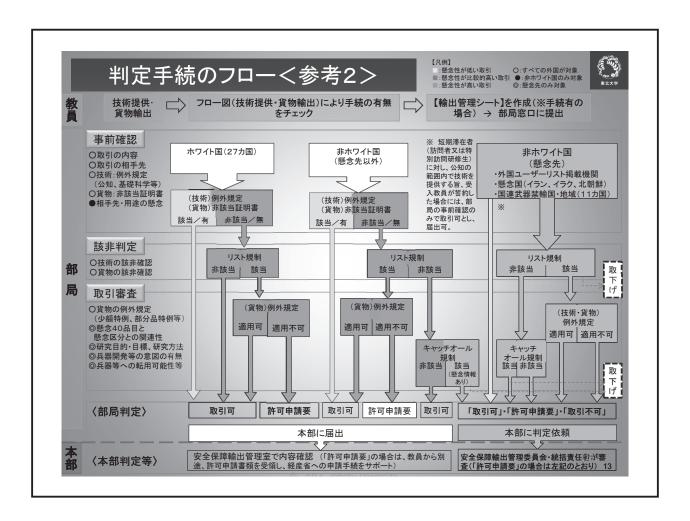
- 一 <u>研究上の技術情報を</u>在学(在職)中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合又はこれを退学(退職)後に提供することが在学(在職)中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中に外国に輸出しようとする場合又はこれらを退学(退職)後に輸出することが在学(在職)中に明らかとなった場合

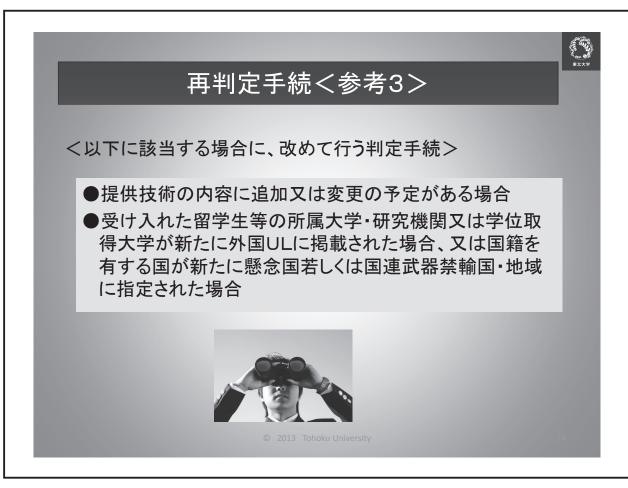


© 2013 Tohoku University

11







退任のご挨拶

私の輸出管理との関わりは、平成21年まで遡ります。

同年7月、一部の新聞報道において外為法に基づく技術提供管理の不備を指摘された本学は、その後の経済産業省及び文部科学省による事実確認のための調査の結果、外為法違反の事実が認められなかった旨両省から見解を得たものの、他方、貨物も含めた輸出管理の組織的な対応の必要性等について厳しいご指摘を受けました。

これを踏まえ、本学は飯島敏夫理事(当時)の強いリーダーシップの下、翌8月より管理体制の構築に向けた具体的な検討に着手するとともに、学内の相談体制の確立、経済産業省等との窓口の一元化、規程等をはじめとした管理体制の集中的な検討及びその適正な運営を行うため、同年11月1日付けで専任の職員3名体制による安全保障輸出管理室を設置し、その初代室長として拝命されたことが私の輸出管理との関わりの始まりとなりました。

私はそれまで、本学で長らく法規担当として学内規則の整備や大学院等の組織改編等に関わってきた経験から、多くの関係法令を学ぶ機会はありましたが、私にとって外為法は全くの未知の領域であったことに加え、当時、経済産業省から大学・研究機関向けのガイダンスが、また、産学連携学会から大学・研究機関向けのガイドラインがそれぞれ公表されていたものの、特に学内手続の在り方をはじめとした具体的な内部の運用ルールを構築する上で直接的に参考になる先行大学等の情報がほとんど皆無であったこともあり、実質的にはゼロからのスタートであったため、室長の拝命を受けた当時、正直、私は途方にくれた想いでございました。

しかしながら、飯島理事によるご指導・ご鞭撻に加え、管理体制の検討の段階から主導的な役割を発揮され、その後、初代の全学管理責任者(安全保障輸出管理委員会委員長)に就任された橋爪秀利大学院工学研究科教授、その後に同職に就任された佐々木孝彦金属材料研究所教授をはじめとした多くの関係者の先生方や関係部署の事務職員の方々によるご協力、そして、当室の室員(櫻井、牧原(元職員))の献身的な努力に支えていただき、翌平成22年3月には早速、管理体制を発足させるとともに、その後も今日に至るまで皆様の大きな支えがあって、現在の管理体制を構築することができました。

また、経済産業省の牧野室長(当時)や池田検査官(当時)をはじめとした経済産業省及び東北経済産業局の関係者の方々、11大学連絡会の構成大学をはじめとした他の多くの大学等の輸出管理の関係者の方々とも様々な機会を通じてご指導をいただき、又は情報交換や意見交換をさせていただく機会を得て、本学の管理体制の構築又は改善につなげることができました。

私は、輸出管理というステージを通じて知り合った上記の方々から、輸出管理のみならず、一人の職業人そして時には一人の人間として多くの勉強をさせていただきました。このことは、私の残りの職業生活そして人生においても大きな財産となりました。学内外の

関係者の皆様には、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。本当にありが とうございました。

末筆ではございますが、本学の管理体制はまだまだ発展途上にあると考えております。 更なる改善・充実を図るためには、学内の声に耳を傾けることはもとより、学外の関係者 からのご意見等も真摯に受けとめる必要があると考えております。そのような意味で、こ の報告書に対し忌憚のないご意見等をお寄せいただければ幸いでございますし、今後とも、 本学の取組みをご報告させていただくことにより、我が国の大学における輸出管理の浸透 及び改善・充実に少しでもお役に立つことができれば、望外の喜びでございます。

> 国立大学法人東北大学法務・コンプライアンス部 法務課長兼安全保障輸出管理室長(輸出管理マネージャー) 船 田 正 幸

本学において全学的な安全保障輸出管理の必要性が認識され、その管理制度・組織が平 成21年度に構築されて以来、本委員会の活動も5年目になります。それ以前には、本学 のみならず国内ほぼすべての大学において、教員・職員ともに大学における安全保障輸出 管理の必要性、また安全保障輸出管理という言葉さえも知らないというのが実情であった と思います。そのような全くゼロの状況から考えると、現在の本学においては積極的、消 極的の違いはあっても、-留学生の受け入れや海外との共同研究,試料や装置の海外への 送付・携行には安全保障輸出管理に基づく手続きと確認・許可が必要-、という基本認識 が、教員・職員の大半に浸透していることは、大きな進歩だと思います。本制度・組織を 構築された橋爪前委員長、佐竹前副委員長ほか委員・アドバイザーの先生方、特に安全保 障輸出管理室のメンバーと各部局の担当事務の方々の並々ならぬ活動の成果だと思います。 全世界と広く活発で自由な研究交流を前提とする大学において、このような規制的制度を 新設し定着させるには、多くの方のご意見・ご批判を常に真摯に受け止めて制度や運営を 改善していく必要があります。本報告書は、平成24年度における安全保障輸出管理委員 会の1年間の活動をまとめたものです。本報告書をご高覧いただき、本委員会の活動にご 理解・ご協力いただくとともに、多くの方からのご意見・ご批判をいただくことで更なる 制度・運用の改善・改良に役立てていきたいと思います。また、東北大学のこのような取 り組みと成果は、国内他大学・機関などからも評価されおり、関係会議・セミナーでの招 待講演や視察・問い合わせなども多くあります。本書で報告しているような「東北大学モ デル」が、他大学また全国的な大学における安全保障輸出管理を行う上での参考事例とし て役立つことによって、本報告書編集発行の意義・価値がより高まるものと期待していま す。

安全保障上の技術や貨物の提供・輸出に関する本取り組みは、相手方やその技術・貨物が安全保障上の脅威や懸念を有する場合を対象としており、一般的な知的財産保護や貿易上の通関とは異なる視点によるものです。理想的にはそのような懸念が全世界の国・地域で無くなれば本制度も必要無くなります。大学は、人類の発展と幸福を実現・追及する良識の府であり、個々の研究者・学生間の自由な交流また大学と社会のつながりによってこれを目指すところのものです。このような大学本来の特性と現状の社会情勢や社会的責任との間で、バランスが取れた実効性のある制度に育てていく必要があります。本委員会・管理室の両方において、今後もケーススタディを積み重ねて制度の改善と円滑な運用に努める所存です。関係するすべての皆様からの忌憚の無いご意見をお待ちしています。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長 国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 佐々木 孝 彦